



第4次三鷹市基本計画（第2次改定）

【令和元年度～4年度】

令和2年3月

三 鷹 市



第4次三鷹市基本計画の第2次改定にあたって

～「質の高い防災・減災のまち」をめざして～

三鷹市ではこのたび、今後のまちづくりの進め方について基本的な考え方をまとめた『第4次三鷹市基本計画（第2次改定）』を確定いたしました。

令和4（2022）年度を目標年次とする「第4次三鷹市基本計画」は、社会情勢や国の制度変更などを反映するため、4年ごとに見直しを行うこととしています。また、市長の任期とも連動するため、今回の第2次改定は、私が平成31年4月の市長選挙で市民の皆様から信託をいただいてから、初めて市政全般の方向性をお示しするものとなります。

昨今は大規模な自然災害が多発しており、各地の深刻な被害状況を目の当たりにするたび、基礎自治体として市民の皆様の命と暮らしを守ることが最も重要な責務であると痛感せずにはられません。従来の危機管理施策を強化していくことはもちろん、都市基盤整備、コミュニティ、福祉、子育て支援、環境、産業振興、情報化などの諸施策を、「防災・減災」の視点から新たな発想で展開していくことが求められます。様々な分野において取り組みの進化と連携が進むことは、災害に強いまちになると同時に豊かで魅力的な市の実現を可能にします。私は、こうした考え方のもとで総合的なまちづくりを推進し、三鷹市の魅力やブランド力を高めていきたいと考えています。

また、これからの自治体経営における大きな課題は、人財の活躍です。三鷹市においても今後、少子高齢化がさらに進展し、将来的には人口の減少や人口構成の変化が進むと予測されており、このことは町会・自治会などのコミュニティ活動に大きな影響を及ぼすとともに、市税や社会保障費など財政面への影響も懸念されます。

しかし、より良い未来へつなげていくためには、こうした動向を憂慮するばかりではなく、新たな人財活躍のあり方を考える好機と捉え、新時代の自治体経営を目指していくことが今の三鷹市に課せられたもう一つの重要な責務であると感じています。

こうした背景のもと、これからの三鷹市の施策展開の新たな第一歩として、今回の第2次改定では、「市民の暮らしを守り、三鷹の魅力を高める『質の高い防災・減災まちづくり』」を「優先課題―施策推進の理念―」に掲げました。また、これまでの基本計画で最重点プロジェクトとしていた「都市再生」と「コミュニティ創生」を、引き続き市政の根幹を成す重要なものとして「施策の柱」に改めて位置付けました。地域と市が一丸となって各施策に着実に取り組み、市民の皆様が「ふるさと三鷹」でいつでも安全に安心して暮らし、地域でつながり、支え合いながら、将来にわたって三鷹に住み続けたいと思えるようなまちづくりを進めていきます。

令和2（2020）年、三鷹市は市制施行70周年を迎え、さらなる発展が求められます。しかし、それは市民の皆様の「参加と協働」がなければ実現しないものです。市政を取り巻くさまざまな課題に対して、駅前再開発をはじめとしたこれからの三鷹のまちづくりを皆様と議論しながら進めていきたいと考えています。手を取り合い、語り合い、三鷹の未来を作り上げていきましょう。

令和2（2020）年3月

三鷹市長 河 村 孝

目 次

第Ⅰ編 総 論

第1章 計画の基礎

1 基本目標	3
2 目標年次	3
3 対象区域	3
4 計画人口	3
5 自治体経営の基本的な考え方	4
6 財政フレーム	6

第2章 人口の将来推計と展望

1 推計の概要	9
2 推計の期間	9
3 仮定値の設定	9
4 総人口の推計	10
5 特定年齢人口の推計	11
6 分析	13
7 人口の将来展望	14

第3章 主要施策の方向性

1 選択と集中による施策の重点化	15
2 三鷹駅前地区再開発の推進～三鷹駅南口中央通り東地区再開発事業～.....	18
3 三鷹の価値を高める新たな参加と協働のステージへ	22

第4章 総合行政で進める施策の方向性

1 世界に開かれた平和・人権のまちをつくる	27
2 魅力と個性にあふれた情報・活力のまちをつくる	28
3 安全とうるおいのある快適空間のまちをつくる	29
4 人と自然が共生できる循環・環境のまちをつくる	30
5 希望と安心にみちた健康・福祉のまちをつくる	31
6 いきいきと子どもが輝く教育・子育て支援のまちをつくる	32
7 創造性と豊かさをひろげる生涯学習・文化のまちをつくる	33
8 ふれあいと協働で進める市民自治のまちをつくる	34

第Ⅱ編 各 論

第1部	世界に開かれた平和・人権のまちをつくる	
第1	国際化の推進	40
第2	平和・人権施策の推進	42
第3	男女平等参画社会の実現	44
第2部	魅力と個性にあふれた情報・活力のまちをつくる	
第1	情報環境の整備	48
第2	都市型農業の育成	52
第3	都市型産業の育成	56
第4	商業環境の整備	
1	商業環境の充実	60
2	都市型観光の推進	62
第5	消費生活の向上	64
第6	再開発の推進	66
第3部	安全とうるおいのある快適空間のまちをつくる	
第1	安全で快適な道路の整備	70
第2	緑と水の快適空間の創造	72
第3	住環境の改善	
1	住環境の改善	74
2	安全安心のまちづくり	76
第4	災害に強いまちづくりの推進	78
第5	都市交通環境の整備	82
第4部	人と自然が共生できる循環・環境のまちをつくる	
第1	環境保全の推進	84
第2	資源循環型ごみ処理の推進	86
第3	水循環の促進	88
第5部	希望と安心にみちた健康・福祉のまちをつくる	
第1	地域福祉の推進	90
第2	高齢者福祉の充実	92
第3	障がい者福祉の充実	94
第4	生活支援の充実	96
第5	健康づくりの推進	98
第6部	いきいきと子どもが輝く教育・子育て支援のまちをつくる	
第1	子どもの人権の尊重	100

第2	子育て支援の充実	102
第3	魅力ある教育の推進	106
第4	安全で開かれた学校環境の整備	108
第7部	創造性と豊かさをひろげる生涯学習・文化のまちをつくる	
第1	生涯学習の推進	
1	生涯学習活動	110
2	図書館活動	112
第2	市民スポーツ活動の推進	114
第3	芸術・文化のまちづくりの推進	116
第8部	ふれあいと協働で進める市民自治のまちをつくる	
第1	コミュニティの展開と協働のまちづくりの推進	118
第2	「21世紀型自治体」の実現と都市自治の確立	122
第Ⅲ編	三鷹市まち・ひと・しごと創生総合戦略	
第1章	改定にあたって	
1	まち・ひと・しごと創生法と総合戦略	129
2	国と東京都の動向	129
3	三鷹市まち・ひと・しごと創生総合戦略の改定の考え方	129
4	人口ビジョン	130
第2章	総括	
1	三鷹市まち・ひと・しごと創生総合戦略の位置づけ	131
2	対象期間	131
3	市民アンケート調査の結果（平成27年度実施）	131
第3章	三鷹市総合戦略における基本目標	132
第4章	三鷹市総合戦略における施策の方向と個別事業	
基本目標1	地域ぐるみで子どもの個性を尊重し、成長を支えるまちづくり	133
基本目標2	市民がともに支え合い、健康で心ゆたかに生きがいを持って活躍できるまちづくり	136
基本目標3	地域の特色を活かした持続可能で魅力あるまちづくり	140

第Ⅳ編 三鷹市の教育に関する大綱

第1章 改定における基本的な考え方

1 大綱の趣旨	147
2 大綱の位置づけ	147
3 期間	148

第2章 基本理念

第3章 基本目標と施策の方向

基本目標1 いきいきと子どもが輝く教育・子育て支援のまちをつくる	151
基本目標2 創造性と豊かさをひろげる生涯学習・文化のまちをつくる	151

資料編

第1 第4次基本計画と個別計画について	155
第2 第4次基本計画（第2次改定）における市民参加と市民意見等の反映	156
第3 第4次基本計画（第2次改定）及び個別計画の策定・改定の経過	159

【用語について】

(1) 人財

三鷹市では、通常使われる「人材」ではなく、「財産」「宝」を意味する「人財」という言葉を使っています。

(2) 団体名称

本計画では、下記団体名称について、表記欄の名称を使用しています。

正式名称	表 記
特定非営利活動法人三鷹ネットワーク大学推進機構	三鷹ネットワーク大学推進機構
公益財団法人三鷹国際交流協会	三鷹国際交流協会
公益財団法人三鷹市スポーツと文化財団	スポーツと文化財団
株式会社まちづくり三鷹	まちづくり三鷹
社会福祉法人三鷹市社会福祉協議会	社会福祉協議会
特定非営利活動法人花と緑のまち三鷹創造協会	花と緑のまち三鷹創造協会
特定非営利活動法人みたか都市観光協会	みたか都市観光協会

第 I 編 総 論

第1章

計画の基礎

1 基本目標

計画の基本目標は、基本構想が掲げる「平和の希求」「人権の尊重」「自治の実現」を基調とした「人間のあすへのまち」の実現です。

「人間のあすへのまち」は、「高環境・高福祉のまちづくり」によって実現されるもので、今回の改定では、「防災・減災」の視点をすべての事業の基礎とし、人口の動向や市民ニーズの多様化などを見据えながら、「高環境」と「高福祉」が調和した持続可能なまちづくりを推進する指針としての計画としています。

2 目標年次

計画の目標年次は、2022 年度（令和 4 年度）です。

ただし、2023 年度（令和 5 年度）の基本構想の改定及び第 5 次基本計画の策定を見据えるなど、中長期的な視点を盛り込んだ計画としています。

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4
市長選挙	○				○				○			
計画期間									第 2 次改定			
	前 期				中 期				後 期			

3 対象区域

計画の対象区域は、三鷹市全域です。

ただし、施策の展開にあたっては、社会経済動向や市民生活圏域の広がりなどを勘案し、首都圏、東京都、多摩地区、近隣市区や、全国、海外を射程に入れた広域的観点にも配慮しています。

4 計画人口

計画人口は、おおむね 180,000 人とします。ただし、平成 31 年 3 月にまとめた『三鷹市将来人口推計』を踏まえ、当面は人口増加に対応した都市施設等の整備を進める必要があるため、第 2 次改定における市の想定人口は、おおむね 190,000 人とし、成長管理によるまちづくりを推進します。

5 自治体経営の基本的な考え方

基本構想で掲げる、効率的で開かれた「21 世紀型自治体」の実現に向け、都市経営の観点から「防災・減災」の視点を基礎に、「今」の市民生活がさらに充実し、都市計画手法等を活用した「未来」のまちの姿を具現化できるよう戦略的なまちづくりを展開し、三鷹のまちの魅力向上や新たな価値を生み出します。市民に選ばれる自治体をめざし、都市再生やコミュニティ創生を柱とする取り組みを進め、新しい時代に対応した質の高い行政サービスの提供と創造的で持続可能な自治体経営を推進します。国際目標である持続可能な開発目標 SDGs の理念を理解し、未来に向かって市民と創り上げていくまちづくりを進めます。

(1) 行政の役割転換

- ア 市民ニーズは、社会経済状況の変化により、さまざまな変化が生じてくることが想定されますが、どのような状況下でも、行政サービスを持続的かつ安定的に提供し続けなければなりません。市役所の業務現場において創意工夫による質の高いきめ細やかな対応を継続し、市民満足度の高い行政サービスの提供を進めます。
- イ 市民に対して新たな三鷹の価値を提供し、市民・事業者・市がそれぞれの役割を担い協働した自治体経営を進めるため、既成概念にとらわれず、行政サービスの質の向上のための先進的な取り組みに挑戦し続けます。
- ウ 自治体経営を持続的かつ安定的に展開していくため、行政サービスの根幹となる財源の確保や経費の適正管理のもと、コスト意識とスピード感を持った事業の推進を図ります。市民にとって納得性の高い行政サービスの規模・仕組みや望ましい受益と負担のあり方を適切に見極め、時代に即した施策の推進を図ります。

(2) 協働のまちづくりの推進

- ア 市域全体に共通する課題や地域特有の課題の共有と解決に向けて、新たな「参加と協働のまちづくり」となる取り組みを展開します。
- イ まちのにぎわいや活気あるまちづくりに向け、幅広い世代の市民や事業者、大学・研究機関など地域の人財のほか、まちの情報、歴史、文化など、あらゆる資源が三鷹市の魅力と捉え、地域と資源が連携し合う新たな協働の仕組みづくりを模索します。
- ウ 外郭団体等が有する高い専門性は、市との協働によりサービスの品質を高め、多様なニーズに応じたきめ細かい対応を可能としてきました。より高い品質のサービスを提供していくため、外郭団体等における経営体制や人材育成などを支援するとともに、効率的で効果的な団体運営を実現します。

(3) 成果重視の行政経営システムの確立

- ア 事業に要する経費はすべてが市民生活の向上や利便性、満足度を高めるための「投資」であると考え、市民満足度の向上に資する事務事業の効果的で効率的な遂行による行財政改革に取り組みます。
- イ 厳しい財政状況の中でも財政基盤の強化に向けて歳入の根幹である市税等の確実な収納に努めるとともに、国や東京都の補助金の積極的な活用を図ります。市が保有する資産の積極的な活用を図り、ふるさと納税の魅力的な取り組みや新たな歳入の確保を進めます。
- ウ 将来のまちづくりや公共施設の建替え・再編、公有財産の利活用等に向けて、人口動態や施設需要など客観的なデータに基づく分析や課題の抽出を行い、解決手法の検討やまちの価値を高めるあらゆる可能性を模索し、市民にとって魅力ある取り組みを進めます。

(4) 柔軟で機動的な推進体制の整備

- ア 地域のさまざまな課題を解決するため、単独の組織だけではなく、複数の組織が連携して複眼的に検討し取り組むなど、人的資源や財源などの経営資源を効率的に配分するとともに、新たな課題等にも柔軟に対応できる組織体制を確立します。
- イ AI（人工知能）や RPA（ロボット技術による作業の自動化）などのデジタル技術を積極的に活用し、行政手続きのオンライン化や事務の自動化を進め、市民への直接的な行政サービスの提供など自治体職員が担うべき業務に注力できるような仕組みを構築します。
- ウ 自然災害をはじめとするさまざまな危機から市民の生命と財産を守るため、いかなる事態にも冷静に対応できる職員の危機対応力を高めるとともに、組織的な危機管理体制の強化を図ります。環境やエネルギー、福祉など多様な視点を含め、総合的な防災・減災まちづくりを進め、市民のくらしを守り三鷹の魅力を高める取り組みを進めます。
- エ 市民ニーズの多様化や複雑化する行政課題へ対応するため、広域的な自治体間連携による業務の標準化や共通化など、これまでの枠組みを超えた新たな仕組みを模索し、効率的な事務の推進につながるよう積極的に取り組みます。

(5) 透明で公正な行政の確立

- ア 行政の説明責任を果たすため、市政に関する情報を適切にわかりやすい手法で幅広く公開するなど情報提供の充実に努めます。
- イ 住民情報をはじめとする市の保有する情報は市民の大切な「財産」であると考え、情報セキュリティ対策のさらなる強化を図るとともに、AI（人工知能）などのデジタル技術を駆使し、市保有情報の利活用を図ります。
- ウ 働き方改革の推進など行政が自ら率先して取り組み社会全体への波及に努めます。
- エ 市の取り組み状況や施策・事業の評価などを分かりやすく効果的に伝える新たな仕組みを検討し、さまざまな媒体により公表します。
- オ 市民ニーズにきめ細かく対応できるよう相談体制の充実に努めます。

6 財政フレーム

(1) 計画後期（令和元年度から令和4年度まで）

主要事業等を計画的に実現していくため、現時点での収支の見込みを基礎に、年度ごとに歳入と歳出を推計しています。

三鷹駅前地区の再開発や北野の里（仮称）のまちづくり、環境センターの跡地利活用やふじみ衛生組合リサイクルセンターの更新、防災・減災まちづくりの視点に立った公共施設の長寿命化については、第5次基本計画の計画期間中に本格化することから、計画後期の財政フレームでは整備費等を見込んでいません。これらの事業を前提とした財政フレームについては、第5次基本計画の策定時に改めて設定します。

		後期（令和元～4年度）							
		令和元年度	構成比	令和2年度	構成比	令和3年度	構成比	令和4年度	構成比
歳入	市 税	381億円	55.2%	383億円	53.0%	384億円	52.6%	386億円	52.7%
	国・都支出金	193億円	28.0%	221億円	30.6%	222億円	30.4%	221億円	30.2%
	市 債	15億円	2.2%	12億円	1.7%	15億円	2.1%	15億円	2.1%
	その他の収入	101億円	14.6%	106億円	14.7%	109億円	14.9%	110億円	15.0%
	合 計	690億円	100.0%	722億円	100.0%	730億円	100.0%	732億円	100.0%
歳出	義務的経費	360億円	52.2%	376億円	52.1%	383億円	52.4%	386億円	52.7%
	人件費	105億円	15.2%	111億円	15.4%	112億円	15.3%	112億円	15.3%
	扶助費	215億円	31.2%	228億円	31.6%	233億円	31.9%	236億円	32.2%
	公債費	40億円	5.8%	37億円	5.1%	38億円	5.2%	38億円	5.2%
	投資的経費	47億円	6.8%	48億円	6.6%	50億円	6.9%	51億円	7.0%
	その他の経費	283億円	41.0%	298億円	41.3%	297億円	40.7%	295億円	40.3%
	合 計	690億円	100.0%	722億円	100.0%	730億円	100.0%	732億円	100.0%
期末基金残高		133億円		131億円		123億円		120億円	

ア 経済予測

国の経済財政諮問会議（令和２年１月１７日）で示された「中長期の経済財政に関する試算」による経済成長率を前提に試算しています。経済が現在の成長率並みで将来にわたって推移する「ベースラインケース」を前提とし、経済成長率は中長期的に実質１％程度、名目１％台前半程度で推移するものと見込んでいます。

イ 市税

個人市民税については、１５歳以上の人口と経済成長率を勘案した伸びを見込みました。法人市民税については、令和２年度以降、一部国税化の影響が顕在化することから、減収を反映した見込みとしています。その他の市税については、令和２年度見込額と同額としています。

ウ 各種交付金等

地方消費税交付金については、令和２年度以降の税率引き上げによる影響を見込みました。その他の交付金及び譲与税は、令和２年度見込額と同額としています。

エ 人件費

今後の定年退職の見込みや会計年度任用職員制度への移行等を勘案して算出しました。

オ 扶助費

生活保護費の実績や私立認可保育園の開設を反映したほか、過去の実績値からの予測値を推計して算出しました。

カ 公債費

既借入れの市債、計画期間内の市債（各年度１５億円程度）の償還費を推計して算出しました。

なお、三鷹中央防災公園・元気創造プラザに集約した施設については、跡地を売却し、繰上償還の財源とすることとしていましたが、当面は、井口特設グラウンドの売却を見込まない償還計画へと見直す一方で、償還期間を短縮し、利子負担の軽減を図ることとしています。なお、用地売却や土地利活用による新たな財源を確保した段階で、適宜、繰上償還を検討します。

キ 繰出金

国民健康保険事業や介護保険事業などの社会保障施策については、現行制度を前提に給付見込等を勘案して、一般会計からの繰出金を算出しました。

ク 投資的経費及びその他の経費

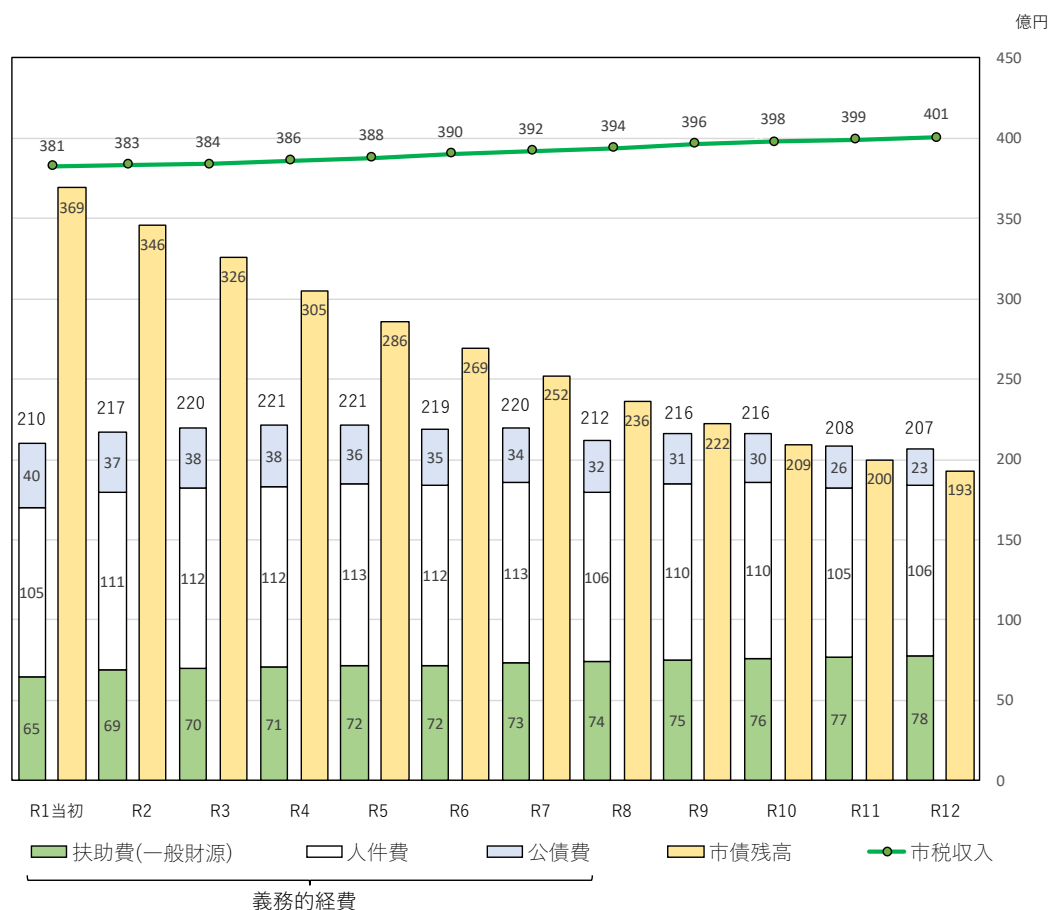
主要事業については、計画期間内における概ね１億円以上の事業費と、事業費に対応した国庫支出金及び都支出金等の特定財源を反映して算出しました。

(2) 令和5年度以降の財政見通し

第5次基本計画の計画期間となる令和5年度以降、都市再生の取り組みが本格化します。施策を実施するうえで前提となる財政状況において、歳出では、扶助費の増加傾向が続くものの、公債費が漸減することから、義務的経費全体で抑制基調になるものと推計しています。その一方で、歳入では、人口の増加傾向が続き市税収入の伸びが見込まれます。

なお、公債費の前提となる市債の借入は、各年度15億円と仮置きし、公債費を推計しています。今後、都市再生の取り組みを本格化していく際には、一定の市債の活用を図ることを想定しており、この場合、公債費負担は上振れすることとなります。

引き続き、セーフティーネットに係る経費を確保したうえで、優先順位を明確にし、事業実施時点での状況の変化を的確に捉えながら、施策の展開を図っていきます。また、都市経営の視点に立った財源の確保や行政のスリム化など、財政基盤を強化しながら、中長期の財政需要を見据えた堅実な財政運営に取り組んでいきます。



※ 上記推計には、三鷹駅前地区の再開発や北野の里（仮称）のまちづくり、環境センターの跡地利活用やふじみ衛生組合リサイクルセンターの更新、防災・減災まちづくりの視点に立った公共施設の長寿命化などの経費は含まれていません。

※ 市債残高について、令和元年度は最終予算額、令和2年度は当初予算額、令和3年度以降は推計額としています。

第2章

人口の将来推計と展望

1 推計の概要

人口の将来推計と展望は、平成 31 年 3 月に策定した「三鷹市将来人口推計」を踏まえて人口の分析を行ったもので、市における人口の将来展望を提示するものです。また、「第Ⅲ編 三鷹市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の「人口ビジョン」に位置づけるもので、まち・ひと・しごと創生の実現に向けた効果的な施策を企画立案する上で重要な基礎とします。

2 推計の期間

2019（平成 31）年 1 月 1 日の住民基本台帳人口を基準人口とし、2020（令和 2）年から 2049（令和 31）年までの 30 年間の推計を行っています。

3 仮定値の設定

日本人人口の推計にあたっては、コーホート要因法（注 1）により男女別年齢別人口の算出を行うこととし、要因別の仮定値については、国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）の公表数値を参考としながら、下表のとおり設定しています。

なお、外国人人口については、転入出等の傾向が日本人と異なることから、コーホート変化率法（注 2）により算出しています。

	設定する値	将来の推移
性別年齢別 生残率（注 3）	社人研が公表（平成 30 年 3 月）した市の「将来の生残率（5 年）」から単年の生残率を算出して、その値を用いる。	今後の平均寿命の伸びを反映して、生残率は上昇傾向で推移する。
性別年齢別 純移動率 （注 4）	社人研が公表（平成 30 年 3 月）した市の「将来の純移動率（5 年）」から単年の純移動率を算出して、その値を用いる。	当面は近年の転入超過を反映した純移動率で推移するが、徐々にその移動傾向が鈍化する。
女性の年齢別 出生率	市の 2011 年～2017 年の実績値により求めた合計特殊出生率の近似曲線から将来の合計特殊出生率を推計した。	緩やかな上昇傾向で推移する。 2019 年：1.18、2028 年：1.23、 2038 年：1.25、2048 年：1.27
出生児の性比 （注 5）	社人研が公表（平成 30 年 3 月）した市の「0～4 歳性比」の値（≒105.2）を用いる。	出生性比 105.2 がほぼ一定で推移する。

（注 1）コーホート要因法：出生・死亡・移動に関する仮定値を設定し推計する方法

（注 2）コーホート変化率法：人口の変化率に関する仮定値を設定し推計する方法

（注 3）性別年齢別生残率：各男女別年齢別の人口が 1 年後に生残する確率

（注 4）性別年齢別純移動率：各男女別年齢別の人口が 1 年後に転入出により増減する割合

（注 5）出生児の性比：出生人口の男女比で、出生した男子の女子に対する比率

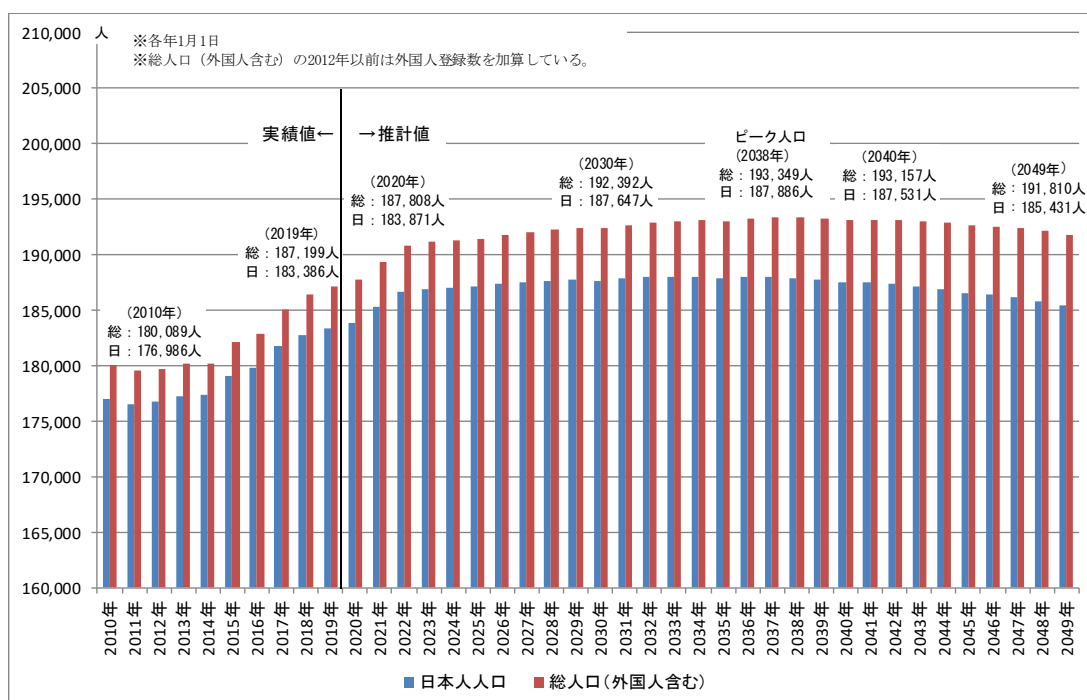
4 総人口の推計

市の総人口は、2038年に最大（193,349人）となり、その後、徐々に減少に転じるものと見込まれます。

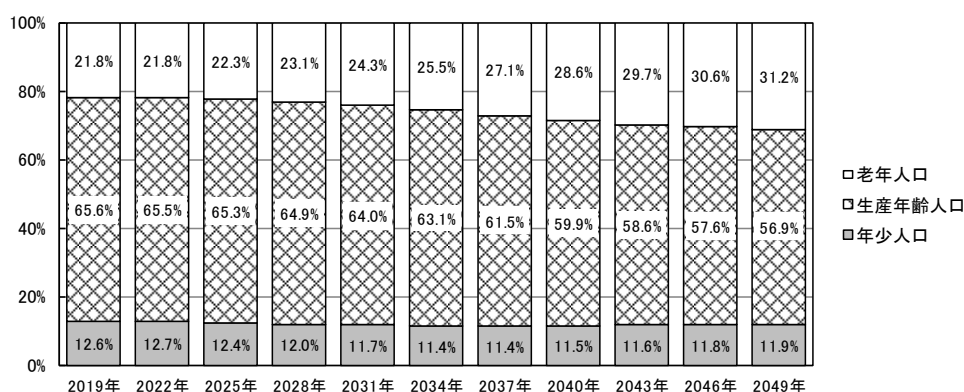
こうした中、老年人口は一貫して増加し、2049年には59,756人（31.2%）となります。

また、2019年時点では、男女ともに45～49歳が最も多く、同年齢階級をピークとする山がありますが、30年後の2049年には、最も人口の多い年齢階級が75～79歳となり、全体的に高齢者の人口規模が大きくなります。

◇ 総人口の推計

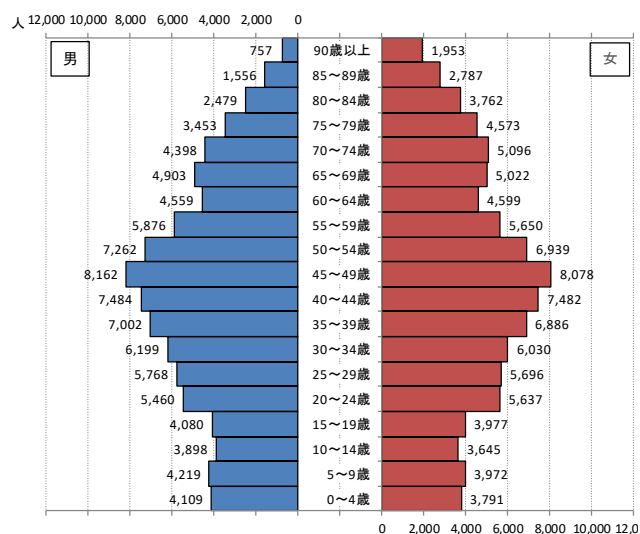


◇ 年齢3区分人口の推計

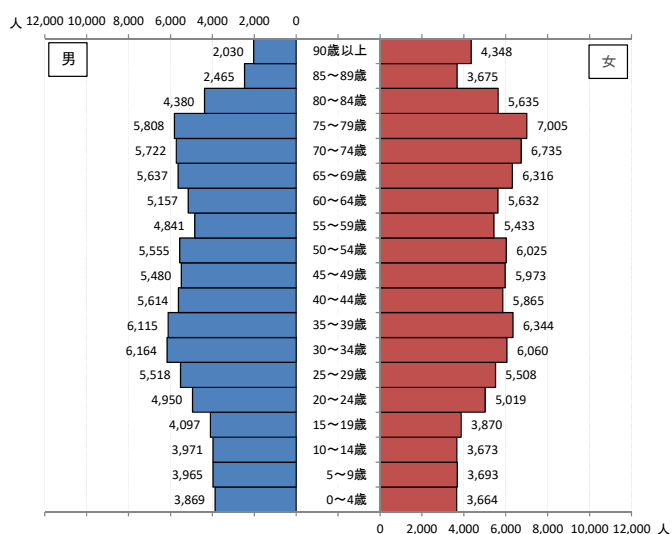


◇ 人口ピラミッド

<2019 年>



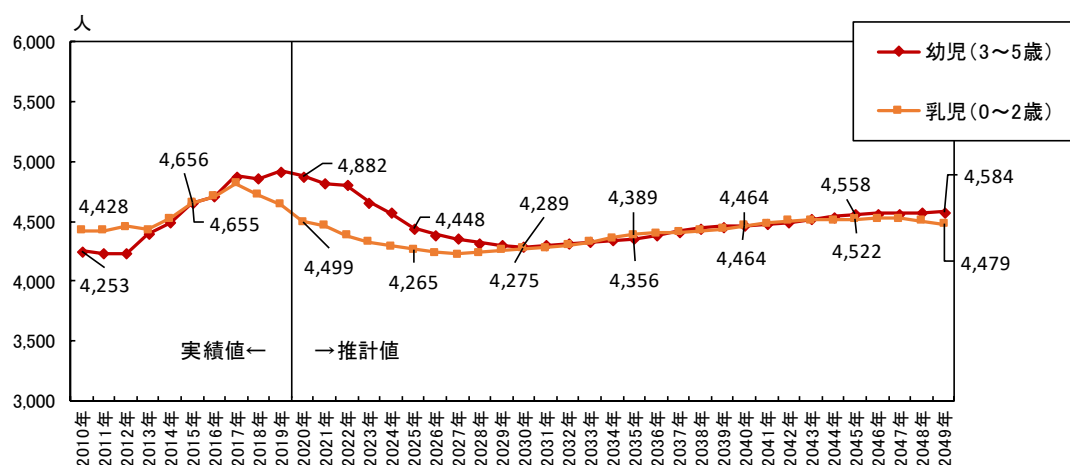
<2049 年>



5 特定年齢人口の推計

(1) 就学前人口（0～5 歳）

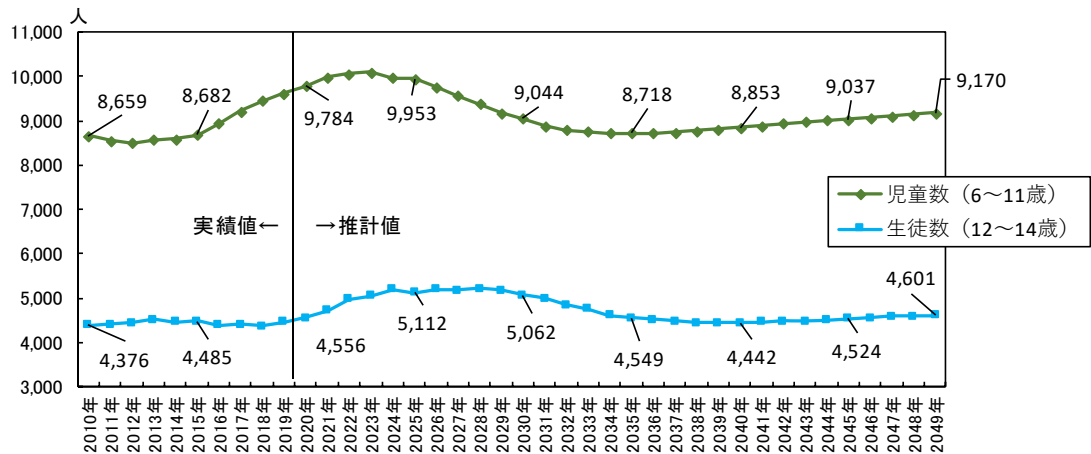
出生率の高い女性の年齢階級（25～39 歳）の人口減により、2029 年まで緩やかに減少するものと見込んでいます。



(2) 児童数（6～11 歳）と生徒数（12～14 歳）

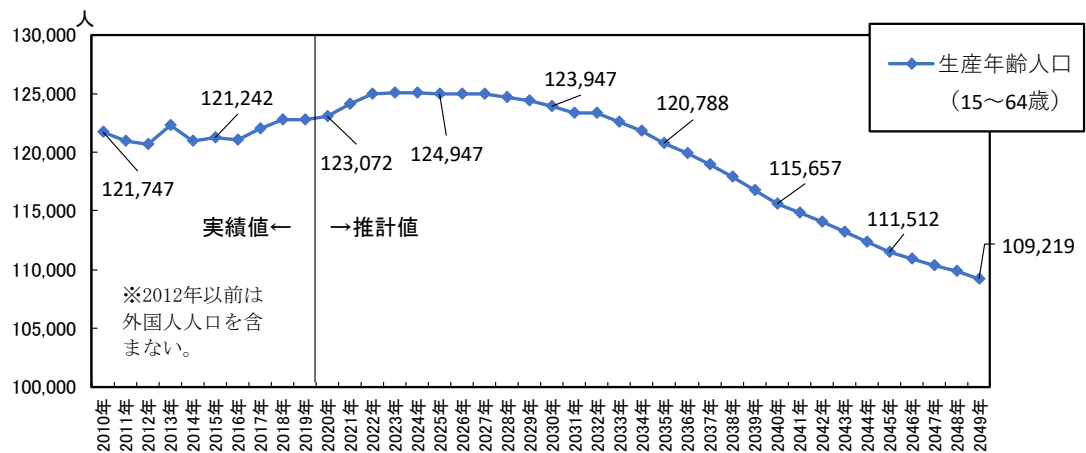
児童数は 2023 年まで増加するものと見込んでいます。これは現在の就学前人口が相対的に多いためです。

生徒数は児童数の変化より数年遅れて、2028 年でピークを迎えます。



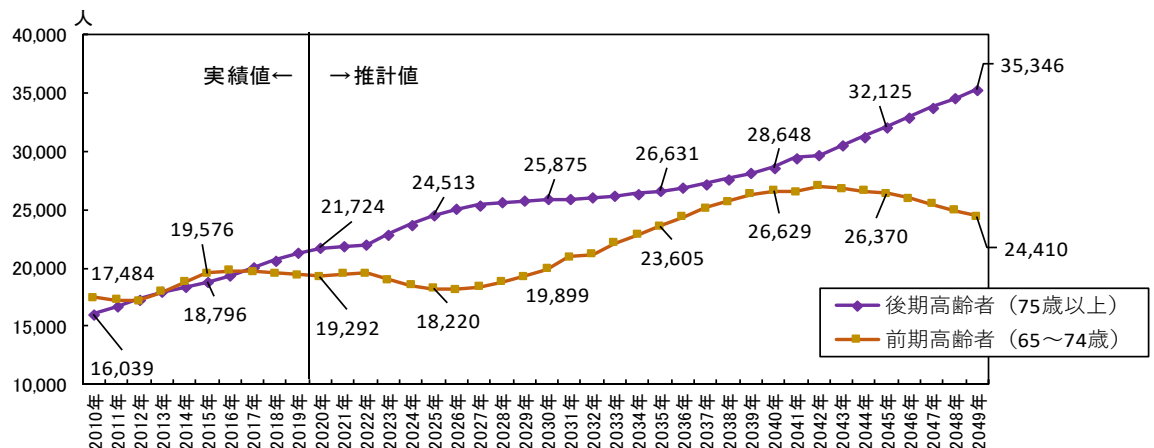
(3) 生産年齢人口

生産年齢人口は 2023 年をピークとして、それ以降は減少するものと見込んでいます。これは今後、10 歳代後半から 20 歳代前半の転入超過の傾向が鈍化するためです。



(4) 前期高齢者人口 (65～74 歳) と後期高齢者人口 (75 歳以上)

2023 年頃から団塊世代が後期高齢者に移行するため、後期高齢者の伸び率が増加し、逆に前期高齢者は減少します。



6 分析

(1) 総人口の状況について

ア 大規模なマンション等が開発されたことなどにより、2010 年から直近の 2019 年までに
おいて総人口が 7,110 人（+3.9%）増加しています。

イ 参考としている社人研の仮定値は、この近年の人口増の傾向を踏まえて設定されていま
す。さらに、本推計作成時点において、日本無線株式会社三鷹製作所の跡地に全 678 戸の
住宅建設が予定されていることから、当面の間、人口増が続くものとなっています。

ウ 2038 年に人口のピーク（193,349 人）を迎えた後も急激な人口減少はなく、推計最終年
次の 2049 年においても総人口は 19 万人を超えています。このため、市が提供している道
路や下水道施設等の公共インフラなどについては、引き続き、計画的な維持管理や長寿命
化の対応が求められます。

(2) 転入出の状況について

ア 男女ともに 18 歳から 24 歳において転入超過が多いことが特徴で、特に 18 歳から 19 歳
になるときに 22 歳から 23 歳になるときに、より多く転入超過しています。これらは、大
学への進学に伴う転入、または大学卒業後の就職などによる転入の影響が考えられます。

イ 市においてはこの若年層の転入超過により、これまでも生産年齢人口が維持され、総人
口の増加にもつながってきました。

ウ 一方で、20 歳代後半以降の世代については、特に男性において転出超過の傾向が見られ
ます。

(3) 出生の状況について

ア 市の合計特殊出生率は緩やかに上昇しており、2012 年（1.06）から 2016 年（1.18）ま
でに、0.1 ポイント以上改善しています。

イ 国の掲げている希望出生率 1.80（目標年次 2025 年）には大きく下回っていますが、こ
の改善により将来の年少人口（0～14 歳）の維持に寄与しています。

ウ 年少人口の割合は推計最終年次の 2049 年においても 11.9%を維持することから、教育
や保育の需要は現状から大きな変化はないものと予想されます。

(4) 高齢化の状況について

ア 平均寿命の延伸などにより一貫して高齢化が進み、老年人口の割合は 2019 年（21.8%）
から 2049 年（31.2%）までに、10 ポイント近く上昇する見込みです。

イ これまで若年層の転入により老年人口の割合が地方に比べて抑制されてきましたが、今
後はこの転入してきた団塊ジュニア世代などの高齢化により、地方に比べて老年人口の割
合が大きく伸びるものと見込まれます。

ウ 高齢者福祉に係る経費や医療・介護施設の需要は大幅に増えるものと予想されます。

7 人口の将来展望

人口の将来展望については、基本構想、第4次基本計画（第2次改定）に定める計画人口の考え方を基本とし、以下のとおりとします。

(1) 総人口

将来の人口構造を見据えて着実に計画行政を推進していくため、第4次基本計画（第2次改定）の計画期間については、「計画人口」を「おおむね180,000人」とするとともに、当面の人口増加傾向を反映して「想定人口」を「おおむね190,000人」としています。

これからも持続可能で質の高い行政サービスを提供していくため、急激な人口増加を誘発する無秩序な開発等を抑制し、地域経済の発展と自然環境が調和したまちづくりを推進します。

(2) 生産年齢人口

20歳代後半以降の世代について転出超過の傾向が見られることから、この世代の定住化の促進を図るため、働きやすく、暮らしやすい環境の整備と、都市としてのブランド力を向上させる取り組みを推進します。

(3) 年少人口

将来的な年少人口割合の維持に向けて、親の妊娠・出産から子育て期までの切れ目のない支援や魅力ある教育の推進、ライフ・ワーク・バランスの推進など、子どもの健やかな育ちを支える施策に取り組めます。

(4) 老年人口

高齢化の進展による老年人口割合の増加をまちづくりの契機と捉え、福祉施策の充実を図るとともに、ボランティアや地域活動の担い手として、高齢者が地域で元気に活躍できるような施策を展開し、明るい健康長寿社会の実現をめざします。

第3章

主要施策の方向性

1 選択と集中による施策の重点化

基本構想の基本目標である「人間のあすへのまち」を「高環境・高福祉のまちづくり」によって実現するためには、総合行政の中でバランスを保ちながら、諸施策を効率的・効果的に推進していく必要があります。

一方、自治体経営の持続可能性を確保しながら、魅力あるまちづくりを推進するためには、施策の必要性や優先度を見極め、選択と集中による事業展開を図ることが不可欠です。

そこで、「第4次三鷹市基本計画（第2次改定）」では、基本構想が掲げる「自治体経営の基本的な考え方」をすべての施策に通底する基礎とし、『高環境・高福祉のまちづくり』を進めるための8つの施策」を総合行政として展開する中で、特に計画期間中に優先する課題として取り組むべき施策の方向性を、「施策推進の理念」とします。その上で、この理念に基づく事業展開の指針を「施策の柱」とし、選択と集中による施策の重点化を図ることとします。

【優先課題～施策推進の理念～】

市民の暮らしを守り、三鷹の魅力を高める 質の高い防災・減災まちづくり

東日本大震災や度重なる異常気象による大規模災害に対し、市民の防災意識も高まるなか、地域全体で取り組む防災のまちづくりが喫緊の課題となっています。これまでも市は「災害に強いまちづくり」を推進し、防災機能の向上に取り組んできましたが、これまで以上に市民の命とくらしの安全が求められる近年の状況をふまえ、今後さらに強靱な防災のまちづくりを都市政策の基軸としていく必要があります。

また、実際に災害が起こった際、少しでも地域の被害を軽減することのできる「減災」のまちづくりも併せて求められます。

さらに、21世紀の現代社会においては、こうした防災・減災のまちづくりは施設の整備だけを意味するものではなく、多様な視点をもって進められなくてはなりません。環境への配慮、エネルギーの循環、市民のつながり、福祉の充実などは、総合的なまちづくりにとって欠かせない視点です。防災・減災をこうした視点も含めて検討しまちづくりを推進していくことは、三鷹の都市としての魅力向上にもつながります。

そこで、第2次改定の計画期間（令和元年度～4年度）における「施策推進の理念」を、「市民の暮らしを守り、三鷹の魅力を高める『質の高い防災・減災まちづくり』」とします。

【施策の柱】

成熟した都市の質的向上をめざす 都市再生

ともに支え合う地域社会を生み出す コミュニティ創生

市では、道路、下水道、学校の整備など、急激な人口増加と都市化に対応すべく社会資本整備を積極的に進めてきました。高度経済成長期に整備した都市基盤・都市施設の多くが短期間に更新時期を迎えるなかで、既存の社会資本を有効に活用しつつ、環境との調和を図り、ハード・ソフト両面において、まちの価値を高め命と暮らしを守るまちづくりを推し進める必要があります。公共施設の耐震化では、災害時には避難所になる学校施設の耐震化が完了し、児童・生徒、地域の安全の確保などを図っていますが、施設の長寿命化への対応など都市の持続可能性を高める都市再生の重要度は一層高まっています。それと同時に、将来確実に訪れる人口減少時代を見据え、地域特性を活かした適切な都市計画手法を活用した都市空間整備を図っていく必要があります。そのため、都市防災機能の強化を進めつつ、都市再生の拠点となる三鷹駅前地区の再開発や三鷹台駅前周辺地区、北野の里（仮称）周辺のまちづくりなど、地域特性に沿ったまちなみの誘導を図るとともに、安全対策やにぎわいづくりなどを進め、まち全体の活性化や三鷹の魅力向上につなげていきます。

また、少子高齢化や核家族世帯・単身世帯の増加が急速に進む中で、市内に暮らし活動するすべての市民が、地域において健康で心ゆたかに生活を営めるような、ともに支え合う地域社会が重要となっていますが、地域での人々のつながりが希薄化していることが問題視されており、東日本大震災をきっかけに地域に暮らす人びとが互いに支え合い、助け合うコミュニティ社会を形成することの重要性が再認識されています。これまでも、町会・自治会、住民協議会や関係機関、ボランティア等との協働のほか、コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育校による7つの学園が学校教育と地域との連携を深め、つながりを強めています。一方で、コミュニティ活動の担い手の不足が顕在化していることが課題となっています。こうした課題に真摯に向き合い、コミュニティ創生の次なるステップに向け、地域ケアネットワークやコミュニティ・スクールなど多様な主体が協働・連携し、多世代交流や地域のつながり、支え合いの深化を図り地域の活性化を進めることで地域課題の解決をめざします。

「都市再生」と「コミュニティ創生」は、直面する課題や未来に向けた課題解決を図り、まち全体の活性化や三鷹の魅力向上をめざしたまちづくりを進めるために重要な施策と位置付けられます。また、将来起こりうる災害に備え、防災・減災まちづくりの視点をふまえた総合的な施策の展開が必要となります。

そこで、「優先課題～施策推進の理念～」である「市民の暮らしを守り、三鷹の魅力を高める『質の高い防災・減災まちづくり』」を基盤として、「成熟した都市の質的向上をめざす『都市再生』」と、「ともに支え合う地域社会を生み出す『コミュニティ創生』」を「施策の柱」とし、事業展開を図ることとします。

人間のあすへのまち

【高環境】

緑と水の公園都市の創造

【高福祉】

いきいきとした
豊かな地域社会の形成

< 選択と集中 >

施策の柱

成熟した都市の
質的向上をめざす
「都市再生」

施策の柱

ともに支えあう
地域社会を生み出す
「コミュニティ創生」

< 優先課題 ～施策推進の理念～ >

市民の暮らしを守り、三鷹の魅力を高める

「質の高い防災・減災まちづくり」

< 総合行政 >

- 1 世界に開かれた平和・人権のまちをつくる
- 2 魅力と個性にあふれた情報・活力のまちをつくる
- 3 安全とうるおいのある快適空間のまちをつくる
- 4 人と自然が共生できる循環・環境のまちをつくる
- 5 希望と安心にみちた健康・福祉のまちをつくる
- 6 いきいきと子どもが輝く教育・子育て支援のまちをつくる
- 7 創造性と豊かさをひろげる生涯学習・文化のまちをつくる
- 8 ふれあいと協働で進める市民自治のまちをつくる

自治体経営の基本的な考え方

- 1 行政の役割転換
- 2 協働のまちづくりの推進
- 3 成果重視の行政経営システムの確立
- 4 柔軟で機動的な推進体制の整備
- 5 透明で公正な行政の確立

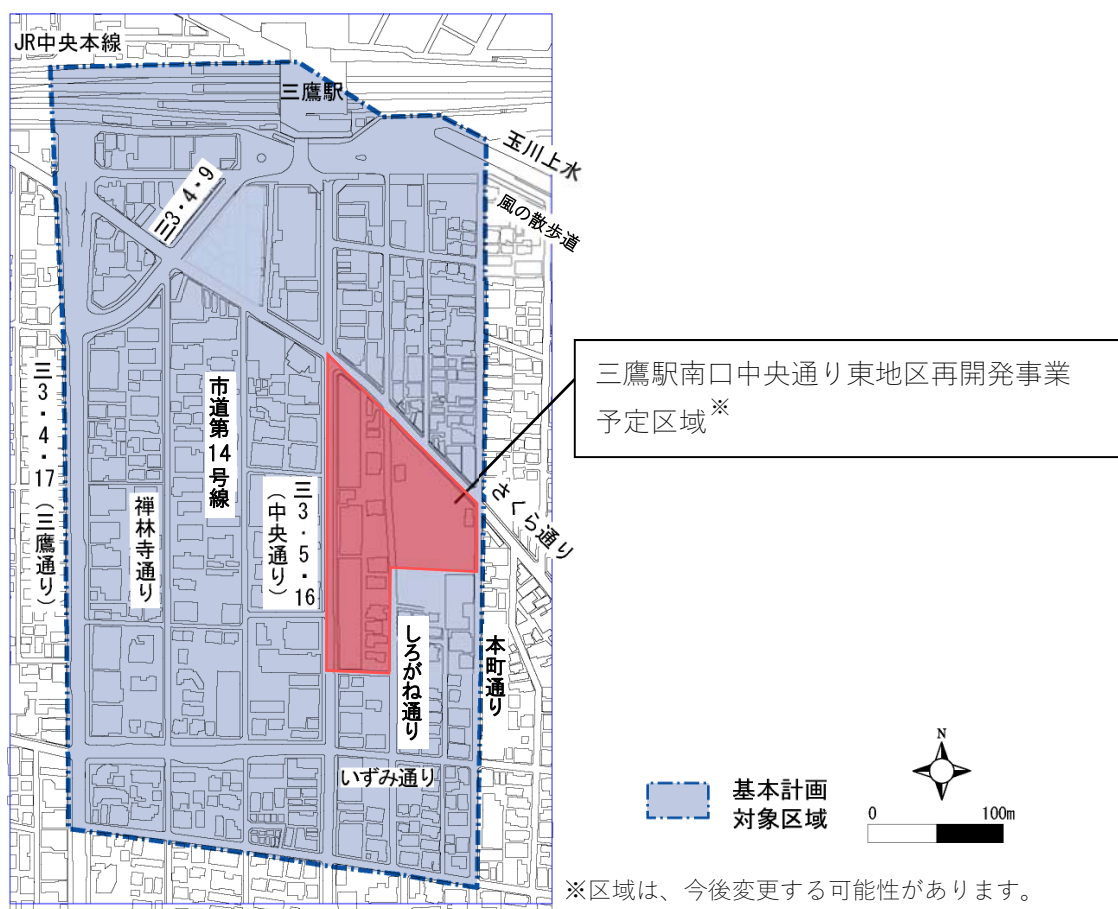
2 三鷹駅前地区再開発の推進 ～三鷹駅南口中央通り東地区再開発事業～

三鷹駅前地区は、市の玄関口にふさわしい安全で快適な都市空間の創出と防災空間の確保、交通機能の充実や商業の中心としての活性化が期待されています。

令和2年度に、三鷹駅南口の周辺地区を中心とした約17haの区域（三鷹駅前地区）を対象とした「新三鷹駅前地区再開発基本計画（仮称）」を策定します。この計画では、平成28年度に策定した「三鷹駅前地区再開発基本計画2022」の考え方を継承しつつ、さらに、にぎわいや緑化空間の創出、防災・減災の取り組みなど新たな視点を加え、その効果が三鷹駅前地区から市全体へ波及するような、魅力あふれる質の高いまちづくりを推進します。

本計画の中で三鷹駅南口中央通り東地区再開発事業を重点事業の一つに位置づけます。本地区を「緑と水の公園都市」の玄関口のシンボルとして、三鷹駅前地区の活性化の拠点施設となるよう整備を進め、「付加価値の向上」や「三鷹の魅力向上」をめざします。

【再開発基本計画対象区域（約17ha）】



◇ 三鷹駅南口中央通り東地区再開発事業

三鷹駅南口中央通り東地区は、三鷹駅前地区のまちづくりを推進するうえで重要な役割を担う地区であることから、三鷹センタービルをはじめとする3棟の市街地住宅を建て替え、密集化及び老朽化した建物の共同化を図ることで、地区の活性化や防災都市づくりを進めます。また、文化劇場跡地（さくら通り駐車場・駐輪場周辺）とあわせて一体的に整備することで、建物の壁面後退などによる安全で快適な歩行空間を確保し、バリアフリーに配慮したまちづくりを行います。

交通の面では、三鷹駅前を中心としたシャトルバス等の検討とともに、共同荷捌きスペースの確保、駐輪場や駐車場等の交通環境の向上に資する取り組みについても検討していきます。更に、地区の特性を活かし、土地の有効かつ高度利用により、人々が集うにぎわいのある広場空間や緑化空間を創出し、三鷹市の玄関口のシンボルにふさわしい活性化の拠点となるよう早期事業化を推進します。また、商業の中心として活性化できるよう、地権者や商店会の方々などの意見を取り入れながら、検討を進めます。

事業手法としては、高度利用地区と都市再開発法に基づくUR都市機構施行による第一種市街地再開発事業を予定しており、三鷹駅前地区に良好なまちづくりを誘導するため、地区計画等の導入もあわせて検討しています。

令和元年度は、市が先頭に立って地権者等の合意形成を進めてきました。引き続き早期事業化に向け、施行予定者であるUR都市機構と連携して、市が目標としている令和4年度の都市計画決定に向けた取り組みを推進していきます。また、再開発事業のイメージとして、「子どもの森（仮称）」のイメージコンセプトを以下にまとめました。今後、このコンセプトを土台として、関係地権者の意向や市民の意見を取り入れながら、施設の配置計画や事業計画を組み立て、コミュニティの維持・創出を図りつつ、誰もが訪れたくなるような魅力的なまちづくりを進めていくこととしています。

◇ 「子どもの森（仮称）」のイメージコンセプト

三鷹駅南口中央通り東地区再開発事業では、市の表玄関、三鷹の顔となる地域である三鷹駅前が、活性化の拠点として多くの市民が集まり、まちのシンボル、特に子どもの笑顔と夢であふれる楽しい空間となるように、「子どもの森（仮称）」をイメージコンセプトとした再開発事業をめざします。

「子どもの森（仮称）」において創出される空間については、現時点では、以下のようなものを想定していますが、今後、多くの市民の意見を聴きながら、検討を進めていきます。

- ・子どもたちが楽しいと思える空間
- ・親子、祖父母をはじめとしたさまざまな世代の人が気軽にまちに出かけ、子どもたちと一緒に過ごすことができる空間
- ・家族や友人グループなどさまざまな世代が日常的に一緒に買い物や食事、娯楽、学びを楽しむ空間
- ・誰もがのびのびと落ち着いて過ごせる空間
- ・子育てや介護など、日常の悩みを共有できる空間

- ・自然とともに人やまちが成長できる空間
- ・バリアフリーに配慮し、障がい者にとっても安心して過ごせる空間

また、「緑と水の公園都市」のシンボルとしてふさわしい拠点施設となるよう、さまざまな手法により屋上緑化や壁面緑化に取り組み、建物をスリム化することにより、「森」のような緑化空間の創出を検討していきます。

さらに、イベントなどができる多機能広場の整備によるにぎわいの創出、災害時における防災の拠点施設としての機能などのあり方も検討し、「三鷹らしい、魅力・活力のある駅前、全市民が行きたくするような駅前空間」を創出したいと考えています。

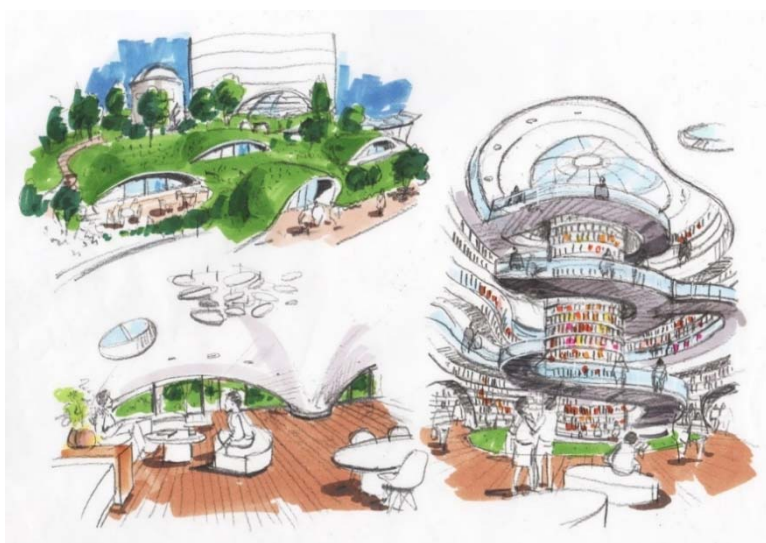
※以下はイメージコンセプトであり、このコンセプトを土台として、さまざまな手法により地権者の方々の意向や市民の意見を取り入れます。今後はまちの「にぎわい」に寄与する施設や文化の発信施設等の設置、環境負荷の軽減に向けた取り組みなど、施設計画や事業計画の具体的な検討を進め、事業の進捗に合わせて段階的に示していきます。

<三鷹駅前の森のイメージ>



シンボルツリーをはじめ、屋上緑化や壁面緑化により「森」を感じさせる緑化空間とします。駅に近いエリアは、圧迫感を無くすため極力低層化し、曲線を生かした空間デザインをめざします。全体の施設配置は、駅側から、森の下の部分に商業施設、中央通りに面して広場、右奥側に文化交流施設、左側の高層の建物は住宅を想定しています。

<外観・内部のイメージ>



外観は、「森」の空間を演出するとともに、森の上部はドーム状になっています。建物の開口部をあえて小さくし、内部から見える景色も森を感じられるよう効果的に植栽します。内部は、中心に書棚を配置したらせん階段や天窓を備えた吹き抜け空間を想定しています。

<森と多機能広場のイメージ>



にぎわいを創出するため、イベントなどを開催できる広場を整備します。「森の中」を実感できるような緑化を施し、安全・安心に子どもから高齢者まで幅広い世代が集い憩える広場空間をめざします。また、多数の人が集まれることから、災害時には行政から必要な情報を発信するなど、防災拠点としての機能も検討します。

<しろがね通りのイメージ>



中央通りからのにぎわいが感じられる、おしゃれな雰囲気を演出します。左側の高層住宅の下層部も「森」との一体性を持つように緑化します。通りは、安全で快適な「遊歩道」をイメージし、オープンエアな空間でカフェやバルのような店舗の展開を想定しています。

3 三鷹の価値を高める新たな参加と協働のステージへ

(1) これまでの参加と協働

市民生活に密着したパブリックサービスを担う基礎自治体の政策形成には、幅広い市民の意見を反映させていく必要があります。

そのため市では、早くから、市民参加の取り組みを進めてきました。昭和 50 年代の「コミュニティ・カルテ」、60 年代の「まちづくりプラン」や「まちづくり懇談会」「長期計画案検討市民会議」などを経て、平成に入ってからには公園や学校建替えでのワークショップなど、市独自の工夫を加えたさまざまな手法による参加と協働を実施してきました。

平成 11（1999）年度には、公募の市民による「みたか市民プラン 21 会議」が発足し、白紙からの市民参加によって基本計画の素案づくりが行われました。また、平成 18（2006）年度には、無作為抽出による市民討議会「みたかまちづくりディスカッション」を実施し、その後、今般の第 4 次基本計画の第 2 次改定まで、10 回のディスカッションを開催しています。

平成 17（2005）年 10 月に制定した「三鷹市自治基本条例」にも、「参加及び協働」の章を設け、①計画等の策定過程における市民の多様な参加の保障、②市民・学識者等の意見を市政に反映させるための市民会議等の設置と運営、③市民の自発的な自治活動やコミュニティ活動の推進、④多様な主体の連携協力による協働のまちづくりの推進、⑤地域と連携協力した学校づくり、⑥住民発議による住民投票の実施など、市民参加に関する基本的事項を定めています。

一方で、こうした参加と協働の取り組みに全く課題がないとは言い切れません。代表的な制度のひとつ、パブリックコメントを例にとっても、市民からの提出意見は決して多いとは言えず、パブリックコメントを実施していることに気づかない市民も相当数いる可能性があります。そうすると、市としては市民の意見を聴いて政策を決定したことになっても、市民にとっては知らないうちに政策が決定されてしまったということになりかねません。

時代の潮流に適切に対応し、将来に向けた持続的発展を図るためには、常なる改革が必要であり、参加と協働のあり方も例外ではありません。これまでの実践を踏まえつつ、形骸化を防ぎ、実質的に意味のある参加と協働を進めていくため、制度の見直し・改善を図り、三鷹の価値を高める新たな協働のステージへ向けた取り組みが求められています。

(2) これからの参加と協働の考え方

21 世紀後半を見据えたまちづくりを進めるにあたり、基礎自治体としての市の役割は今後さらに多様化していきます。しかし、その際の課題発見と課題解決を、市が保有する物的・人的資源だけで進めていくのには限界があります。市民生活の中で生じるさまざまな課題やニーズをきめ細かく把握し、斬新なアイデアでスピード感をもって解決していくためには、幅広い人財と機関の連携・協力が不可欠です。

行政サービスの中には、社会保障制度の安定的な運用や防災・減災を含む都市基盤の整備など、市が責任をもって進めていかなければならない施策があります。その一方で、市民が

主体的に課題発見・課題解決を進めることが、より良い方向性を導くものも多くあります。生活者としての市民一人ひとりの気づきやアイデアを出発点とし、市民の主体的な議論の中で解決に向けた調整を図り、施策や事業に反映していくことは、市の課題発見・課題解決機能を強化し、より良いまちづくりを進めていく上で大きな力となります。そして何よりも重要なのは、こうしたプロセスに多様な市民が参加し、その過程で議論が尽くされることが、市民の理解と合意形成に大いに資するものであるということです。

課題の解決は、ただちに実行できることもあるでしょうが、中長期的な視点で考えなければならないことや一定の予算措置が必要になることもあります。それに応じ、市にも今まで以上に、新たな施策を検討する積極性や、従来の計画の変更・修正を行う柔軟性、さらにはそれに耐えうる財政基盤の強化が求められることになります。

こうした考え方に基づく新たな参加と協働には、市民参加を市が主体となったイベントとするのではなく、市民との連携によってルーティーン化していく仕組みを創り上げていくという発想が大切です。市民参加を、重要な政策の決定や計画の改定などの時だけのものとするのではなく、日常的に市民が主体となって課題発見・課題解決にかかわっていくものとすることは、地道ではあっても、住みやすいまち、魅力あるまちづくりに大きく寄与します。また、こうしたプロセスにおけるアクティブな活動と、成果の見える化は、さらなる参加と協働の活性化とともに、従来からの参加と協働の取り組みをより実効性のあるものに進化・深化させる契機にもなるはずです。

第4次基本計画の後期4年間で、市はこうしたことが可能な参加と協働の仕組みづくりを推進します。オール三鷹市で長期的かつ継続的に将来のまちを多くの市民と行政が共に創りあげていく仕組みを構築し、三鷹のさらなる発展を志向していきます。

(3) 新たな参加と協働のしくみ

ア 参加と協働の組織づくり

市内には、地域の中でさまざまな活動をしている市民や市民グループが数多くあります。こうした活動の中で感じるまちづくりに対する多様な市民や市民グループの「思い」、さらには日々の生活の中で感じる、いわゆるサイレントマジョリティと言われる「声なき声」による「気づき」があると考えられます。

こうした地域の「思い」や「気づき」を丁寧に拾い上げ、そこから見えてくる課題を把握し、その課題に対する解決策を地域と共有しながら考えていくことは、市民の視点からまちづくりを進め、まちの魅力を高めることにつながります。また、こうした取り組みを進めていく人財としては、市民としての視点も持つ市民ボランティアの活躍が欠かせません。さらに、一定の行政実務の経験があり柔軟な発想を持つ市役所の若手中心の職員も、これからのまちづくりにおいて大きな力を発揮するものと推察します。

そこで、多様な世代から市民ボランティアの希望を募り「参加と協働支援チーム」を形成します。このチームが地域で主体的に活動するとともに、若手中心の職員がこのチームと協働し、ともに手を携えて地域の中に入り、市民の声、地域の声、団体の声などを聴き、課題発見と解決におけるプロセスを共有しながら取り組みを進めます。

イ 地域課題の発見

「参加と協働支援チーム」が地域に出向き「防災・減災」の視点を持って地域の市民と対話することは、地域活動や日常生活における課題のほか、これまで見えてこなかった小さな「気づき」の発見につながります。地域に出向き市民と対話する場合は、さまざまな場面が想定されます。例えば、住民協議会、町会・自治会の会合の場が代表的ですが、そのほかにも、幅広い世代や属性を想定すると、マンションの管理組合、保育園・幼稚園の保護者会、小・中学校の PTA、生涯学習関係講座、福祉施設の利用者や家族の集まりなど多くの場があります。このような場に、「参加と協働支援チーム」が参加し地域課題の発見につなげます。これ以外にも、「参加と協働支援チーム」の企画による小さなエリアや具体的なテーマに関するワークショップ、まち歩きなどを開催し地域の市民が参加することも課題発見には有効です。そこから見えたきた地域課題は、「参加と協働支援チーム」が解決に向けた調整を行います。

ウ 地域課題の解決

地域課題の解決のために市が担うべき公助の分野は、予算措置を含め柔軟でスピード感を持った対応を図るとともに、中長期的な課題の場合は第 5 次基本計画の策定や基本構想の改定などを見据えて検討します。一方で、自助・共助など地域に身近な課題は、地域にフィードバックし「参加と協働支援チーム」、そして地域の市民が共に考え、主体的・日常的に解決していく仕組みを構築します。

こうした動きが市域全体に広がることは、市民の参加と協働の意識をより高め、まちの活性化にもつながると考えます。

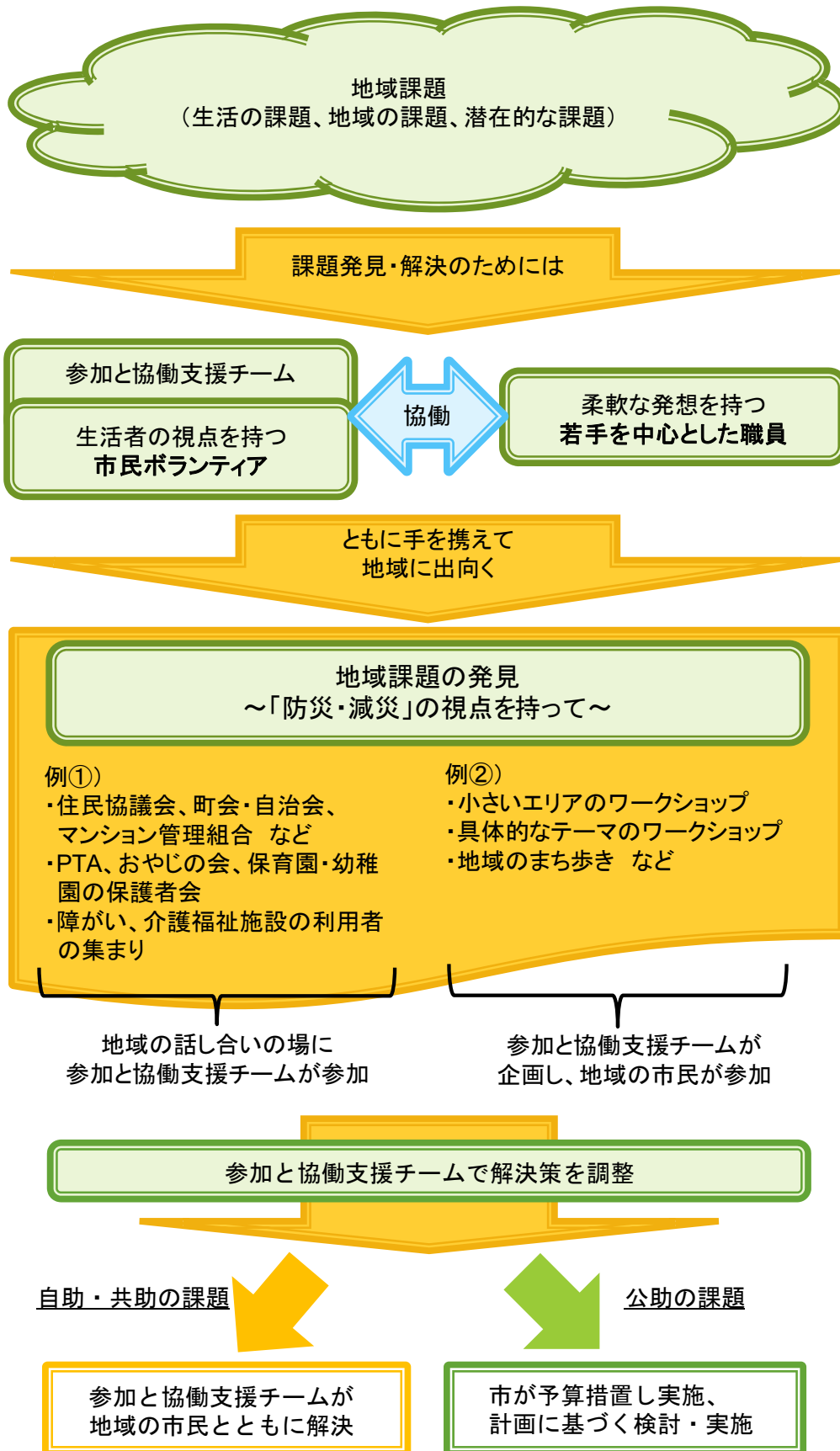
エ 課題発見・解決を支援する新たな手法の検討

こうした活動の支援策として、三鷹ネットワーク大学の「三鷹まちづくり総合研究所」において、学識経験者や市職員を「まちづくり研究員」に任命し、まちづくりや新たな市民参加手法などに関するさまざまな研究を行います。また、市民ボランティアが、長期的・継続的に参加することに対してインセンティブとなるような「ボランティア・ポイント制度（仮称）」の研究や SNS 機能を活用した三鷹のまちづくりに関する意見を収集・分析する手法の開発などを行い、「参加と協働支援チーム」をサポートします。

オ 主要施策の推進による総合的なまちづくり

第 5 次基本計画の策定や基本構想の改定を視野に入れ、施策推進の理念として優先課題に位置付けた「質の高い防災・減災まちづくり」を進めるため、三鷹駅前地区再開発事業を推進するなど「都市再生」の視点を持って、「まちの活性化」や「にぎわいづくり」を進めるとともに、参加と協働の新たな展開などによる「コミュニティ創生」の視点を持って、まちの魅力発見と地域課題の解決を総合的に取り組むことで、三鷹のまちの魅力や価値の向上につながります。

< 地域課題の発見と解決のイメージ >



第4章

総合行政で進める施策の方向性

「高環境・高福祉のまちづくり」を進める8つの施策について、以下のとおり、第4次基本計画（第1次改定）の達成状況や現状の課題を踏まえ、これからの市政運営のあり方や新たな時代における市民ニーズを見極めた施策を展開していきます。

なお、第4次基本計画（第1次改定）全体の達成状況としては、計画期間の達成目標を明示している主要事業266のうち、達成が224件、一部達成が31件となっています。

「高環境・高福祉のまちづくり」を進める8つの施策とSDGsの17の目標

SDGs（エス・ディー・ジーズ）とは、持続可能な開発目標：Sustainable Development Goalsの略称です。平成27年9月の国連サミットで「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されましたが、SDGsは、国連サミットで採択された持続可能な世界を実現するため、平成28年（2016年）から令和12年（2030年）までの15年間で達成するために掲げた国際目標です。国連加盟193か国が合意しており、先進国、発展途上国を問わず、経済・社会・環境に関わる広範な課題に、行政・企業・市民などが統合的に取り組むもので、17のゴール・169のターゲットから構成されています。

地球上の誰一人として取り残さないこと（leave no one behind）を誓っており、平成13年（2001年）に策定されたミレニアム開発目標（MDGs エム・ディー・ジーズ：Millennium Development Goals）の後継としています。

三鷹市では、これまでも各施策に位置づけられた事業を横断的・総合的に取り組むことによって事業効果の大幅な向上を図ってきており、国連サミットの採択に先駆けてSDGsの理念と同様の考えで施策を進めてきましたが、一人でも多くの市民がSDGsの理念を理解し、日常生活の中でできることから取り組んでいくことが重要であるという考えから、本章で第4次三鷹市基本計画（第2次改定）の8つの施策とSDGsとの関連性をまとめています。



1 世界に開かれた平和・人権のまちをつくる



(1) 第4次基本計画（第1次改定）の達成状況

国際化の推進では、市ホームページのリニューアルや自動翻訳機能（英中ハングルの3言語）の追加、また、三鷹国際交流協会との連携を強化し、行政サービスや災害時の通訳・翻訳を行うボランティアの確保に努め利用者の拡大や人財の確保を図りました。平和・人権施策の推進では、平和のつどいやパネル展等の積極的な周知を図るとともに、「平和展」の開催期間を延長するなど、広く参加の機会を増やしたことで参加者の増加につながりました。男女平等参画社会の実現では、行政委員会等の男女均衡に向け男女平等施策の取り組み状況の確認や情報共有などを図りましたが、目標とする割合には至りませんでした。

(2) 現在の課題

多文化共生社会の実現に向け、三鷹国際交流協会と連携しながら、東京2020大会とその後を見据えて、外国籍市民等の日常生活支援の充実や災害・緊急時対応の強化など多様な文化や価値観、個性等への理解・尊重の深化が必要です。平和施策では、戦争体験者の高齢化に鑑み、戦争の記憶を風化させることなく、平和への思いを次世代へと継承していくことが重要な課題です。また、すべての人の基本的人権が尊重されるまちづくりとともに、子どもたちを守るさらなる取り組みへの重要性が増しています。男女平等参画社会の実現に向け、性別に関わらず個人としてだれもが尊重され、一人ひとりの個性と能力が十分に発揮できるまちづくりが重要な課題です。

(3) 今後の施策の方向性

外国籍市民等の相談体制・情報提供のさらなる充実を図るとともに、国際交流センター機能の充実を図り、多文化共生社会の実現に向け、国籍・人種・文化などの違いを互いに認め合い、尊重しあう多文化共生意識の醸成を図ります。「平和の希求」に向けて、戦争の記憶を風化させることなく次世代へと継承するとともに、SNSの活用や多言語での閲覧など、平和関連情報発信の充実など平和意識の深化を図ります。また、子どもをはじめ、高齢者、障がい者、外国籍市民等など、すべての人の基本的人権が尊重され、あらゆる差別の解消に向けて人権への理解を深める啓発活動など人権意識の啓発を進めます。性別に関わらず個人としてだれもが尊重され、男女平等参画を阻害するハラスメントへの対応を含め、一人ひとりの個性と能力が十分に発揮できる男女平等参画社会の実現をめざします。誰もが働きやすく、個々のライフスタイルにあったさまざまな働き方を選択できるライフ・ワーク・バランスの実現に向けたまちづくりを進めます。

2 魅力と個性にあふれた情報・活力のまちをつくる



(1) 第4次基本計画（第1次改定）の達成状況

情報技術の活用により市民の利便性向上に向けた、行政手続きの簡素化や市政情報の提供の充実を図りました。都市型農業や産業、商業の活性化に向けては、住宅との共生を図るための支援や関係団体との連携による取り組みを推進し、地域特性に合わせた施策の展開を図りました。三鷹の森ジブリ美術館など多彩な観光資源のPRにより三鷹に訪れる人の増加も見込まれています。三鷹駅南口再開発事業では、地権者の合意形成に時間を要し都市計画手続き着手に至りませんでした。三鷹台駅前周辺のまちづくりでは、まちづくり推進地区整備方針の策定を達成するなど事業の推進を図りました。

(2) 現在の課題

人工知能（AI）等の新たな技術の進展に伴い、情報セキュリティの確保や個人情報の保護などを担保した、効率的で効果的なデジタル技術等を活用したより利便性の高い市民サービスの提供が求められています。都市部における農地の保全や地場農産物の供給等を進め、農業経営の安定化や担い手の育成支援など都市農業の振興が課題です。市内の製造業を取り巻く操業環境が厳しさを増していることから事業所の維持や付加価値の向上に向けた支援のあり方のほか、SOHO 事業者の集積への対応が課題となっています。また、市内の商業環境は、商店数の減少傾向や、近隣市における大型店舗の進出などによる顧客の流出など、依然として厳しい状況にあることから、商業の活性化と消費者の利便性向上を図っていくことが必要です。都市型観光では、三鷹の森ジブリ美術館や国立天文台など市内のさまざまな観光資源を活かした魅力の創出と発信が重要です。さらに、三鷹駅前地区の再開発や三鷹台駅前周辺、北野の里（仮称）周辺のまちづくりでは、三鷹の魅力を高め、まち全体の魅力向上と活性化を進めていくことが重要となります。

(3) 今後の施策の方向性

日々進化しているデジタル技術の動向等を踏まえ、市民の安全安心や暮らしやすさの実現をめざします。「農のあるまちづくり」を推進するため、農地の保全と活用の推進とともに、学校給食への市内産野菜の使用率向上や市民と農とのふれあいの場の提供など都市農業を振興します。ものづくり産業やSOHO 事業者等の操業継続支援などを進め市内産業の活性化と集積を図り「産業と生活が共生する都市」をめざします。また、地域で楽しみながら買い物ができるようなにぎわいづくりを支援するとともに、買物環境の整備に取り組みます。三鷹で市民が自ら楽しみ、観光客が訪れたくなる多彩な都市型観光を展開します。都市再生の拠点となるまちづくりでは、三鷹駅前、三鷹台駅前、北野の里（仮称）など地域特性に沿った三鷹らしい取り組みを進めることにより、三鷹の魅力向上につなげていきます。

3 安全とうるおいのある快適空間のまちをつくる



(1) 第4次基本計画（第1次改定）の達成状況

都市計画道路の用地取得や特定道路の整備を進め、整備率の拡大を図りました。「公園・緑地の適切な活用に向けた指針」を策定し、公園緑地の整備や公有地化を進め緑の保全を図りました。大規模な開発事業等に伴い都市計画手法を活用した地区計画の設定や用途地域の見直しなど景観に配慮したまちづくりを進めました。安全安心・市民協働パトロールの参加者の増加と刑法犯認知件数の減少が図られています。災害に強いまちに向け防災訓練の参加者は増加傾向にあるとともに、防災上重要な建築物の耐震化率も100%を達成し防災力の向上を図りました。コミュニティバスのルート見直しにより市民の利便性の向上に努めるとともに、三鷹駅前の放置自転車台数は計画策定時から約3分の1と大幅な減少となりました。

(2) 現在の課題

都市計画道路や生活道路の整備など周辺のまちづくりを見据えた道路ネットワークの形成やバリアフリーに配慮した道路づくりは重要な取り組みです。三鷹の緑と水の保全、再生・創出に向けては、緑の面的な広がりを創出するとともに、市民に身近な公園を適切に運営し親しまれる場所にするための施策が重要となります。安全で安心した住環境の確保に向けては、地域特性に沿った景観づくりや地域の防犯力の向上を図る必要があります。また、近年発生している地震や都市型水害などに対する、災害に強い都市基盤の整備や地域防災力の向上を図っていくことが重要となります。交通環境の改善では、交通不便地域の解消に向けたバスネットの抜本的な見直しや自転車に関するルールやマナー向上による交通安全対策など市民生活の利便性向上と安全を守るため取り組みが重要となります。

(3) 今後の施策の方向性

人や車、自転車等すべての通行者にとって安全で快適な道路環境に向け、まちづくりと一体となった都市空間や歩行空間の整備を進めます。緑と水の快適空間の創出に向けては、環境や景観に配慮した高品質な緑化をめざすとともに、公園・緑地等の適切な活用に取り組みます。また、都市計画制度を活用した協働型のまちづくりを推進するとともに、バリアフリーのまちづくりや空き家の総合的・計画的な対策を進めます。安全で安心して暮らせるまちに向けては、見守りやパトロールの強化による生活安全体制の拡充や特殊詐欺対策の強化など地域の防犯力の向上を進めます。都市防災の構築に向けては、災害に強い都市基盤の整備を推進するとともに、各防災拠点が担う機能の一層の明確化と市民の自助及び共助による地域防災力の強化に取り組みます。都市交通環境の改善に向けては、誰もが快適に移動できる公共交通環境の整備を進めるとともに、公共駐輪場の適正化や交通安全対策の推進による自転車交通環境の拡充に取り組みます。

4 人と自然が共生できる循環・環境のまちをつくる



(1) 第4次基本計画（第1次改定）の達成状況

環境保全の推進では、環境学習などの啓発活動を進め、市全域や公共施設から排出される温室効果ガスの排出量の削減を図りました。また、新エネルギー・省エネルギー設備の設置助成により家庭における二酸化炭素の削減を図りました。資源循環型のごみ処理の推進では、ごみ減量等推進会議等との協働により、ごみの減量・資源化を図るとともに、中間処理施設や最終処分場の安定的な運営支援を図りました。下水道施設では、率先した対応により防災拠点周辺の耐震化数が既に最終目標施設数を達成したとともに、雨水浸透ますの設置も中期目標を上回る基数となっています。

(2) 現在の課題

地域の生活環境は、大気・土壌・騒音・振動・光害といった身近な公害から地球温暖化などの課題に至るまで複雑で多様化していることから、持続可能な社会をめざした環境施策の推進と研究を進めるとともに、環境保全活動事業など気候変動への対応と生物多様性の保全等への展開が必要となっています。資源循環型社会に向けては、資源の有効活用や廃棄物の抑制など環境への負荷を少なくすることが重要となります。また、快適な生活環境を保つため、まちの美化を維持していくための取り組みも重要となります。全国に先駆けて達成した下水道の整備では、施設の老朽化や災害等への対策に向けた対応が課題となっていることから、経営基盤の強化を図り健全な下水道経営のもと安定した下水道サービスを継続していくことが必要です。さらに、三鷹市の単独処理区である東部処理区の東京都流域下水道への編入を推進し、安定した下水道経営と下水道サービスの提供を維持していくことが課題です。

(3) 今後の施策の方向性

持続可能な社会の形成に向け、SDGsの理念を認識し、健康で安全に生活できる社会、自然環境と生活環境が調和した都市をめざします。環境問題は、地域の生活環境に係る公害問題から地球温暖化等による気候変動の問題に至るまで複雑で多様化してきていることから、市民の環境への意識や行動を高める取り組みを進め、公害防止やエネルギーの有効活用などの取り組みを進めます。資源循環型のごみ処理では、分別排出の重要性を啓発しつつ、さらなるごみの減量・資源化を進めます。また、最終処分場である二ツ塚処分場への焼却灰搬入量を減量し、施設の長寿命化を図っていきます。水循環の促進では、計画的かつ効率的な下水道事業の運営を行い、健全な下水道経営によるサービスの充実を進めるとともに、安定した下水道機能の確保と耐震性の向上を図ります。近年多発する都市型水害への対応では、雨水浸透施設の整備など雨水流出抑制型下水道への転換をめざします。さらに、災害時の飲料水を確保するために応急給水体制の充実を図ります。

5 希望と安心にみちた健康・福祉のまちをつくる



(1) 第4次基本計画（第1次改定）の達成状況

市民同士が支え合える地域社会の実現をめざし、7つのコミュニティ住区で全市展開した各ケアネットでは、それぞれの地域の課題解決のために取り組みを進めるとともに、地域で高齢者の生活を支えていくための「地域包括ケアシステム」構築に向けた取り組みを進めてきました。また、障がい者福祉についても、住み慣れた地域で自立した生活ができるよう、地域移行・地域定着の取り組みを進めてきました。妊娠期からの切れ目のない支援の推進については、妊婦全員に対して保健師等の専門職による面接（ゆりかご面接）を開始し、出産・子育てに関するさまざまな事業全体を一つのプロジェクト「ウエルカム ベビー プロジェクト みたか」としてとらえ、市全体で出産・子育てを応援する積極的な情報の発信を行い、安心して出産子育てができるよう支援をしました。

(2) 現在の課題

少子高齢社会の進展、核家族化や単身世帯の増加等により、家族のセーフティーネット機能が縮小するとともに、地域における人と人とのつながりも希薄になってきている一方で、地域における課題は複雑化、多様化していることから、地域住民・行政・専門機関等による共助の仕組みづくりが求められています。障がい者福祉の分野では、現在、市内の障がい者・児が増加傾向にあり、難病等対象疾病拡充への対応や障がいの多様化に伴う当事者ニーズへのきめ細やかな対応が求められています。加えて、障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後の支援」のあり方が課題です。困窮者対策の分野では、生活保護制度の適正化とともに、生活保護受給に至る前の生活困窮者への自立に向けたさらなる支援の充実が課題となっています。保健・医療の分野では、「健康寿命」を延ばし、生活の質を維持・向上することを目的として、病気の発症自体を防ぐ「予防」に重点を置いた取り組みが求められています。

(3) 今後の施策の方向性

高齢者や障がい者を含めたすべての市民が共に支え合い、住み慣れた地域において社会の一員としていきいきと活動ができるまちづくりをめざし、「高福祉のまち」の実現に向けた取り組みを推進します。また、誰もが安心して生活を営めるよう、生活に困窮した方が相談しやすい体制の整備や自立に向けた支援の充実を図りつつ、引き続き生活保護制度の適正化に取り組めます。健康づくりにおいては、予防に重点を置き、一人ひとりのライフステージに応じたサービスを提供するとともに、母子保健事業では、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を子育て部門と一体となって進めていきます。

6 いきいきと子どもが輝く教育・子育て支援のまちをつくる



(1) 第4次基本計画（第1次改定）の達成状況

関係機関等と連携し、妊娠・出産から子育て期までの切れ目のない支援体制の構築や魅力的なプログラム展開を図るなど、健全な育成環境を確保するための子育て支援、児童の健全育成施策を推進しました。保育園待機児童の解消に向けては、目標を上回るペースで保育所等の定員を拡充しましたが、子育て世帯の流入が増えていることなどから、待機児童が発生しています。魅力ある教育の推進としては、「人間力」と「社会力」を育む教育活動を充実させ、「コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育」を通し、地域と協働の下、教育活動の充実を図りました。また、市内全小学校において校内通級教室での巡回指導を実施したことにより、児童に必要な指導と支援が進められました。学校の長寿命化については、学校施設の耐震化率 100%を達成するとともに、空調設備の整備についても、普通教室及び特別教室の整備率 100%を達成するなど、計画的に推進しました。

(2) 現在の課題

近年、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化により、家庭や地域の子育て力の低下が指摘されており、子育て家庭の孤立化に起因する、子どもへの虐待や親の育児不安等が深刻な社会問題となっています。保育園・学童保育所については、定員の拡充を図ってきましたが、入園・入所希望者の増加等により、待機児童の解消には至っていません。また、学校教育においては、市立小・中学校の「コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育」の充実のため、地域との連携・協働や持続可能なシステムの構築が求められます。さらに、学校施設は、児童・生徒にとって、学習の場であり、多くの時間を過ごす場であることから、快適で質の高い教育環境の整備に計画的に取り組むことが求められると同時に、災害発生時の避難所となることから、防災拠点としての強化が求められます。

(3) 今後の施策の方向性

多様な主体の参画と協働による地域子育て環境を整備するとともに、家庭の教育力向上を図るなど切れ目のない支援を行います。保育環境の充実や放課後等における子どもの居場所づくりでは、地域との連携・協働を図りながら推進します。「コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育」を通して、三鷹の子ども一人ひとりのニーズに応じた教育内容の充実を図ります。また、学校を核とした「スクール・コミュニティの創造」をめざし、学校を地域の拠点として、地域の人財が交流・循環する地域活動の活性化を進めます。安全で快適な学校環境の整備に向けて、計画的に長寿命化改修工事を推進するとともに、適正な学習環境の確保、学校の地域拠点化の推進や学校給食調理業務の民間委託化などを進めます。

7 創造性と豊かさをひろげる生涯学習・文化のまちをつくる



(1) 第4次基本計画（第1次改定）の達成状況

三鷹中央防災公園・元気創造プラザがオープンし、生涯学習センターでは、幅広い世代にわたる多様なニーズに応える魅力ある事業を展開し、生涯学習活動への参加数が大幅に増加しました。総合スポーツセンターでは、スポーツ教室やリコンディショニング事業など健康・体力の増進を図りスポーツ施設等の利用者増にもつながっています。三鷹ネットワーク大学では、会員大学等の知的資源の活用、地域で活躍する人財の養成や三鷹まちづくり総合研究所での専門的な研究など民学産公の取り組みを進めました。図書館活動では、東部図書館のリニューアルや井の頭コミュニティ・センター図書室との連携により、図書館サービスの充実を図りました。文化・芸術の推進では、太宰治をはじめとする三鷹ゆかりの文化人の顕彰や大沢の里古民家の一般公開等により三鷹型エコミュージアム事業の拡充を図りました。

(2) 現在の課題

生涯学習活動では、個人の学習成果を地域社会に還元していく「学びと活動の循環」による持続可能な社会を構築し、幅広い世代にわたる多様なニーズに応える事業の展開が求められています。図書館活動では、すべての市民が利用することができる地域の情報拠点、読書活動の拠点としての機能と、読書や交流のスペースを備えた協働と交流の拠点づくりなど、利便性と市民満足度の向上が重要となっています。市民スポーツ活動の推進では、スポーツを通じたさらなる健康増進などや東京 2020 大会に向けた気運醸成と大会後の三鷹市としてのレガシーの創造が課題となっています。芸術・文化のまちづくりでは、三鷹市にゆかりの深い文学者の顕彰事業のさらなる展開や芸術・文化に触れる機会の充実、文化施設の効果的な保全・活用を進めるとともに、三鷹型エコミュージアムの全市的な活動の展開に向けた取り組みが重要となります。

(3) 今後の施策の方向性

生涯学習活動のさらなる推進に向け、生涯学習関係機関等が連携・協働した「学びと活動の循環」の創出をめざし、まちづくりに資するような多様な人財の育成と活動の場の提供を進めます。図書館活動では、人と本と情報がつながり、市民に役立つ身近な図書館の実現をめざします。市民スポーツ活動の推進では、ライフステージ、ライフスタイルに応じたスポーツライフを推進し「ひとり1スポーツの三鷹」の実現をめざします。東京 2020 大会に向けた市民の感動体験とレガシーの創出に向けて、豊かなスポーツ社会の実現とともに、スポーツ環境の整備、人財の創出などを進めます。「文化の薫り高い三鷹」を進めるため、芸術文化の振興と市民の文化活動の活性化をめざし、担い手の育成や教育普及活動等を進めるとともに、地域文化財を活用した三鷹型エコミュージアム事業の展開を図ります。

8 ふれあいと協働で進める市民自治のまちをつくる



(1) 第4次基本計画（第1次改定）の達成状況

コミュニティ活動を支える地域自治組織を支援する「がんばる地域応援プロジェクト」により各地域で独自の取り組みを進めてきました。住民協議会による多世代交流事業の推進が図られ、地域の特性に合わせた取り組みなど、コミュニティ・センター及び地区公会堂の利用者数は年々増加しています。また、市民協働センターでは、活発に市民活動が行われおり、市内のNPO認定団体も増加しています。行財政改革の推進により、業務の民営化や委託化、職員定数の適切な管理等に取り組み、経常収支比率などの財政指標はいずれも目標値を達成しています。姉妹都市である福島県矢吹町とは市民・町民レベルでの交流を深める事業を展開するなど行政間における広域的な連携の強化を図りました。

(2) 現在の課題

コミュニティ創生の取り組みでは、地域の課題を住民同士の支え合いによる新たな共助と協働の仕組みで解決することで、地域の絆を強化し、地域力の向上を図る取り組みを重点的に推進していくことが求められています。一方で、人のつながり方が多様化している現在においては、住民協議会や町会・自治会等地域自治組織において「担い手（人財）不足」の課題が多く挙げられています。そのため、市民協働センターでの市民活動支援や市民参加の推進に向けた機能の強化が求められています。また、三鷹ネットワーク大学推進機構では、会員大学等の知的資源を活用した新たな政策課題の解決に向けた取り組みを進める必要があります。三鷹市における市民自治の推進と厳しい財政状況における持続可能な行財政改革による市政運営を着実に進めていく必要があります。

(3) 今後の施策の方向性

コミュニティ創生の次なるステップに向け、多様な主体が協働・連携し、多世代交流や地域のつながり、支え合いを深めるため、多様化する市民ニーズへの対応や人財の育成など地域課題の解決に向けた取り組みを進めます。また、未来の三鷹を市民と行政が共に考え、創り上げていく新たな市民参加手法を取り入れ長期的かつ継続的な組織づくりを進めます。市民や企業から選ばれる「都市経営」の視点を取り入れ、数量的な行政のスリム化と行政サービスの質的向上を図る行財政改革を推進するとともに、新たな情報発信媒体の活用や将来を見据えた行政サービスのあり方の検討など、地域のあらゆる資源を活用した都市のブランド力と魅力の向上をめざします。

第Ⅱ編 各 論

各論の構成と内容

1 構 成

「施策の方向」「目標指標」「関連する個別計画」「主要事業」で構成しています。

2 目標指標

施策の目標を明確にするという観点から設定した指標です。設定にあたっては、可能な限り、

- ① 当該施策全体のシンボルとなること
- ② 当該施策において有り得るべき指標であること
- ③ 統計調査等により把握できること
- ④ 他市区との比較が可能なこと

等を基準としています。

ただし、現時点で当該データが存在しない場合は「－」とし、数値の設定が困難な場合は「増加」等の表現としました。また、「計画策定時の状況」は平成 22 年度を、「前期実績値」は平成 26 年度、「中期実績値」は平成 30 年度を基本としていますが、同年度に実績数値がない場合は直近のデータとしています。

3 関連する個別計画

今般の第 2 次改定にあたっては、今後の計画のあり方を見据え、主要事業の目標やスケジュール、詳細な取組内容等は個別計画で掲載することとします。また、基本計画と個別計画の機能的な役割分担を図るため、体系ごとに関連する個別計画を記載しています。

4 主要事業

各施策の取り組みとして、計画期間内に重点的に取り組みを進める事業について、具体的な内容を記載しています。事業の並び順は、市が重点的に取り組みを進めていく順としており、事業の優先順位を示しています。

計画期間（後期）内の新規・拡充事業に係る経費（運営費等の経常的な経費を除く。）の合計が 1 億円以上（補正予算の金額を含む。）の事業について、現時点での概算事業費を掲載しています。

第4次三鷹市基本計画（第2次）

第1部

世界に開かれた 平和・人権のまちをつくる

第1 国際化の推進 (P40)

- 1 外国籍市民等の日常生活支援の充実
- 2 市民の国際理解意識の向上・深化
- 3 多言語による情報提供の充実
- 4 外国籍市民等への災害時・緊急時の対応強化
- 5 「多文化共生センター（仮称）」の整備に向けた取り組み

第2 平和・人権施策の推進 (P42)

- 1 平和事業の積極的な推進
- 2 人権意識の総合的啓発
- 3 次世代につなぐ戦争・平和関連資料の活用に向けた検討
- 4 「平和への思い」の継承に向けた仙川公園の名称変更
- 5 世界連邦運動協会活動への支援

第3 男女平等参画社会の実現 (P44)

- 1 男女平等参画に関する市民意識の向上
- 2 配偶者等からの暴力や男女平等参画を阻害するさまざまな暴力の防止と被害者支援の推進
- 3 人権としての性の尊重
- 4 男女平等参画に関する相談窓口の充実
- 5 ライフ・ワーク・バランスのさらなる推進
- 6 ライフ・ワーク・バランスの実現に向けた市の率先行動

第2部

魅力と個性にあふれた情報・活力のまちをつくる

第1 情報環境の整備 (P48)

- 1 都市防災機能強化のための通信環境の整備と情報伝達手段の多重化
- 2 デジタル技術を活用した地域課題解決に向けた取り組みの推進
- 3 行政手続のデジタル化の促進
- 4 データ活用のための基盤整備
- 5 情報バリアフリーの実現
- 6 広域的なシステムの共同利用と業務改革（BPR）の推進
- 7 デジタル技術を活用したワークスタイル変革
- 8 情報セキュリティの向上及び事業継続性の確保

第2 都市型農業の育成 (P52)

- 1 農地制度の活用などによる農地の保全
- 2 営農環境改善の推進
- 3 農業経営の改善と農業の担い手の育成
- 4 農産物の地産地消の推進
- 5 都市農業の魅力向上の推進
- 6 市民農園の拡充

第3 都市型産業の育成 (P56)

- 1 「都市型産業誘致条例」に基づく企業立地支援
- 2 工場移転や周辺環境に配慮した設備導入等への支援
- 3 「三鷹市導入促進基本計画」に基づく事業者の生産性の向上支援
- 4 SOHO CITY みたかの推進
- 5 都市型産業における人財育成と交流の場の創出
- 6 事業承継及び災害時における事業継続に対する支援

第4 商業環境の整備 (P60)

- 1 商業環境の充実
 - 1 「商店街の活性化及び商店街を中心としたまちづくりの推進に関する条例」に基づく施策の推進
 - 2 買物環境の整備
 - 3 三鷹駅前地区のにぎわいの創出
- 2 都市型観光の推進
 - 1 ジブリ美術館、井の頭公園及び文学者ゆかりの地への来訪者を活かした観光振興
 - 2 コミュニティツーリズムと広域連携の推進
 - 3 ICT 技術を活用した観光の振興
 - 4 地域資源の発掘、活用による三鷹ブランドの創出・推進
 - 5 大規模な会議等と連携した魅力発信

第5 消費生活の向上 (P64)

- 1 消費者活動センターの機能充実の検討
- 2 消費者教育の充実及び消費者被害防止の推進
- 3 多様な働き方への支援

第6 再開発の推進 (P66)

- 1 三鷹駅前地区再開発の推進
- 2 市庁舎・議場棟等整備の再調整
- 3 三鷹台駅前等のまちづくりの推進
- 4 北野の里（仮称）のまちづくりの推進

第3部

安全とるおいのある快適空間のまちをつくる

第1 安全で快適な道路の整備 (P70)

- 1 主要幹線道路の整備と周辺のまちづくりの推進
- 2 主要生活道路の整備の促進
- 3 みちづくりと一体となったまちづくりの推進
- 4 橋梁の再生・整備

第2 緑と水の快適空間の創造 (P72)

- 1 緑と水のネットワーク及び連続空間の創出
- 2 ふれあいの里の整備及び周辺の景観づくりの推進
- 3 災害に強く安全で安心な特色ある公園・緑地の整備
- 4 借地公園の公有地化等の推進

第3 住環境の改善 (P74)

- 1 住環境の改善
 - 1 都市計画制度の活用による良好な都市環境の形成（用途地域等の見直し）
 - 2 分譲マンション維持管理啓発事業等の推進
 - 3 バリアフリーのまちづくりの推進
 - 4 空き家対策の推進
 - 5 地区計画制度等の活用
- 2 安全安心のまちづくり
 - 1 安全安心・市民協働パトロール体制の拡充
 - 2 振り込め詐欺等の特殊詐欺対策の強化
 - 3 防犯カメラの設置等による地域防犯力の向上
 - 4 安全安心メールの普及促進
 - 5 生活安全に関する推進体制の整備

第4 災害に強いまちづくりの推進 (P78)

- 1 防災都市の構築に向けた危機管理体制の強化
- 2 災害に強い基盤整備事業等の推進
- 3 自主防災組織及び各種コミュニティによる地域防災力の強化
- 4 防災関係機関の連携の強化
- 5 災害時における情報伝達体制の強化
- 6 浸水ハザードマップの更新及び土砂災害ハザードマップの作成
- 7 デジタル技術等を活用した防災・減災まちづくりの推進
- 8 被災者支援対策の強化
- 9 大規模停電時の対応体制の整備

第5 都市交通環境の整備 (P82)

- 1 みたかバスネットの抜本的な見直し
- 2 三鷹駅南口駅前広場の交通環境の改善
- 3 公共駐輪場及び駐車場の適正化の推進
- 4 交通管理者や地域等と連携した自転車事故防止に向けた交通安全施策の推進

第4部

人と自然が共生できる循環・環境のまちをつくる

第1 環境保全の推進 (P84)

- 1 防災エコタウン開発奨励事業（仮称）の推進
- 2 サステナブル都市の実現に向けた環境施策の推進と研究
- 3 環境マネジメントシステムの運用による環境改善の推進
- 4 PCB 廃棄物の保管・管理の徹底及び処理

第2 資源循環型ごみ処理の推進 (P86)

- 1 環境センターの解体及び跡地利活用の検討
- 2 し尿等投入施設（下水道放流方式）の整備
- 3 ふじみ衛生組合リサイクルセンターの更新に向けた検討等
- 4 ごみの発生・排出抑制の取り組み
- 5 ごみの排出支援サービス等の充実に向けた検討

第3 水循環の促進 (P88)

- 1 地方公営企業法に基づく下水道事業運用による経営基盤の強化
- 2 「下水道再生計画」の推進（長寿命化事業）
- 3 「下水道再生計画」の推進（地震対策事業）
- 4 都市型水害対策の推進
- 5 東部処理区の流域下水道への編入の推進

改定) 各論の体系と主要事業

第5部

希望と安心にみちた 健康・福祉のまちをつくる

第1 地域福祉の推進 (P90)

- 1 地域ケアネットワーク推進事業の充実と発展
- 2 災害時避難行動要支援者支援事業の推進
- 3 福祉人財の養成と活動支援
- 4 さまざまな分野にまたがる課題や制度の狭間の課題を抱える方への取り組み
- 5 健康福祉施策の推進体制の整備

第2 高齢者福祉の充実 (P92)

- 1 在宅医療・介護連携の推進
- 2 地域福祉の担い手としての活動支援
- 3 認知症高齢者の支援
- 4 健康づくりと介護予防のための取り組みの推進

第3 障がい者福祉の充実 (P94)

- 1 心のバリアフリーの推進
- 2 障がい者の就労の推進
- 3 障がい者（児）の自立生活支援に向けた地域移行・地域定着支援の充実
- 4 障がい児支援の充実
- 5 障がい者福祉施設の整備

第4 生活支援の充実 (P96)

- 1 生活保護制度の適正な運用
- 2 生活保護受給者の自立支援の充実
- 3 生活困窮者自立支援事業の推進
- 4 国保財政健全化等による持続可能な国保制度の実現

第5 健康づくりの推進 (P98)

- 1 妊娠期間からの切れ目のない支援の推進
- 2 がん検診の充実と各種検診事業の推進
- 3 自殺予防を含めたこころの健康づくりの推進
- 4 休日等における診療体制の整備
- 5 受動喫煙防止に関する普及啓発・条例の制定

第6部

いきいきと子どもが輝く教育・子育て支援のまちをつくる

第1 子どもの人権の尊重 (P100)

- 1 地域ぐるみの子ども・子育て支援の推進
- 2 児童虐待への適切な対応
- 3 児童養護施設と連携した社会的養育体制の強化
- 4 子どもの貧困対策の推進

第2 子育て支援の充実 (P102)

- 1 子育て世代包括支援センター機能の充実
- 2 地域子ども・子育て支援事業の充実
- 3 地域における総合的な子どもの居場所・遊び場づくり
- 4 保育人財の確保・育成の強化
- 5 学童保育所の待機児童解消及び質の向上
- 6 効率的な保育園の運営に向けた検討
- 7 保育園の待機児童解消への取り組み
- 8 保育の質の向上と多様なニーズに対応した保育サービスの充実
- 9 子ども・若者支援の推進
- 10 子育てしやすい環境の充実

第3 魅力ある教育の推進 (P106)

- 1 コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育のさらなる推進
- 2 「スクール・コミュニティ」の創造に向けた仕組みづくり
- 3 個性や特性を最大限に発揮できる教育方法の推進
- 4 教育支援の充実
- 5 学校における働き方改革の推進

第4 安全で開かれた学校環境の整備 (P108)

- 1 学校施設の長寿命化と施設環境の整備
- 2 児童・生徒数の増減に対応した適正な学習環境の確保
- 3 学校の地域拠点化の推進

第7部

創造性と豊かさをひろげる生涯学習・文化のまちをつくる

第1 生涯学習の推進 (P110)

- 1 生涯学習活動
 - 1 生涯学習センターを拠点とした生涯学習の基盤づくり
 - 2 生涯学習によるまちづくりに資する人財の育成及び活動の場の提供
 - 3 ネットワーク型生涯学習の推進による機会と場の提供
 - 4 市民ニーズの把握と生涯学習の一層の推進
 - 5 生涯学習情報の提供と相談体制の充実

2 図書館活動

- 1 図書館施設の適切な維持・補修と図書館ネットワークの再構築
- 2 図書館システムの更新
- 3 電子書籍の導入に向けた検討及び地域資料の充実とデジタル化
- 4 図書館サポーター及びボランティアとの協働

第2 市民スポーツ活動の推進 (P114)

- 1 三鷹中央防災公園・元気創造プラザの総点検と魅力的で効率的な管理運営
- 2 SUBARU 総合スポーツセンターを中心としたライフステージ等に応じたスポーツ機会の提供
- 3 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の積極的な推進と市民に受け継がれるレガシーの創造
- 4 大沢野川グラウンド復旧整備工事の実施
- 5 健康・スポーツ情報の提供と相談体制の充実
- 6 地域スポーツ活動の推進とスポーツを支える人財の育成

第3 芸術・文化のまちづくりの推進 (P116)

- 1 三鷹市ゆかりの文化人の顕彰
- 2 地域文化財の保護・活用
- 3 「みたか・子どもと絵本プロジェクト」の推進と「星と森と絵本の家」の特色ある運営
- 4 市立アニメーション美術館を活かしたまちづくりの推進と観光施策との連携
- 5 芸術文化の担い手の育成、教育普及活動の推進

第8部

ふれあいと協働で進める市民自治のまちをつくる

第1 コミュニティの展開と協働のまちづくりの推進 (P118)

- 1 コミュニティ活動の新たな展開に向けた取り組み
- 2 地域の人財育成の推進
- 3 市民参加手法の検討・推進
- 4 三鷹ネットワーク大学推進機構との協働の推進
- 5 「学び」と「コミュニティ」が融合したまちづくりの推進

第2 「21世紀型自治体」の実現と都市自治の確立 (P122)

- 1 防災都市づくりの検討とファンリティー・マネジメントの推進
- 2 「都市経営」の視点を取り入れた行財政改革の推進
- 3 公有地の資産活用に向けた売却計画等の再調整
- 4 「三鷹市人財育成基本方針」等に基づく職員力の向上
- 5 柔軟で機動的な組織づくりと執務環境の改善
- 6 事務処理におけるリスクの評価・管理に係る体制の整備
- 7 市民サービスの新たな展開に向けた検討
- 8 新たな時代に向けた広報戦略の検討
- 9 まちづくり応援寄付（ふるさと納税）の推進
- 10 外郭団体等に対する連携のあり方の検討
- 11 姉妹友好市町村等との交流の推進
- 12 新たな三鷹市史の編纂に向けた検討
- 13 マイナンバーカードの普及促進による市民サービスの向上

第1部

世界に開かれた平和・人権のまちをつくる

第1 国際化の推進

<施策の方向>

外国籍市民等の相談体制・情報提供のさらなる充実を図るとともに、多文化共生社会の実現に向け、国籍・人種・文化などの違いを互いに認め合い、尊重しあう多文化共生意識の醸成を図ります。

市では、みたか国際化円卓会議において外国籍市民等が市の国際化に関するさまざまな課題と解決策を話し合い、市政に反映させるとともに、平成元年に設置した三鷹国際交流協会との連携を深めながら、市政情報等の多言語化や日常生活相談などの支援のほか、三鷹国際交流フェスティバルの開催など、地域からの国際化に取り組んできました。

こうした中、出入国の管理及び難民認定法の改正に伴う外国籍市民等の増加や、日本語教育の推進に関する法律の施行に伴い、外国籍市民等に対する日常生活でのサポートなど直接的な支援の充実が一層求められています。また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした外国人観光客の増加などを見据え、市民の多様な文化や価値観、個性等への理解・尊重の深化により、違いを互いに認め合い尊重し合う多文化共生意識の醸成が不可欠です。

多文化共生社会の実現に向け、三鷹国際交流協会と連携しながら、外国籍市民等の日常生活支援の充実や災害・緊急時対応の強化、各種相談事業やホームページの多言語対応、観光情報等の発信を含む情報提供のさらなる充実が必要です。また、市民の国際理解の向上・深化を図るとともに、外国籍市民等が支援の主体となる仕組みづくりなどについても検討を進めていきます。

そのうえで、これからの多文化共生社会のあるべき姿を見据え、三鷹国際交流協会の国際交流センター機能を拡充した「多文化共生センター（仮称）」の整備に向けた検討にも取り組みます。

（注）この計画中における「外国籍市民等」は、外国籍の市民のほか、帰国児童・生徒など日本国籍を有していても言語や文化の違いによりコミュニケーションがとりづらい市民も広く含めた表現です。

<目標指標>

指 標	計画策定時の状況 (平成22年度)	前期実績値 (平成26年度)	中期実績値 (平成30年度)	目標値 (令和4年度)
英語版ホームページのアクセス件数	34,677 件	60,359 件	293,478 件	400,000 件
通訳・翻訳ボランティア、 防災ボランティア登録者数	142 人	205 人	255 人	300 人

<関連する個別計画>

・地域防災計画

<主要事業>

1 外国籍市民等の日常生活支援の充実	企画部・教育部
「通訳・翻訳ボランティア」が外国籍市民等のニーズに臨機応変に対応できるよう、三鷹国際交流協会とのさらなる連携により新たな仕組みを創り、制度普及のための積極的なPRに努めます。また、現行では行政手続きに限定している支援について、ライフステージに応じた対象業務の拡大を検討します。窓口等では、外国籍市民等が理解できるよう、「やさしい日本語」など、わかりやすい表現に努めるとともに、多言語翻訳機を導入するなど、外国籍市民等の日常生活支援の充実を図ります。また、「日本語教育の推進に関する法律」に基づく施策の方向性を見据えながら、外国籍の児童生徒に対する日本語指導の時間数の拡充など日本語習得支援のさらなる充実を図ります。	
2 市民の国際理解意識の向上・深化	企画部
子どもを含む幅広い世代に対し、時代の世界情勢等を踏まえ、自国と外国の文化の双方を理解し、外国籍市民等の背景にある文化を学び合うなど、三鷹国際交流協会と連携しながら、国際理解意識の向上や多文化共生意識の醸成に向けた啓発の充実を図り、地域からの国際化を推進します。	
3 多言語による情報提供の充実	企画部
より多様な言語による頻度と鮮度の高い情報提供を行うため、多言語自動翻訳ソフトを活用して「広報みたか」を10言語（日本語・英語・中国語〈簡体字〉・中国語〈繁体字〉・ハングル・タイ語・ポルトガル語・スペイン語・インドネシア語・ベトナム語）で電子配信します。これに伴い、従来の英語版広報紙（MITAKA CITY NEWS・月1回発行）を廃止します。	
4 外国籍市民等への災害時・緊急時の対応強化	企画部・総務部
災害時・緊急時にも活躍できる通訳・翻訳ボランティアの新規確保に取り組みます。また、外国籍市民等が自らボランティアとして活動できるよう、防災意識の向上や防災訓練への参加等の促進に向けた周知に取り組みます。 災害等発生時における外国籍市民等の安全と安心を確保するため、市の災害情報を翻訳して外国籍市民等に情報発信するなど、国際交流センターが防災拠点となるよう機能強化を図ります。	
5 「多文化共生センター（仮称）」の整備に向けた取り組み	企画部
外国籍市民等や外国人観光客の多様な文化や価値観を理解し、平時から災害時までの情報発信など国際交流センター機能をさらに拡充した「多文化共生センター（仮称）」について、みたか国際化円卓会議などの意見を踏まえ三鷹駅前再開発事業に併せて整備を検討します。また、本センターでは、人権としての視点も含めた男女平等施策の推進や平和関連事業との連携などを図ります。	

第2 平和・人権施策の推進

<施策の方向>

「平和の希求」に向けて、戦争の記憶を風化させることなく次世代へと継承し、平和意識の深化を図ります。また、子どもをはじめ、高齢者、障がい者、外国籍市民等など、すべての人の基本的人権が尊重されるまちをめざします。

市ではこれまで「世界連邦都市宣言」、「三鷹市非核都市宣言」、「三鷹市における平和施策の推進に関する条例」を制定し、その趣旨に基づき非核・平和関連事業を進めてきました。8月を平和強調月間と位置づけ、協力団体等との協働による「戦没者追悼式並びに平和祈念式典」をはじめとした平和関連事業を実施してきたほか、「みたかデジタル平和資料館」を三鷹市ホームページの特設サイトに公開するとともに、「みたか平和資料コーナー」を設置するなど、戦争の記憶を次世代に継承するための取り組みを進めてきました。また、地球市民（注1）講座等の実施により、単に戦争や紛争といった直接的な暴力がない状況をめざすだけでなく、貧困・飢餓・環境など地球規模の課題や問題にも目を向け、積極的平和の視点に立った平和・人権意識の醸成を図っています。加えて、市民団体との共催により、市民一人ひとりがさまざまな視点から憲法が定める平和・人権について理解を深めるきっかけとなるよう、「憲法を記念する市民のつどい」などを実施しています。

令和2年には戦後75年を迎え、戦争体験者の高齢化が進んでいることから、戦争の記憶を保存し、戦争の記憶を風化させることなく、平和への思いを次世代へと継承していくことが重要な課題です。引き続き、8月の平和強調月間をはじめ、機会を捉えて平和関連事業を実施するとともに、積極的平和の視点に立った平和・人権意識の普及・啓発に取り組めます。また、平和首長会議など関係団体等と連携・協力し、平和への取り組みを推進します。

子どもをはじめ、高齢者、障がい者、外国籍市民等などが抱える差別、いじめ、虐待等の解消に向けて取り組んでいますが、人権に関するさまざまな悩みごとは尽きることはありません。人権相談や各種行事等を活用した人権啓発活動を継続し、すべての人の基本的人権が尊重されるまちづくりをさらに進めていきます。加えて、子どもたちを守る取り組みへの重要性がさらに増していることから、市内小学校や多世代交流センターなどと連携しながら、子どもの人権を守るための啓発活動に引き続き取り組んでいきます。

（注1）地球市民：異なる人種・民族・文化・歴史などを尊重し理解しあい、同じ地球上に住む一人の人間としてお互いを認め合う意識を持つ人々のこと。

<目標指標>

指 標	計画策定時の状況 (平成22年度)	前期実績値 (平成26年度)	中期実績値 (平成30年度)	目標値 (令和4年度)
平和推進関連事業の参加者数	2,665人	3,543人	5,479人	6,000人

<主要事業>

1 平和事業の積極的な推進	企画部
戦争体験者の高齢化に鑑み、戦争体験談のアーカイブ化（注2）を推進するとともに、新たな継承方法等について検討を進めます。また、「みたかデジタル平和資料館」では、アーカイブ化した戦争体験談等を随時公開するなど、コンテンツの充実を図るとともに、平和意識の深化に向けて、SNSの活用や多言語での閲覧など、平和関連情報発信の充実を図ります。	

（注2）戦争体験談のアーカイブ化：戦争を経験した方から体験談をお聞きし、映像として記録・保存すること。

2 人権意識の総合的啓発	企画部・総務部
子どもをはじめ、高齢者、障がい者、外国籍市民等など、すべての人の基本的人権が尊重され、あらゆる差別が解消されるよう、人権擁護委員による相談や人権週間など各種イベントを通して人権への理解を深める啓発活動を実施し、人権意識の啓発を行います。また、子どもの人権を守るため、子どもへの暴力防止プログラム「CAP（Child Assault Prevention）ワークショップ」の開催など、さらなる啓発に取り組めます。	

3 次世代につなぐ戦争・平和関連資料の活用に向けた検討	企画部
戦後75年を経てますます失われていく貴重な戦争・平和関連資料について、「みたかデジタル平和資料館」や「みたか平和資料コーナー」のコンテンツや見せ方の工夫によりさらなる充実を図るとともに、三鷹駅前再開発事業に連動して検討する「多文化共生センター（仮称）」において、次世代の市民に継承する新たな取り組みについて検討します。	

4 「平和への思い」の継承に向けた仙川公園の名称変更	企画部 都市整備部
戦後75年を迎えるにあたり、市として「恒久平和」を一層強く願い、「平和の希求」の思いを次世代へ継承するため、平和の公園として親しまれている「仙川公園」の名称について、公募などにより市民からの意見を取り入れながら、平和への思いを反映したものへ変更し、さらなる周知を図ります。	

5 世界連邦運動協会活動への支援	企画部
令和2年に「世界連邦都市宣言」から60年を迎え、今後もその理念を広く普及するため、世界連邦運動協会三鷹支部が行う平和活動に対して引き続き支援するとともに、同支部と協働して実施する平和カレンダー事業を通して、広く積極的平和の視点に立った平和・人権意識の啓発に取り組めます。	

第3 男女平等参画社会の実現

<施策の方向>

性別等に関わらず個人としてだれもが尊重され、一人ひとりの個性と能力が十分に発揮できる男女平等参画社会の実現をめざします。

性別等に関わらず個人としてだれもが尊重され、一人ひとりの個性と能力が十分に発揮できる男女平等参画社会の実現は、女性だけでなく、男性にとっても生きやすい社会をつくることにつながる重要な課題です。三鷹市では、昭和60年に「三鷹市婦人行動計画」、昭和63年に「三鷹市女性憲章」を策定するなど、男女平等参画に向けて取り組みを進め、平成18年に「男女平等参画条例」を制定、平成24年に同条例に基づく行動計画として「男女平等参画のための三鷹市行動計画2022」を策定し、同計画に基づき事業等を展開していますが、固定的性別役割分担意識が根強く残るなど、男女平等参画社会の実現に向けてさらなる取り組みが必要です。

ライフ・ワーク・バランスの実現に向けては、平成21年度の「仕事と生活の調和宣言都市」の決定を契機に、ライフ・ワーク・バランス推進に積極的に取り組み、平成29年度からは「三鷹版働き方改革応援事業」などを実施しています。引き続き、家庭・地域生活・仕事の調和と好循環をめざし、市全体でライフ・ワーク・バランスの実現に向けた取り組みを推進していきます。

配偶者等からの暴力については、近年、子どもへの暴力につながる案件が多く報告されていることから、児童虐待防止の観点からも、早期発見・早期解決に向けた取り組みは喫緊の課題となっています。

また、多様な性のあり方については、社会的な認識が高まっているものの、いじめや差別等の対象になることがあります。性別等に関わらず個人として誰もが尊重されるよう、一人ひとりの理解促進に向けて普及啓発に取り組む必要があります。

<目標指標>

指 標	計画策定時の状況 (平成22年度)	前期実績値 (平成26年度)	中期実績値 (平成30年度)	目標値 (令和4年度)
市の行政委員会・審議会等における女性委員の割合	38.8%	36.1%	36.6%	50.0%

<関連する個別計画>

- ・男女平等参画のための三鷹市行動計画

<主要事業>

1 男女平等参画に関する市民意識の向上	企画部
市の男女平等参画社会の実現に向けた重要な指針である「男女平等参画条例」が広く普及するよう各種事業での啓発に取り組むなど、男女平等参画に関する市民意識の向上を図ります。引き続き広く周知を図るとともに、若い世代にも関心を持ってもらえるよう、SNS の活用をはじめ、啓発誌等のあり方や新たな方法の検討など、啓発手段等を総合的に検討し、さらなる普及・啓発を図ります。	
2 配偶者等からの暴力や男女平等参画を阻害するさまざまな暴力の防止と被害者支援の推進	企画部・総務部 子ども政策部 教育部
配偶者等からの暴力について、早期発見・早期解決に向けて、相談体制の充実と関係機関とのさらなる連携強化を図ります。あわせて、子どもへの暴力につながる案件も多いことから、児童虐待防止対応との連携を強化し、被害者の迅速な安全確保に取り組めます。加えて、配偶者等からの暴力は重大な人権侵害であるなど、正しい理解の促進や未然防止に向けた啓発に取り組めます。 また、市民・事業者、市職員・教員に対し、機会を捉えて、男女平等参画を阻害する暴力のひとつであるセクシュアルハラスメントなどのハラスメントに関する講座及び研修等を行うなど、暴力防止の啓発に取り組めます。	
3 人権としての性の尊重	企画部・教育部
性別等に関わらず個人として誰もが尊重され、一人ひとりの個性と能力が十分に発揮できる社会の実現に向けて、性を広く人権のひとつとして尊重する視点に立ち、LGBT（注1）をはじめとした多様な性に関する正しい理解を深められるよう、普及啓発や人権教育に取り組めます。あわせて、悩みを抱えている人が相談しやすい環境づくりに取り組めます。	
（注1）LGBT：レズビアン（L）ゲイ（G）バイセクシュアル（B）トランスジェンダー（T）などの性的マイノリティの総称のひとつ	
4 男女平等参画に関する相談窓口の充実	企画部・総務部 子ども政策部
こころの相談事業（こころの相談室、こころの相談ダイヤル）や男女平等参画相談員を引き続き実施するとともに、婦人相談員や心のなやみ相談をはじめとする一般相談及び専門相談など、相談者のニーズに合わせた窓口で対応できるよう、市の相談窓口のさらなる周知と連携強化を図ります。また、人権としての性の尊重の観点から、こころの相談事業について、男性相談を導入するとともに、性別等に関わらない相談事業についても検討します。	

5 ライフ・ワーク・バランスのさらなる推進	企画部 生活環境部
市内の企業が自主的に働き方改革を推進する契機となるよう、働き方改革支援者の派遣支援を引き続き進めるとともに、働き方改革に取り組む企業の認定制度を創設するなどの環境整備に取り組みます。あわせて、啓発活動を積極的に行い、事業者・従業員、市民がライフ・ワーク・バランスの効果を享受し、誰もが働きやすく、個々のライフスタイルにあったさまざまな働き方を選択できるよう、コワーキングスペース（注1）やサテライトオフィス（注2）の活用を進めます。また、男性が家庭生活や地域活動へ参加しやすくなるよう、固定的性別役割分担意識の解消に向けた啓発に取り組むとともに、地域活動に関する情報提供の充実を図ります。 なお、関連する個別計画である「男女平等参画のための三鷹市行動計画2022（第2次改定）」に基づき、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に定める「三鷹市女性活躍推進計画」を策定し、同行動計画に位置付け、市全体のライフ・ワーク・バランスの実現に向けて、より体系的かつ積極的に取り組みます。	

（注1）コワーキングスペース：共同利用型の仕事環境を実現するために用いられる場所

（注2）サテライトオフィス：企業本社や団体の本部から離れたところに設置されたオフィス

6 ライフ・ワーク・バランスの実現に向けた市の率先行動	総務部・教育部
「次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく三鷹市特定事業主行動計画（後期計画）」に基づき、時間外勤務の縮減や有給休暇等取得率の増加、男性職員の育児休業等取得促進など、市職員のライフ・ワーク・バランスを推進します。さらに、女性職員の昇任意欲の喚起や積極的な登用・配置、出産・育児等によるキャリアロスを生じさせない制度整備等の取り組みを進めます。 また、「三鷹市立学校における働き方改革プラン」に基づき、教職員のライフ・ワーク・バランスの実現をめざします。	



ライフ・ワーク・バランス応援フェスタ in みたか



男女共同参画習慣パネル展



男女平等参画啓発誌「Shall we?」

第2部

魅力と個性にあふれた情報・活力のまちをつくる

第1 情報環境の整備

<施策の方向>

日々進化しているデジタル技術（注1）の動向や社会経済状況の変動、国の制度や法令の改正等を踏まえ、市民の利便性の向上や安全安心、暮らしやすさ、三鷹らしさを実現していく手段としての新たな技術の活用とそれを支える情報基盤の確立に向けて取り組みます。

市では、地域と行政の課題解決の手段として、ICT（情報通信技術）の利活用に向けた取り組みを進めてきました。

現在、Society5.0（注2）と呼ばれる新たな時代が到来しようとしており、AI（人工知能）、IoT（Internet of things：モノのインターネット）などの新たな技術の進展に伴って、市民生活も変化・多様化するとともにこうした技術の活用の機会も拡大しています。そして、より安全安心な地域社会の実現、より利便性の高い市民サービスの提供、市民間の豊かな情報交流の実現、情報セキュリティの確保や個人情報の保護、効率的で効果的なデジタル技術の活用が課題となっています。

市民サービスの提供方法も多様化しており、今後、デジタル技術を活用した利用者中心の行政サービスの実現をめざす必要があります。行財政改革の視点を持って、情報システムの全体最適化を図るとともに、業務の標準化やクラウドの活用を推進します。国や社会の動向も踏まえつつ、新たな技術の活用による市民サービスの向上、システムの共同利用によるコスト削減と広域行政サービスの検討、防災・減災まちづくりのためのインフラ整備などに取り組みます。

（注1）デジタル技術：AI や IoT などに代表されるデジタル（コンピュータで扱えるデータ）を前提とした新たな技術のこと。インターネットの普及とともに ICT が進展し、通信インフラが整備され大量のデータのやり取りが可能となったことで、デジタル技術を活用した製品やサービスの付加価値の向上、業務の自動化・効率化が実現されます。

（注2）Society5.0：狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続く新たな社会のこと。Society5.0 で実現する社会では、IoT ですべての人とモノがつながり、さまざまな知識や情報が共有されることで、新たな価値を生み出すとともに、AI やロボットなどの最新技術を用いた社会変革（イノベーション）により、さまざまな課題を克服することをめざしています。

<目標指標>

指 標	計画策定時の状況 (平成 22 年度)	前期実績値 (平成 26 年度)	中期実績値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 4 年度)
インターネットなどで届出・申請ができる手続きの種類	27 種類	30 種類	30 種類	40 種類
市ホームページのアクセス数	2,274,948 件	2,712,200 件	2,740,984 件	3,000,000 件

<関連する個別計画>

- ・みらいを創る三鷹デジタル社会ビジョン

<主要事業>

1 都市防災機能強化のための通信環境の整備と情報伝達手段の多重化	企画部
災害時等、通信インフラの使用が困難な場合においても、被害状況等の情報収集や、市民への正確で迅速な情報提供を行えるよう、Wi-Fi 環境の整備等による通信手段の多重化と情報ネットワークの確立を図ります。 災害時等における Twitter 等による情報提供や各避難所の Wi-Fi 利用など、市民・団体等への情報発信・情報提供のあり方を見直すとともに、リアルタイムな情報収集として、SNS や IoT センサーなどの情報を収集・分析できる手法について検討を行います。	

2 デジタル技術を活用した地域課題解決に向けた取り組みの推進	企画部
市民が中心となって活動している団体（シビックテック、NPO 等）との連携を図りつつ、デジタル技術を活用した地域課題の解決や市民サービスの向上に向けた取り組みを推進します。 地域のデジタル化に係る諸課題の把握と解決に向け、まちづくり三鷹等の団体と連携しながら、民学産公の協働による取り組みを進めるとともに、三鷹ネットワーク大学推進機構と連携して新たな市民参加の手法等について検討します。	

3 行政手続のデジタル化の促進	企画部
誰もが使いやすいような配慮と利用者中心の行政サービスを念頭に置きつつ、各種行政手続・行政サービスのデジタル化やキャッシュレス化を推進します。従来の窓口における申請書（紙）の提出ではなく、個々の手続・サービスを一貫してデジタルで完結させるという視点でデジタル化の促進を図り、いつでも・どこでもオンラインで手続が可能な行政サービスの実現をめざします。 また、一つの窓口で複数の手続を完結させ、一度の手続で、行政手続に関連した民間の手続もワンストップで提供するなど、市民が負担なく複数の手続を行えるようなワンストップ・サービスの実現をめざします。	

4 データ利活用のための基盤整備	企画部
AI などの新たな技術を活用して行政情報や統計データなどを効率的・効果的に分析し、地域の現状や課題を的確に捉え解決に向けた施策の立案に反映していくなど、データ利活用に関する取り組みを進めます。 また、市が保有する情報を利用しやすい形式で提供するオープンデータの取り組みについて、市民や事業者等の利用ニーズの把握に努めながら、提供するデータの順次拡大を図ります。さらにオープンデータの普及啓発を通してさまざまな市民参加と協働の取り組みを進めるとともに、関係機関とも連携してデータの標準化に関する検討を進めます。	

5 情報バリアフリーの実現	企画部
デジタル技術の活用により、誰もが容易に使うことのできる情報環境の整備や窓口における情報のバリアフリー化を推進するとともに、利用者が意識することなくサービスを享受できる社会をめざします。 また、デジタル化されたサービスを利用するにあたり、技術的な支援が必要となる高齢者などに対して、同じ地域に住む市民が互いにサポート（共助）できる仕組み・体制を整備するなど、地域のコミュニティにおいてサポートできるような環境づくりを推進します。	

6 広域的なシステムの共同利用と業務改革（BPR）の推進 （事業費：約 7.9 億円）	企画部
自治体クラウドの導入など、複数の自治体による情報システムの共同利用に向けた取り組みを推進します。 業務プロセスの見直しを図ることで業務の標準化を図るなど業務改革（BPR（注1））を推進します。あわせて業務で使用するシステムの標準化を図り、広域化・共同化の推進を図ります。 自治体クラウドの導入については、積極的に他自治体の参加を促し、団体数を増やすことで、自治体におけるさらなる業務の標準化とコスト削減に努めます。	

（注1）BPR：Business Process Re-engineering の略。業務の効率化や生産性の向上のため、業務内容や業務の流れなどを最適化すること。

7 デジタル技術を活用したワークスタイル変革	企画部
RPA（注2）やAI-OCR（注3）等の技術の活用による行政事務の自動化・効率化と職員の生産性の向上に向けた取り組みを推進します。 また、庁舎外でも業務が可能になるモバイルワークの導入により、柔軟な働き方の実現や災害時等における迅速な対応など防災・減災に関する機能の強化を図るとともに、市庁舎に限定しない窓口の実現など市役所機能の分散化（地域密着化）に向けた検討を行います。 さらに、デジタル技術を活用した効率的な会議の実施や職員間の情報共有の強化を推進します。	

（注2）RPA：Robotic Process Automation の略。ロボット技術を活用した作業等の自動化のこと

（注3）AI-OCR：AIを活用したOCR（Optical Character Recording/Reader：光学的文字認識）のこと。手書き文字や印字された書類に記載された文字を読み取り電子データ化する。

8 情報セキュリティの向上及び事業継続性の確保	企画部
国際規格である ISO/IEC27001 に基づく、情報セキュリティの適正な運用と改善に努めるとともに、標的型攻撃をはじめとするサイバー攻撃などの情報セキュリティ事案に備え、侵入防止・情報漏えい対策等システムの強化を図ります。 また、災害時等における迅速な情報システムの復旧などを目的として作成した「ICT 事業継続計画」に基づいて、継続的な行政運営に向けた適正な運用や改善に取り組みます。	



災害時におけるドローンを活用した情報収集（実証実験）



市ホームページ



市公式 Twitter

第2 都市型農業の育成

<施策の方向>

「農のあるまちづくり」を推進するため、農地の保全と利用の推進、魅力ある都市農業の育成、市民と農とのふれあいの場の提供とこれらの推進体制の整備を図ることにより、農地の保全・活用とともに、農業振興の推進を図ります。

都市における農地は、新鮮な農産物を人々に提供するための重要なスペースであるばかりでなく、潤いのある都市の緑地空間や防災空間の確保など多面的な機能を有し、市がめざす高環境を形成する貴重な存在となっています。

平成27年の「都市農業振興基本法」施行、平成28年の「都市農業振興基本計画」閣議決定以降、平成29年の「生産緑地法」改正による「生産緑地地区の指定要件緩和」の実現、「特定生産緑地制度」の創設、そして平成30年の「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」の施行により生産緑地の貸し借りが行いやすくなるなど、都市農地の保全及び都市農業を振興するためのさまざまな法制度の制定や改正が行われ、都市農業をめぐる国の制度が大きく変化しました。しかしながら、市内では基幹的農業従事者の内およそ60%が60歳以上になっているなど高齢化や後継者不足、相続上の事情から農地を売却しなければならない農家もあり、農地が宅地等に転用されてしまう状況が続いています。

市は、これまで市民に農業への理解を深めていただくため、農業公園や市民農園の整備、農業祭の開催などを行うとともに、認定農業者の組織化やその支援、援農ボランティアの育成などを通して、農業経営の安定化や担い手の育成を支援してきました。また、地域資源堆肥化事業支援や獣害被害防止対策に取り組むなど環境保全型農業を推進してきました。さらに、学校給食での市内産野菜活用を協働で取り組むため、市、教育委員会及びJA東京むさしで協定を締結しました。

今後ともJA東京むさしなどの関係団体との連携を深め、新制度を活用した農地保全に向けて取り組むとともに、経営の近代化による生産性の向上や新鮮で安全な市内産農産物の供給、そして農業体験等の農とのふれあいの推進などにより、都市農業の振興を図ります。

<目標指標>

指 標	計画策定時の状況 (平成22年度)	前期実績値 (平成26年度)	中期実績値 (平成30年度)	目標値 (令和4年度)
農家の直接販売所数	149か所	147か所	150か所	維持
農地面積	171ha	161ha	149ha	140ha

<関連する個別計画>

- ・農業振興計画

<主要事業>

1 農地制度の活用などによる農地の保全	生活環境部 都市整備部
「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」に基づく農地の貸借制度を適切に運用するとともに、JA 東京むさしと連携して、認定農業者等による農業生産拡大等に取り組みます。 また、指定から 30 年を迎える生産緑地地区については、「特定生産緑地制度」の周知に努め、特定生産緑地の指定を働きかけます。 そして、農地が減少する大きな要因である相続については、都市農地の保全と利用の促進を図るため、相続があっても農地が農地のまま存続できるような制度の創設などを国等へ要請します。	

2 営農環境改善の推進	生活環境部
近代化施設・設備の導入を支援するため、優良農地育成事業の助成内容の充実を図るとともに、東京都補助事業の活用を推進します。また、食品安全や環境保全等の持続可能性を確保するため、東京都と連携して GAP（注 1）の普及を図ります。 近年増加傾向にある野生鳥獣による農産物被害については、JA 東京むさしと協働し、ハクビシンやアライグマ等の加害獣捕獲処分及び啓発活動等の対策を行い、被害の抑制を図ります。 さらに、市内関係機関等が協働して取り組む地域資源堆肥化事業を支援するなど、都市農業の振興を支援します。	

（注 1）GAP：Good Agricultural Practice（農業生産工程管理）の略称。農産物の安全確保、環境の保全等さまざまな目的を達成するため、農業者自らが、作物や地域の状況等を踏まえ、①農作業の計画を立て、点検項目を決定し、②点検項目に従い農作業を行い、記録し、③記録を点検・評価し、改善点を見だし、④次回の作付に活用するという一連の工程管理手法のこと。

3 農業経営の改善と農業の担い手の育成	生活環境部
農業経営改善に意欲的に取り組む認定農業者が自ら設立した三鷹市認定農業者連絡会の活動支援などにより経営改善を推進するとともに、東京都及び農業委員会で実施している農業後継者に対する表彰制度を活用して後継者の農業意欲の向上を図ります。 また、市民を援農ボランティアとして養成し、活躍の場の拡大を図るとともに、指導者の育成を進め、新鮮で良質な農産物の普及を図ります。	

4 農産物の地産地消の推進	生活環境部・教育部 子ども政策部
野菜や緑化植物など市内産農産物の活用を推進します。特に、市内産野菜については、市、教育委員会、JA 東京むさしの三者で連携しながら、食育の推進や地産地消を促進するため、保育園における「三鷹産野菜の日」のための支援を継続するとともに、小・中学校における給食での市内産農産物使用率 30%を目標に活用システムの構築を推進します。	

5 都市農業の魅力向上の推進	生活環境部
緑化推進の拠点である農業公園の交流機能の充実を図るため、農業公園運営懇談会の開催や指定管理者による実習農園・講習会などを進めます。また、農業祭の開催や「都市農業を育てる市民のつどい」事業を実施し、市民が農と触れ合う交流の場の充実を図ります。あわせて、三鷹産農産物のブランド化や6次産業への展開等に向け、観光事業や農商工の連携を図ります。	

6 市民農園の拡充	生活環境部
貸出区画で耕作から収穫まで一連の野菜づくりを行う市民農園について、多くの市民が利用できるよう、北野の里（仮称）等ふれあいの里や回遊ルート、それらの周辺の緑地整備及び「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」等に基づく農地の貸借制度などを活用し、地域的にバランスよく配置するとともに拡充を図ります。	



市内の農地



体験農園事業



「市内産野菜の日」の給食の様子



農業祭「野菜の宝船」

第3 都市型産業の育成

<施策の方向>

市内のものづくり産業や情報・コンテンツ産業、SOHO 事業者などの操業継続支援や経営基盤の強化を進め、市内産業の活性化を図ります。また、創業支援や事業承継支援などを推進し、多様な都市型産業の集積と育成を図り「産業と生活が共生する都市」をめざします。

工業系用途地域への工場移転や周辺の環境に配慮した工場の改修などを支援するとともに、関係機関と連携した融資あっせん制度やアドバイザー派遣、新技術開発支援などにより、既存工場の操業継続や市内への企業進出を促す取り組みを推進しています。その一方で、製造業を取り巻く操業環境は厳しさを増していることから、支援のあり方の再検討が必要となっています。

また、「SOHO CITY みたか」の充実に向け、三鷹産業プラザ内に、経営相談コーディネーターを配置しコワーキングスペース等の機能を有する「ミタカフェ」の運営や、デジタル機器を駆使した新たなものづくり産業育成のための「ファブスペースみたか」の設置、クラウドファンディング（注1）の活用による資金調達の支援など、多様な創業や経営支援への対応を進めています。民間による SOHO 集積施設数の増加を促し、一層の集積を図っていくことが課題です。

さらに、関係機関と事業者の交流を促進し、幅広い知識を身に着けた事業者支援を担う人財を育成するとともに、事業者間のネットワーク化を図ります。

（注1）クラウドファンディング：インターネット上で事業や取り組みを紹介し、不特定多数の支援を募る資金調達方法

<目標指標>

指 標	計画策定時の状況 (平成 22 年度)	前期実績値 (平成 26 年度)	中期実績値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 4 年度)
製造業事業所数	326 事業所 (平成 21 年)	274 事業所 (平成 24 年)	231 事業所 (平成 28 年)	240 事業所
製造品出荷額	146,539 百万円 (平成 20 年)	96,503 百万円 (平成 24 年)	33,653 百万円 (平成 28 年)	35,000 百万円
SOHO 集積施設数及び 入居事業者数（注2）	8 施設 98 事業者	12 施設 104 事業者	11 施設 101 事業者	12 施設 105 事業者

※ 実績値については、統計データを基にしているため、時点が異なります。

（注2）市がすべての事業者を把握することは困難であるため、市の関係団体が管理又は市が支援している民間施設に入居している事業者数とします。

<関連する個別計画>

- ・産業振興計画
- ・土地利用総合計画

<主要事業>

1 「都市型産業誘致条例」等に基づく企業立地支援 (事業費：約4.4億円)	生活環境部
「三鷹市都市型産業誘致条例」に基づき、市内への優良企業の誘致を推進するとともに、市内事業所の増設や移転を支援します。 また、「都市型産業誘致条例」は令和3年3月31日をもって制定から10年が経過し、効力を失うことから、これまでの取り組みの成果を踏まえ、事業者や三鷹商工会等の関係機関との情報共有体制を強化して事業所が移転する前段階での情報把握に努めるとともに、公共用地や都市計画制度の活用などにより大規模な事業者に限定しない多様な事業所の立地を支援します。さらに、東京都の補助制度を活用し、事業者が市内に立地する際、建築、引越しに係る費用や使われていない既存の工場等の改修費用に対する助成を行うとともに、既存の事業者向け融資あっせん制度の要件の緩和や限度額の引き上げを行い、事業者の資金繰りを支援し、市内事業者の増加を図ります。	

2 工場移転や周辺環境に配慮した設備導入等への支援	生活環境部
都市計画上、操業継続が困難になっている市内事業所に対して、都市計画制度や東京都と連携した支援制度の活用により工場の建替えや工業系用途地域への市内移転を支援します。また、住工混在地域での住環境に配慮した施設・設備の導入、事業所の改築、耐震補強等を行うにあたり、国・東京都などの関係機関の制度を活用して支援します。	

3 「三鷹市導入促進基本計画」に基づく事業者の生産性の向上支援	生活環境部
生産性向上特別措置法に基づく「三鷹市導入促進基本計画」により、事業者が計画期間内に労働生産性を一定程度向上させるため、事業者自らが先端設備等を導入する計画を策定し、市が認定することで、税制上の支援等を行い、事業者の利益の拡大や市内経済の活性化につなげる取り組みを進めます。	

4 SOHO CITY みたかの推進	生活環境部
まちづくり三鷹など関係団体と協働で、インキュベーション（注3）施設の運営を行い、SOHOの起業・継続支援の拡充を図り事業者の集積を促進します。 また、創業気運の醸成を図る「創業等支援事業」についても重点的に取り組むこととし、さらに、コミュニティ・ビジネス（注4）やソーシャルビジネス（注5）の創業支援・育成を進めるとともに、NPO法人に対する融資の利子補給制度等を通じて、NPOの活動も支援します。	

（注3）インキュベーション：設立して間がない新企業に経営技術・費用・人財などを提供し育成すること。

（注4）コミュニティ・ビジネス：地域が抱える課題を、地域資源を活用しながらビジネス的な手法により解決しようとする事業のこと。

（注5）ソーシャルビジネス：貧困や差別、自立支援などの社会的課題の解決を図るための取り組みを持続可能な事業として展開すること。

5 都市型産業における人財育成と交流の場の創出	生活環境部
三鷹商工会、まちづくり三鷹、みたか都市観光協会、三鷹ネットワーク大学推進機構等との連携を強化し、効果的な人財育成を図ります。 また、三鷹商工会女性部や青年部等の活動を支援し、女性・若者の活躍の場の拡充を図るほか、多業種の事業者による交流の場を創出し、事業者のネットワーク化を進め、共同開発、新規販路開拓やPRなどに繋がるビジネスマッチングを支援します。	

6 事業承継及び災害時における事業継続に対する支援	生活環境部
経営者の高齢化、事業の将来性の見通しなど中小企業が抱える事業承継にかかる課題の解決や、被災後に速やかに事業の再興を図るための事前の備えである事業継続計画（BCP）の策定について、国や東京都、三鷹商工会等と連携して支援していきます。	



三鷹産業プラザ



ファブスペースみたか



ファブスペースみたかで製作した作品



ミタカフェ

第4 商業環境の整備 1 商業環境の充実

<施策の方向>

市民が地域の商店街で楽しみながら日常の買い物ができるように、各商店街の売り上げ向上やまちのにぎわいづくりにつながる取り組みを支援するとともに、三鷹駅前再開発地区での多機能広場の活用や三鷹台駅前周辺地区のまちづくりなどの関連施策との連携により、さらなる商業環境の整備を推進します。また、市内の商店が少ない地域における買物環境の整備に取り組みます。

市内の商業環境は、商店数の減少傾向や、近隣市における大型店舗の進出などによる市外への顧客の流出など、依然として厳しい状況にあります。商店会や各個店の売上向上等に向けた創意工夫ある取り組みを支援するなど、顧客の利用促進や商店数及び販売額の維持・向上を推進しています。地域の商店街、商業者の増加に向けては、都市計画との連携による特別商業活性化地区の指定や三鷹駅前協同ビル保留床の商業利用のほか、商店会等が実施する各種イベントや施設整備、新しい商店の開業への支援を行います。また、商店が少ない地域においては、地域特性に加え個々の身体状況や家族構成などに対応する多様な買物支援策の導入に向けて地域全体の機運醸成を図っていく必要があります。消費者の利便性の向上を見据えた商業の活性化に取り組みます。

さらに、事業者にとって必要な支援策の周知や有効な活用が図られるよう、三鷹商工会、三鷹市商店会連合会、みたか都市観光協会、まちづくり三鷹、三鷹ネットワーク大学推進機構等の関係団体との連携を深め、さらなる商業の活性化に向けた支援を進めます。

<目標指標>

指 標	計画策定時の状況 (平成 22 年度)	前期実績値 (平成 26 年度)	中期実績値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 4 年度)
商店数（小売業及び卸売業）	1,134 店舗 (平成 21 年)	1,057 店舗 (平成 24 年)	993 店舗 (平成 28 年)	1,000 店舗
小売販売額	129,052 百万円 (平成 19 年)	104,302 百万円 (平成 24 年)	139,907 百万円 (平成 28 年)	140,000 百万円

※ 実績値については、統計データを基にしているため、時点が異なります。

<関連する個別計画>

- ・産業振興計画
- ・三鷹駅前地区再開発基本計画
- ・土地利用総合計画

<主要事業>

1 「商店街の活性化及び商店街を中心としたまちづくりの推進に関する条例」に基づく施策の推進	生活環境部
商店会が実施するイベント、LED 街路灯の設置等の施設整備や維持管理、関係団体が協働で実施する「まちゼミ」や「ちょい呑みフェスティバル」などの市民に個店を知ってもらうための取組支援のほか、関係団体や民間事業者と連携したチャレンジショップ、シェアキッチンの整備や開店資金への補助、情報発信などの商店街での開店を促進する環境整備を進めます。実施にあたっては、商店街におけるにぎわいと交流の場の創出と消費者の利便性向上等に配慮し、商店街が担う地域のコミュニティ機能を生かしたまちづくりを推進します。	

2 買物環境の整備	生活環境部 健康福祉部
市内関係 7 団体で構成した買物支援事業本部として、大沢地域など商店が減少している地域において主体的に買物支援事業に取り組む地域ケアネットワークなどの地域団体等と連携しながら、消費者の利便性向上を図ります。加えて、協議会（商店会）が実施するマルシェなどの事業構築への協力や買物応援キャラバン隊の活用促進などによる支援を行い、商店街のにぎわいづくりと、市民が楽しんで買い物ができる環境整備を推進します。 また、福祉施設の送迎バス等を活用した買物支援について、市内での取組事例を参考に、全市的な展開を検討します。	

3 三鷹駅前地区のにぎわいの創出	生活環境部 都市再生部
三鷹駅前再開発事業の進捗と合わせた、商業をはじめとする多様な産業の集積とにぎわいのある広場空間の創出により、多くの人々がさまざまな目的で集う環境を整えることで地域の交流人口の拡大を図ります。取り組みにあたっては、商店会等の関係団体や市民と連携し、必要に応じて国や都の支援制度の活用を検討しながら、イベント開催や魅力的な店舗の立地促進により、さらなる地域の活性化に取り組みます。	

第4 商業環境の整備 2 都市型観光の推進

<施策の方向>

「市民が観光大使～住んでよし、訪れてよしのまち三鷹～」の実現に向け、みたか都市観光協会を中心とした多様な施策を展開し、三鷹の森ジブリ美術館（市立アニメーション美術館）をはじめとしたさまざまな観光資源の活用・発信を進め、市民自らが楽しみ、観光客が訪れたいくなるようにぎわいと魅力あふれる「おもてなし」の心に満ちた多彩な都市型観光を展開します。

既存の取り組みにおける交流人口の拡大や東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会後を見据え、広域連携のほか、外国人と市民との交流による観光振興など、新たな三鷹の魅力を発信による、観光客の増加に向けた方策とその対応が必要となっています。そのため、みたか都市観光協会を中心に、観光案内所の運営やまち歩き講座の開催、外国人向け観光マップの製作、TAKA-1 事業の実施、観光事業を担う市民同士の連携のための交流の場づくりなど、さまざまな取り組みを推進します。また、三鷹フィルムコミッションでは、映画やドラマなどのロケ誘致による市の魅力発信とともに、まちの活性化につながるような映像等の制作、鑑賞などを楽しむ市民によるイベント実施などを支援します。

さらに、みたか都市観光協会の経営基盤を強化し、そのコーディネート機能を十分に発揮することで、市民や関係団体との連携を深め、多様で魅力的な観光事業を創出するなど都市観光の推進を図ります。

今後も、市民との協働による取り組みをより一層推進し、パイロット事業の実施や交流の仕組みづくりなどを通じて、市内に魅力的な観光資源を数多く生み出し、多くの人が交流を楽しめるにぎわいあるまちをめざします。

<目標指標>

指 標	計画策定時の状況 (平成 22 年度)	前期実績値 (平成 26 年度)	中期実績値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 4 年度)
観光案内所訪問者数	24,876 人	28,265 人	30,996 人	32,000 人
市民協働者数	—	52 人	114 人	150 人

<関連する個別計画>

・産業振興計画

<主要事業>

1 ジブリ美術館、井の頭公園及び文学者ゆかりの地への来訪者を活かした観光振興	生活環境部
市立アニメーション美術館（ジブリ美術館）や都立井の頭恩賜公園には、国内外から年間 100 万人を超える多くの観光客が来訪します。また、太宰治関連スポット、山本有三記念館をはじめとした文学者たちのゆかりのスポットなど熱烈的なファンを集める観光資源があります。これらの来訪者が市内での買い物、食事、まち歩きツアーなどを楽しみ、より多くの時間を過ごせるよう、まち並み整備、魅力的な商店街づくり、観光資源の周知・PR、交通手段の整備などについて、関係部署と連携を図りながら、市民、事業者と協働で取り組んでいきます。	

2 コミュニティツーリズムと広域連携の推進	生活環境部
まち歩きや人との交流を目的とした「三鷹らしい」都市型観光の振興を推進するとともに、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会とその後を見据えて、国内外に向けて効果的な三鷹の魅力の発信を行い、地域の活性化をめざします。 また、近隣自治体や観光協会と広域的な連携を図り、「武蔵野・三鷹・小金井魅力向上プロジェクト」をはじめとした、多様な観光事業の創出を通して市民交流人口の拡大を図ります。	

3 ICT 技術を活用した観光の振興	生活環境部
ウェブサイトを通じた多言語での情報発信、SNS 等を介したコミュニケーション、アプリケーションの提供など、初めて三鷹を訪れる観光客でも利用しやすく目的とする場所や観光資源を回遊できるよう ICT 技術を活用し、三鷹に興味を持ち集客や買い物にもつなげる観光振興を図ります。	

4 地域資源の発掘、活用による三鷹ブランドの創出・推進	生活環境部
地域資源を発掘及び創出し、付加価値の向上や販売促進に向けたコーディネートなど、みたか都市観光協会が中心となって、総合的に支援を行う仕組みを検討します。また、大沢地区の自然環境、古民家や国立天文台、星と森と絵本の家などの観光資源を三鷹のブランドの一つとして情報発信するとともに、来訪者の受け入れ環境の整備を進めます。さらに、「TAKA-1」などの地域の特産品やお土産の PR を進めるほか、三鷹の地に潜在している新たな観光資源の発掘などを通して、三鷹のブランディングを推進します。 また、三鷹フィルムコミッションの活動を支援し、映画やドラマのロケの誘致に積極的に取り組み、地域の魅力を情報発信するほか、映像作品等の制作者の交流等を通じて、ロケ地としての魅力を広め地域活性化をめざします。	

5 大規模な会議等と連携した魅力発信	生活環境部
三鷹産業プラザ等の市内施設で会議・研修・展示会などを開催する際、主催者と連携して三鷹の魅力を発信する時間を設け、市外からの観光や消費活動によるにぎわいづくりに取り組んでいきます。	

第5 消費生活の向上

<施策の方向>

市民の消費生活の安定・向上を図るため、適切かつ迅速に消費者相談に対応するとともに、自立した「賢い消費者」の育成に向けた消費者教育の充実及び消費者啓発を推進し、消費者被害の防止を図ります。また、求職者の状況に応じた就業支援やライフ・ワーク・バランスの推進等により、多様な働き方の支援を進めます。

消費者を取り巻く環境は、一層厳しさを増し、加えて国際化、情報化、高齢化の波を受け、消費者が抱える問題も複雑かつ多様化しています。

市では、PIO-NET（注1）を活用した消費者相談及び情報提供事業の充実に向け、東京都等の関係機関と連携したネットワーク構築の取り組みを進めてきました。また、高齢者の見守り環境の整備を図るとともに、各世代の消費者教育を推進するため、市内小学校や地域包括支援センター、大学への出前授業等を実施しています。さらに、消費者被害の防止や消費者啓発の推進を図るため、三鷹市市民のくらしを守る会議、消費者活動センター運営協議会、消費者団体連絡会等の消費者団体等と連携し、「消費者被害防止キャンペーン」の取り組みなどを行っています。

今後も、国、東京都、消費者団体をはじめ、地域包括支援センターなどの関係機関と連携を図りながら、消費生活の安定と向上に向けた施策に取り組む必要があります。

一方、市内の雇用環境は上向きつつありますが、市民生活の安定のため、創業支援も含めた雇用確保や、市内事業所との連携による労働環境の改善を進めていくことが求められています。

（注1）PIO-NET：全国消費生活情報ネットワークシステム

（独法）国民生活センターと全国の消費生活センターをネットワークで結び、消費者から寄せられる苦情相談情報の収集を行っているシステム

<目標指標>

指 標	計画策定時の状況 (平成 22 年度)	前期実績値 (平成 26 年度)	中期実績値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 4 年度)
消費者活動センターの利用者数	35,949 人	35,691 人	30,097 人	40,000 人
高齢者就業支援事業・就職面接会の利用者(内定者)数	4,372 人 (198 人)	3,274 人 (181 人)	2,318 人 (140 人)	3,000 人 (180 人)

<関連する個別計画>

・産業振興計画

<主要事業>

1 消費者活動センターの機能充実の検討	生活環境部
複雑多様化する消費者問題の課題を解決し、市民の消費生活の安定・向上に寄与するため、三鷹駅南口中央通り東地区再開発による商業の活性化や交流人口の増加も見据えながら、消費者活動センターの役割や機能等の充実に向けた検討を進めます。	

2 消費者教育の充実及び消費者被害防止の推進	生活環境部
「市民のくらしを守る会議アクションプログラム」に基づき、関係機関と連携しながら「各世代の消費者教育の充実」や「高齢者への積極的な見守り対策の強化」など、市民の消費生活に関する施策を推進します。消費生活に関する施策の推進にあたっては、人、社会、環境に配慮した「エシカル消費」の理解促進、成年年齢引き下げを見据えた若年層への消費者教育の充実など、時代に即した取り組みを進めます。 また、市民のくらしを守る会議の委員を中心として消費者被害防止キャンペーンを実施し、消費者被害の防止や消費者啓発を推進します。	

3 多様な働き方への支援	生活環境部
女性、若者、シニア世代などの就職・再就職に向けた能力・技術の習得講習や就職セミナーを開催するとともに、ファブスペース、コワーキングスペース、サテライトオフィスなどにより多様な働き方を支援します。 また、起業・副業・兼業など、これまでの就業形態に捉われない、多様化する現代の働き方への支援を関係機関等と連携しながら行います。	



消費者被害防止キャンペーン

第6 再開発の推進

<施策の方向>

三鷹駅前地区の再開発、市庁舎・議場棟等整備の再調整、三鷹台駅前周辺地区等のまちづくり、北野の里（仮称）のまちづくりなど、都市再生の拠点となるまちづくりについては、それぞれの地域特性に沿った“三鷹らしい”取り組みを進めることにより、“付加価値の向上”や“三鷹の魅力向上”につなげていきます。

「三鷹駅前地区再開発」では、令和2年度に「新三鷹駅前地区再開発基本計画（仮称）」を策定します。この計画では平成28年度に策定した「三鷹駅前地区再開発基本計画2022」の考え方を継承しつつ、にぎわいや緑化空間の創出、防災・減災の取り組みなどの新たな視点を加え、三鷹駅前が市の玄関口にふさわしい地区の活性化の拠点となり、波及効果により三鷹市全体の魅力を高める質の高い総合的なまちづくりを進めます。

「三鷹台駅前周辺地区」では、まちづくりの目標・方針を示した「まちづくり推進地区整備方針」及び地区計画に基づき、駅前広場の整備や商業環境の活性化等を支援するなどにぎわい創出に向けた取り組みを進めます。

「北野の里（仮称）」の周辺について、市民ワークショップ等の意見を反映した「北野の里（仮称）ゾーニング」に基づき検討します。東京外かく環状道路整備事業による蓋かけ上部空間については農に資する取り組みを中心とした整備を行うとともに、ジャンクション周辺については農のある風景を保全することを基本としたうえで、都市計画道路等の事業の推進や土地利用を適切に誘導し、みちづくりとまちづくりを一体的に進めます。

それぞれの事業の推進に向けては、周辺の市民との意見交換や新たな市民参加手法の導入などを通して、さまざまな意見をまちづくりに反映し、周辺だけでなくまち全体の活性化をめざした取り組みを進めます。

<目標指標>

指 標	計画策定時の状況 (平成22年度)	前期実績値 (平成26年度)	中期実績値 (平成30年度)	目標値 (令和4年度)
「主要5事業（注1）」の達成状況（着手・継続）	0件	1件 (⑤)	1件 (④)	4件（① ② ③ ④）
「主要5事業」の達成状況（完了）	0件	0件	2件 (④※⑤)	1件 (④※⑤)

（注1）主要5事業：① 三鷹駅南口中央通り東地区再開発推進事業、② 回遊性を生む道路環境整備事業、③ 中央通り買物空間整備事業（モデル区間）、④ 三鷹台駅前周辺地区まちづくり推進地区整備方針の策定及び同方針に基づく三鷹台駅前広場整備等の実施、⑤ 三鷹中央防災公園・元気創造プラザ整備事業（※）三鷹台駅前周辺地区まちづくり推進地区整備方針の策定は、中期に完了

<関連する個別計画>

・都市再生ビジョン ・三鷹駅前地区再開発基本計画

<主要事業>

1 三鷹駅前地区再開発の推進	都市再生部 都市整備部 子ども政策部
三鷹駅南口中央通り東地区再開発事業を拠点とした事業を推進し、安全で快適な都市空間の創出と回遊性の向上を図り、三鷹駅前から市全体へのまちづくりにつなげるなど、将来を見据えた検討を進め、商業をはじめとした地域の活性化に取り組みます。 UR都市機構との連携を強化し、三鷹市が目標としている令和4年度の都市計画決定に向けて、市民参加を推進しながら地元の合意形成の支援及び市街地再開発事業に向けた検討を進め、まちづくりや景観の観点から高度利用地区や地区計画等の面的なまちづくりについて検討します。 三鷹駅南口中央通り東地区再開発事業では、「三鷹らしい、魅力・活力のある駅前、全市民が行きたくするような駅前空間」の創出をめざし、駅前が活性化の拠点として多くの市民が集まり、まちのシンボル、特に、子どもの笑顔と夢であふれる楽しい空間となるよう、「子どもの森（仮称）」の実現に向けた検討を最優先で進めていきます。 具体的には、屋上緑化や壁面緑化に取り組み、「森」のような緑化空間を創出するとともに、さまざまな世代が一緒に買い物や食事、娯楽、学びなどを楽しみ、誰もがのびのびと落ち着いて過ごせる空間を検討していきます。また、建物の壁面後退などにより安全で快適な歩行空間を確保し、バリアフリーに配慮したまちづくりを行うとともに、駐輪場や駐車場等の交通環境の向上に資する取り組みを検討します。さらに、イベントなどを開催できる多機能広場の整備によるにぎわいの創出、災害時における防災拠点としての機能のあり方なども検討していきます。	

2 市庁舎・議場棟等整備の再調整	都市再生部
現市庁舎・議場棟等は、必要最低限の耐震性能を満たしていることから、現時点で建替えの判断を行うのではなく、一旦立ち止まり事業の枠組み全体を見直すこととしました。 具体的には、市庁舎・議場棟等の客観的な情報を把握するため、構造躯体や設備に関する劣化診断を行うとともに、「防災都市づくり方針（仮称）」を策定し、各防災拠点が担う機能や連携のあり方を明確にします。また、将来的な建替えを見据え、資産を活用した事業手法についての検討を行います。 さらに、防災拠点としての位置付けや劣化状況等を踏まえ、学校施設など他の公共施設も含めて、早い段階で対応に取り組む施設と、長寿命化等の改修を図ったうえで中長期的に対応する施設など、整備の優先順位の考え方を示した「新都市再生ビジョン（仮称）」を策定し、その中で市庁舎等の建替えの判断を行っていきます。	

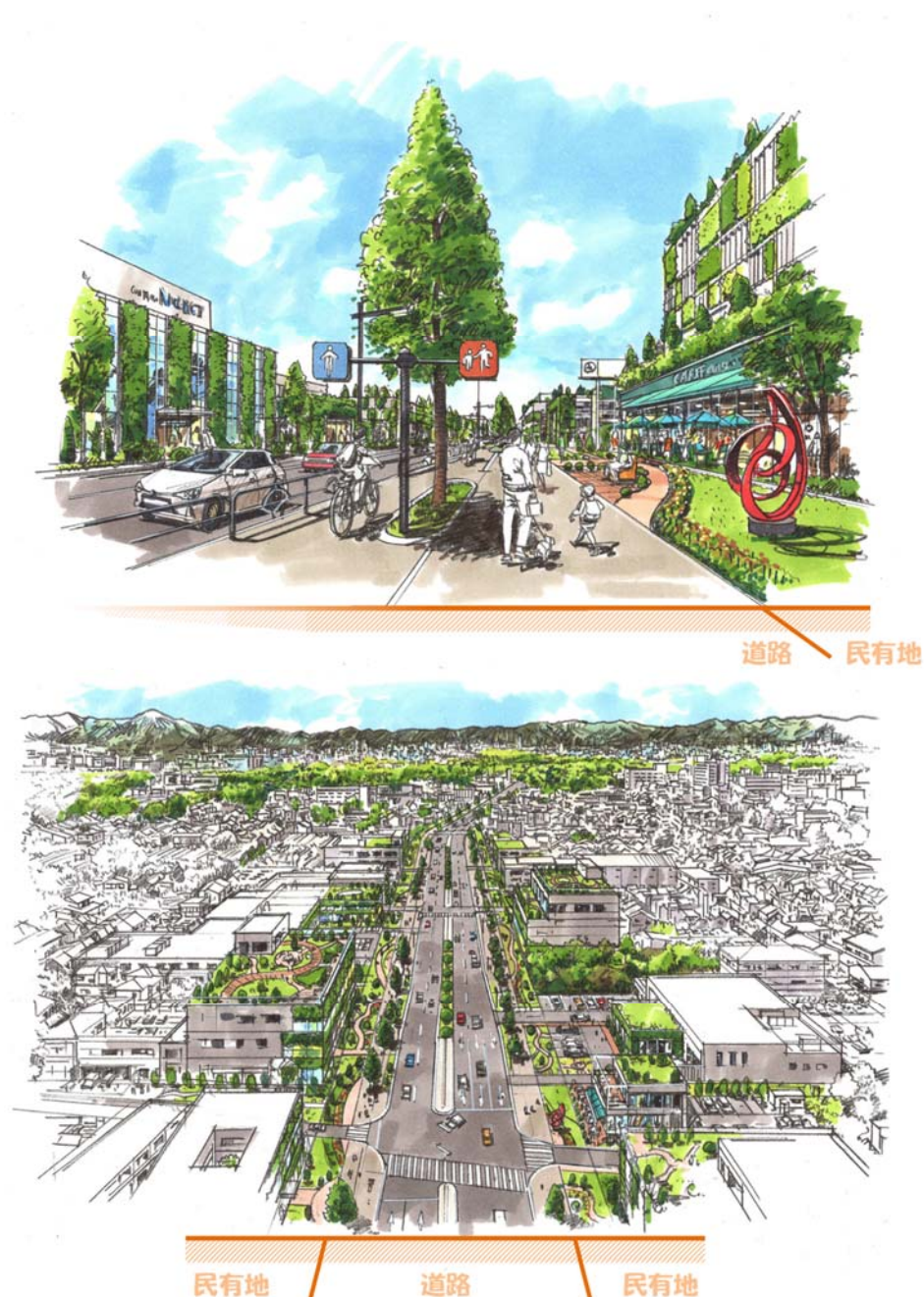
3 三鷹台駅前等のまちづくりの推進 (事業費：約 10.1 億円)	都市再生部 都市整備部
「三鷹台駅前周辺地区」では、平成 30 年度に地区のまちづくり目標・方針を示した「まちづくり推進地区整備方針」を策定し、同方針に基づき、三鷹都市計画道路 3・4・10 号の都市計画変更（廃止）及び三鷹台駅前広場等を地区施設として定めた地区計画を決定しています。今後は、「まちづくり推進地区整備方針」及び地区計画に基づき、三鷹市の東部地区の玄関口にふさわしい都市空間の創出を図ります。 駅前広場については、バリアフリーに配慮したバスバース、タクシーバース等の整備に取り組み、駅前通り沿道等の土地利用の検討では、商業の活性化及び住環境の調和等をめざします。地元住民の意見を聴きながら取り組みを進めるとともに、駅前空間の活性化に向けて、駅前に必要な公共・公益施設のあり方、建物の共同化の支援や駅舎に係るさらなるバリアフリー化等についても検討を進めます。 また、連雀通り商店街地区及び新川宿のまちづくり等についても、住民の意見を聴きながら地域特性に沿ってまちづくりを誘導していきます。	

4 北野の里（仮称）のまちづくりの推進	都市再生部
東京外かく環状道路中央ジャンクション（仮称）部を含む北野地区を第 4 のふれあいの里である「北野の里（仮称）」と位置付けています。 「北野の里（仮称）」の具現化をめざして、平成 30 年度に取りまとめた「北野の里（仮称）ゾーニング」に基づき、国、都及び市の役割を明確にしながら具体的な整備内容の検討を行うとともに、「まちづくり整備計画」の策定に向けた取り組みを進めます。また、ジャンクション周辺の土地利用の誘導及び農のある風景の保全、周辺環境への配慮等について検討や協議を進めていくほか、北野の里（仮称）がコミュニティ活動の拠点となるよう、地域の方々と意見交換しながらハード面や仕組みについて検討していきます。 ジャンクション蓋かけ上部空間等の適切な運営・管理に向け、エリアマネジメントの取り組みについて検討を進めるとともに、ジャンクション周辺の都市計画道路等の事業の推進に向けて関係機関と協議を進め、みちづくりとまちづくりが一体的に進むよう取り組みます。	

〈住環境と産業が調和した東八道路の沿道イメージ〉

該当施策：第3部第3住環境の改善 1 住環境の改善

野川公園につながる緑の連続空間を創出し、「緑と水の公園都市」の実現を目指します。



※都市計画制度を活用した場合の沿道イメージであり、個別の敷地の将来像を示すものではありません。

第3部

安全とうるおいのある快適空間のまちをつくる

第1 安全で快適な道路の整備

<施策の方向>

自動車交通量の変化や交通安全対策に係る地域ニーズ等を踏まえ、人や車、自転車等すべての通行者にとって安全で快適な都市空間・歩行空間の整備を推進するとともに、併せて周辺のまちづくりに取り組むなど、みちづくりと一体となったまちづくりを進めます。

防災軸にもなる道路の整備は、防災都市づくりの点からも重要となります。幹線道路である都市計画道路や生活道路である市道の整備を進め、道路ネットワークの形成や地域の安全・安心の確保等を図ります。また、従来の自動車中心の道路整備から、新たな交通体系への転換を目的とした自転車走行空間や歩行空間の確保など、安全で快適な道路空間の創出に取り組みます。

既存の道路施設については、道路環境と安全性の向上を図るため、適切な維持管理や改修、必要に応じた交通安全対策等を行います。さらに、バリアフリーの道路づくりとして、主要路線の無電柱化（都道への要望を含む）、視覚障害者誘導用ブロックの整備及びニーズに応じた「ほっとベンチ」の設置を推進します。

東八道路の開通により歩行者等の安全確保が懸念されている牟礼東地区等において、「牟礼地区生活道路緊急対応方針」に基づき、交通安全対策の手法等を検討し、交差点部の改良や生活道路の交通安全対策に取り組みます。

三鷹駅南口ペDESTリアンデッキについては、平成30年度に策定した「三鷹駅南口ペDESTリアンデッキ長寿命化修繕計画」に基づき、安全性、利便性及び経済性を考慮しつつ計画的かつ段階的な改修等に取り組みます。

<目標指標>

指 標	計画策定時の状況 (平成22年度)	前期実績値 (平成26年度)	中期実績値 (平成30年度)	目標値 (令和4年度)
都市計画道路整備率	41.9%	43.8%	46.4%	53.1%
特定道路（注1）の整備率	63.2%	63.2%	67.4%	85.4%

（注1）特定道路：生活関連経路（生活関連施設（高齢者、障がい者等が日常生活または社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設、その他の施設）相互間の経路）を構成する道路法による道路のうち多数の高齢者、障がい者等の移動が通常徒歩で行われるもので、国土交通大臣がその路線及び区間を指定したものです。

<関連する個別計画>

・土地利用総合計画 ・バリアフリーのまちづくり基本構想

<主要事業>

1 主要幹線道路の整備と周辺のまちづくりの推進 (事業費：約 11.6 億円)	都市再生部
「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」に基づき、東京都等と連携して都市計画道路網の整備の推進を図ります。 三鷹都市計画道路 3・4・7 号（連雀通り）については、第三次みちづくり・まちづくりパートナー事業の活用や連雀通りまちづくり協議会等の提案を踏まえ、事業を推進するとともに、三鷹都市計画道路 3・4・13 号（牟礼地区）については、道路ネットワークの形成による交通環境や防災性の向上を図り、みちづくりとまちづくりを一体的に進めます。また、第四次事業化計画による優先整備路線に指定している三鷹都市計画道路 3・4・9 号（三鷹通り～武蔵野市境）については、地域の防災性の向上に係る検討を行い、事業化に向けた検討を進めます。 東京外かく環状道路周辺の都市計画道路については、「対応の方針」の確実な実施に伴う整備促進等、引き続き東京都等と調整を図ります。	

2 主要生活道路の整備の促進	都市整備部
三鷹都市計画道路 3・4・13 号の整備にあわせて市道第 47 号線（牟礼地区）の整備を進めるとともに、将来のさらなる延伸に向け、取り組みを進めます。また、市道第 56 号線については、近隣小学校の通学路の安全と安心及び緊急車両の運行を確保するため、引き続き道路拡幅を推進します。さらに、安全で快適な歩行・走行空間の確保及び防災機能の強化等を図るため、土地所有者の理解と協力により狭あい道路拡幅整備事業を推進します。	

3 みちづくりと一体となったまちづくりの推進	都市整備部
「あんしん歩行エリア」等に指定されていない幹線道路周辺の生活道路についても、その整備手法を活用して安全対策を積極的に推進します。 歩行者の安全確保として、誰もが安心して通行できる道路環境をめざして、道路整備にあわせて歩道の設置を推進するとともに、道路反射鏡や啓発標識灯の設置を検討します。 また、東八道路の開通に伴う、生活道路への車両の流入など道路環境の変化や、今後の東京外かく環状道路のインターチェンジの整備を見据えて、中・長期的なまちづくりに取り組みます。周辺道路のネットワーク構築では、各路線の整備段階において、交通安全対策を進めるとともに、生活道路への通過交通が流入しない規制や整備について、国、東京都及び交通管理者等と連携して調整や検討を進めます。さらに、東八道路沿道など都市計画道路沿道の用途地域の見直しや地区計画等の指定など、広域的な視点も含めて、安全で安心に暮らせるまちづくりの検討を行います。	

4 橋梁の再生・整備 (事業費：約 7.9 億円)	都市整備部
「橋梁長寿命化修繕計画」や橋梁現況調査結果等に基づき橋梁の点検・修繕等を推進するとともに、老朽化した宮下橋の架け替え等も行いながら、安全性を確保した効率的な維持保全を図ります。	

第2 緑と水の快適空間の創造

<施策の方向>

生物多様性への配慮、緑の「質」、民有地の緑化等に着目し、環境に配慮した高品質な緑化をめざすとともに、景観に配慮した三鷹らしい緑の空間の確保に努めます。また、防災都市づくりや市民のニーズを踏まえた公園・緑地等の適切な活用に向けて、市民との協働により取り組みます。

三鷹の原風景である緑地、屋敷林や農地等、生物が生息できる環境が失われていく中で、緑豊かでうるおいのある公園都市を実現するためには、民有地である自然緑地・屋敷林・農地・けやき並木等の保全対策を進めるとともに、緑と水の保全、再生・創出のための施策の一層の充実が求められています。また、緑を創出していくには、点や線で存在する緑をつなげ、面的な広がりを進めていくことや、花と緑のまち三鷹創造協会を中心に、市民の多様な活動との連携・拡大を図り、市民が花や緑の活動に参加できる新たな仕組みづくりや場づくりに取り組むことが必要です。

安全で安心な公園づくりについては、平成30年度に策定した「公園・緑地の適切な活用に向けた指針」に基づき、日常の防犯面に加え、立地・周辺環境を踏まえつつ、災害時における公園緑地等の役割について整理を行い、防災機能等を備えた公園づくりを推進します。また、市民に親しまれ、魅力ある公園づくりをめざし、ボール遊びのできる公園の整備、プレイパークやコミュニティガーデンなど、多様化するニーズ等を踏まえた取り組みを進めるとともに、公園ボランティアの支援・拡充を図りながら、適切な管理運営ができるよう進めていきます。

都市農地については、生産緑地制度等を活用するなど、保全の取り組みを引続き行います。

さらに、緑豊かなまち並みの誘導とブロック塀等の倒壊による災害の発生を未然に防止するため、接道部緑化造成等の拡充を図るなど、接道部緑化を推進します。

<目標指標>

指 標	計画策定時の状況 (平成22年度)	前期実績値 (平成26年度)	中期実績値 (平成30年度)	目標値 (令和4年度)
市域面積に対する公園緑地等の割合	4.60%	4.72%	5.00%	5.48%
緑 被 率	33.46%	32.00% (注1)	32.53% (注2)	33.00%

(注1) 平成24年度の東京都調査結果をもとに平成25年度算定。

(注2) 平成29年度の東京都調査結果をもとに平成30年度算定。

<関連する個別計画>

- ・ 緑と水の基本計画
- ・ 土地利用総合計画
- ・ 景観づくり計画
- ・ 環境基本計画
- ・ 地域防災計画
- ・ 農業振興計画

<主要事業>

1 緑と水のネットワーク及び連続空間の創出	都市整備部
ふれあいの里、仙川や野川、玉川上水など、今まで点や線で存在していた緑の空間を周辺部の緑化を推進していくことで、点・線から面的に広げ、緑と水のネットワークを創出し、面的で厚みのある緑と水の連続空間となるよう関係機関とも連携しながら取り組みを進めます。大規模な都立公園の存在によって、市域の周縁部に偏りがちであった緑の連なりを、市中心部及び駅前地区などにも形成していきます。具体的には「三鷹中央防災公園エリア、丸池の里、新川天神山青少年広場等」をつなぐ仙川を軸としたエリアや「三鷹駅前エリア、風の散歩道、井の頭公園等」をつなぐ玉川上水を軸としたエリア等において、さらなる緑化や緑の空間等の創出に向けて緑化基準の見直し等、緑に関する助成制度の拡充や都市計画制度等の活用を図るとともに、これらの連続した緑と水の空間と一体的なまち並み空間づくりを進めていきます。	
2 ふれあいの里の整備及び周辺の景観づくりの推進	都市整備部 都市再生部
大沢の里、牟礼の里、丸池の里の3か所の「ふれあいの里」の整備と活用を進めるとともに、周辺の豊かな地域資源の保全と活用に取り組みます。また、里の活用等に際しては、庁内連携や市民等との協働をより一層推進し、さらに多くの地域の方々が参加できるような仕組みづくりを行います。さらに、東京外かく環状道路整備事業に伴う新たなふれあいの里として、「北野の里（仮称）」の具現化に向けた取り組みを進め、景観に配慮したまちづくりを推進していきます。	
3 災害に強く安全で安心な特色ある公園・緑地の整備	都市整備部
魅力ある公園づくりをめざし「公園・緑地の適切な活用に向けた指針」に基づき、公園緑地に対する多様なニーズへの対応を進めます。ボール遊びやプレイパーク、健康づくりなど、多様な市民ニーズに対応できる公園緑地の整備等について、各地域の特色や公園としての機能評価等を踏まえ、利用者の意見を聴きながら取り組んでいきます。また、防災都市づくりの視点を踏まえ、災害時に活用できる施設の設置など公園・緑地の平時及び災害時における機能や役割を整理するとともに、誰もが安全で安心して利用できる公園づくりを市民と協働で進めます。	
4 借地公園の公有地化等の推進 (事業費：約 15.9 億円)	都市整備部
借地公園を公有地化することで、身近な公園やオープンスペースを永続的に確保するとともに適切に管理運営できる公園づくりを進めます。また、回遊ルート周辺の緑地や樹林地については、公有地化や保存樹林等の指定に努めるなど、継続的な存続を図っていきます。公有地化に際しては、「公園・緑地の適切な活用に向けた指針」に基づく機能の分担に配慮し、計画的に取り組めます。 また、用地取得による公園整備にあたっては、市民意見の反映や、防災・都市型水害対策施設等の多様な視点から整備を行います。	

第3 住環境の改善 1 住環境の改善

<施策の方向>

市が快適な生活空間となるよう、地区計画等の都市計画制度を活用し協働型のまちづくりを推進します。また、だれもがいきいきと暮らせるバリアフリーのまちづくりを進めるため、新たな重点整備地区を位置付けます。少子高齢化の進行により増加傾向となっている空き家については、総合的・計画的な対策を進めます。

都市基盤を含む都市の更新・再生の時期を迎え、公共事業等によりまちが大きく変わることから、三鷹らしいまちづくりの方向性を示すことが重要な課題となっています。今後は、大規模な公共事業の進捗等に合わせた地域のまちづくりや全市的なバリアフリーの取り組みを進めます。また、誰もが安心して暮らせる住環境の創出に向けては、特定行政庁（注1）における違反建築物対策の徹底や、既存建築物を含めた建築物の安全性確保に向けた具体的な取り組みを進めます。さらに、開発指導と建築指導行政、道路行政等の関連部署が連携を図りながら、安全で快適なまちづくりの推進に取り組み、特に大規模な土地利用転換が行われる際には、大規模土地取引行為等の届出制度により周辺環境に配慮した土地利用を誘導していきます。

景観条例による地域特性に適した景観づくりや各種まちづくり手法の活用により、良好な住環境を形成していきます。また、地震に関する地域危険度が高い地域については、地区計画制度等の活用により災害に強い住宅地の形成を図るとともに、増加する空き家に関する対策、市営住宅、市民住宅等の適切な運営を行っていきます。

（注1）特定行政庁：建築基準法において、独立の行政機関の性格を有する建築主事を置く地方公共団体の長のことをいいます。

<目標指標>

指 標	計画策定時の状況 (平成 22 年度)	前期実績値 (平成 26 年度)	中期実績値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 4 年度)
バリアフリー化に取り組んだ 公共施設・店舗等の総件数	225 件	300 件	340 件	420 件

<関連する個別計画>

- ・土地利用総合計画
- ・バリアフリーのまちづくり基本構想
- ・景観づくり計画
- ・空き家等対策計画

<主要事業>

1 都市計画制度の活用による良好な都市環境の形成（用途地域等の見直し）	都市整備部
地域特性を活かした土地利用を誘導するため、用途地域や特別用途地区など都市計画制度を活用しながら、住環境と産業（商・工・農）が調和した良好な都市環境の形成を推進します。また、売却する公共用地を含め、大規模敷地や都市計画道路整備と一体的な沿道での土地利用転換が図られる場合は、先導的な取り組みとなるよう、都市計画制度を活用しながら周辺環境へ配慮した土地利用を誘導していきます。	
2 分譲マンション維持管理啓発事業等の推進	都市整備部
東京都が条例を制定して新設する管理状況届出制度等との連携を図り、マンション管理士等の協力を得ながら、分譲マンションの適正な維持管理を促進します。 また、分譲マンション維持管理セミナーや相談会を実施するとともに、東京都指定機関によるマンションアドバイザー派遣制度を利用したマンションの管理組合等に助成を行います。	
3 バリアフリーのまちづくりの推進	都市整備部
「バリアフリーのまちづくり基本構想 2022」を改定し、市民センター周辺地区を新たな重点整備地区として位置付け、特定事業計画の策定を進めるとともに、すべての人がいきいきと暮らせるバリアフリーのまちづくりを推進します。 また、重点整備地区のみならず、市内全域におけるバリアフリーのまちづくりの取り組みとして、外出しやすい環境づくりを推進します。	
4 空き家等対策の推進	都市整備部
平成 30 年度に策定した「空き家等対策計画」に基づき、庁内関係部署、協定を締結した専門家団体などと連携して空き家にしないための意識啓発や空き家の適正管理、利活用及び売買の促進などに努めます。なお、空き家の利活用について、活用が可能な空き家の調査や所有者への働きかけを行うとともに、所有者・活用希望者・市で連携を図りながら検討を進めます。	
5 地区計画制度等の活用	都市整備部
売却する公共用地を含め、将来的な土地利用転換や用途地域の見直し等にあわせ、地区計画制度を活用していきます。大沢地域において良好な都市環境を保護しつつ日用品販売店舗等を誘導するなど、地域特性を反映した規制・誘導を進めていきます。また、地震に関する地域危険度が高い地域については、地区計画制度等の活用により、災害に強いまちづくりを進めます。	

第3 住環境の改善 2 安全安心のまちづくり

<施策の方向>

「安全で安心して暮らせるまち」は市民の願いであることから、その実現に向け、生活安全の推進母体である生活安全推進協議会を中心として、市民・事業者・警察等関係機関との連携により取り組みを推進します。

市内における刑法犯罪の認知件数は、ここ数年、着実に減少し、令和元年は938件と三鷹市に残っている統計上最少の件数となりました。しかし、子どもへの声かけ、空き巣、自転車盗難や特殊詐欺など、市民の身近で犯罪は発生しています。このことから、安全安心パトロール車を活用した、通学路における子どもの安全確保や高齢者を悪質な詐欺被害から守る対策などが重要となっています。

引き続き、三鷹市生活安全条例に基づき、市民・事業者・警察等関係機関が協働して地域の防犯力向上をめざすとともに、市民一人ひとりが「自分たちのまちは自分たちで守る」という防犯意識の醸成を図ることで、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進していきます。

<目標指標>

指 標	計画策定時の状況 (平成22年度)	前期実績値 (平成26年度)	中期実績値 (平成30年度)	目標値 (令和4年度)
安全安心・市民協働パトロール への参加人数	2,262人	3,109人	3,400人	3,500人
三鷹市内の刑法犯罪認知件数 (年間)	1,767件	1,500件	950件	900件



安全安心パトロール

<主要事業>

1 安全安心・市民協働パトロール体制の拡充	総務部
市民・事業者・警察等関係機関との連携を強化し、子どもの見守りや空き巣等の犯罪の未然防止のため、生活の安全を推進する体制を拡充するとともに、わんわんパトロールやジョギングパトロールの周知と活動の促進を図るなど、協働による「安全安心・市民協働パトロール」を拡充します。また、児童・生徒の防犯教育のために作成している地域安全マップを市民団体等でも活用してもらうことにより、地域の見守り活動を充実させます。	
2 振り込め詐欺等の特殊詐欺対策の強化	総務部
振り込め詐欺等をはじめとした特殊詐欺の被害防止を図るため、高齢者が居住し希望する世帯への自動通話録音機の貸与を進めます。また、シルバーパスの更新手続き会場など高齢者が集まる場所での周知活動を行うなど、市民・事業者・警察等関係機関と一層連携し、特殊詐欺被害防止対策を強化します。	
3 防犯カメラの設置等による地域防犯力の向上	総務部
公共の場所に設置し、犯罪の防止を目的とする地域団体が設置する防犯カメラについては東京都と連携して、その設置費用及び、保守・修繕などの維持管理費用の補助を行い、安定的かつ継続的な運用を支援していきます。市独自設置カメラについては生活安全推進協議会での意見を聴きながら設置を行います。また、市民・事業者・警察等関係機関との協働による落書き消去活動による防犯環境の向上や、事業者の車両等にボディパネルを貼り、動く防犯の目となってもらうことで犯罪抑止対策に努め、さらなる犯罪の防止を図り地域防犯力の向上を推進します。	
4 安全安心メールの普及促進	総務部
犯罪や不審者情報の提供などのほか、防災情報や環境情報を配信し、ホームページや防災無線等と並ぶ情報ツールとして、幅広く市民の安全安心に関する情報を配信するとともに、普及促進に努めます。	
5 生活安全に関する推進体制の整備	総務部
特殊詐欺をはじめとする犯罪被害から市民を守るため、市民・事業者・警察等関係機関との協働による生活安全活動に取り組むことにより、犯罪のない安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するため、一層の連携強化を図ります。また、子どもたちの安全を確保するために、関係部署による緊急情報連絡会により情報共有を図ります。	

第4 災害に強いまちづくりの推進

<施策の方向>

市民の命と暮らしを守るため、災害に強い都市基盤の整備を推進するとともに、三鷹中央防災公園・元気創造プラザをはじめ各防災拠点が担う機能の一層の明確化と連携手法の検討を進め、防災・減災都市の構築をめざします。また、防災に関する積極的な情報提供と市民意識の向上を図り、市民の自助及び共助による地域の防災力の強化に取り組みます。

令和元年東日本台風や近年発生した東日本大震災、熊本地震、大阪府北部地震、西日本豪雨などの教訓を活かし、災害に強いまちづくりを進めます。また、台風やゲリラ豪雨による都市型水害への対策や大規模停電への対応など、あらゆる危機や事態に対しても確実かつ、速やかに対応できるように地域防災計画の見直しを行い、対策を推進します。

一時避難場所及び避難所と位置付けられている公共施設や市立小・中学校については、防災機能のあり方を明確にするとともに、耐震性の確保や備蓄倉庫の設置、災害時在宅生活支援施設の整備等、ハード面の対策を推進します。また、多世代が参加できる防災訓練や防災出前講座を実施し、市民一人ひとりの自助と地域や近隣の共助による防災力の強化を推進し、地域課題に応じた防災訓練の実施など、これまで実施してきた取り組みを、より実効性のあるものとなるよう検討を進めます。

災害に強いまちづくりには、都市計画道路等で囲まれた「防災ブロック(まちづくりブロック)」を形成することにより延焼遮断帯や避難ルート等を確保し、災害時でも自分の生活圏の安全性を確保することが必要です。木造住宅の耐震診断・改修助成等による市内の建物の耐震化やブロック塀の生垣化等の促進、市民及び地域の防災力強化に加え、市民への情報連絡や市の緊急活動体制の確立など公助の防災力をより強化していきます。

<目標指標>

指 標	計画策定時の状況 (平成 22 年度)	前期実績値 (平成 26 年度)	中期実績値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 4 年度)
防災訓練参加者数	16,666 人	24,521 人	28,024 人	28,500 人
建築物の不燃化率	53.7%	54.0%	54.3%	55.7%

<関連する個別計画>

- ・地域防災計画

<主要事業>

1 防災都市の構築に向けた危機管理体制の強化	総務部
災害発生時に迅速かつ円滑な災害対応を図るため、令和2年度に地域防災計画の改定を行います。改定に当たっては、近年発生した地震や風水害の教訓を踏まえるとともに、東京都地域防災計画や令和2年度に策定する防災都市づくり方針（仮称）との整合を図りながら見直しを行います。 また、災害時に庁舎の一部機能を三鷹中央防災公園・元気創造プラザに移転することを踏まえて災害時機能転換マニュアルの検証と見直しを行います。防災都市の構築に向けて、事業継続計画〔震災編〕の修正等を行うとともに、各防災拠点が担う機能の一層の明確化と連携方法の検討を進めます。 危機管理体制の強化については、ハード面では防災行政無線の計画的な更新を行う一方で、ソフト面においては防災関係機関連携訓練の実施や、災害情報システムの操作研修・危機管理力向上研修の実施などに取り組みます。	
2 災害に強い基盤整備事業等の推進	都市整備部 都市再生部
木造家屋が密集し、狭あい道路が多い地震に関する地域危険度等が高い地域について、東京都建築安全条例による新たな防火規制の指定による建築物の不燃化を促進するとともに、三鷹市生活道路網整備基本方針に基づき狭あい道路等を拡幅し、防災機能の向上を図ります。	
3 自主防災組織及び各種コミュニティによる地域防災力の強化	総務部
災害発生後、速やかに避難所の開設と円滑な運営が行えるよう、「避難所運営連絡会」を随時開催するとともに、避難所開設・運営訓練の実施と検証により、避難所運営マニュアルの見直しを行います。市民のニーズに応じた防災出前講座の積極的な開催や自主的な防災活動を支援するとともに、自主防災組織と連携し、町会・自治会等の地域自治組織やPTA、オヤジの会など小・中学校を核として活動している団体・組織による防災訓練等の実施を支援し、地域防災力の強化と地域防災リーダーの育成を図ります。また、地域自治組織のない地域や組織が解散した地域においても地域防災力の維持・向上が図られるよう、自主防災組織の活動の充実を支援するとともに、公園などの規模に応じた災害時在宅生活支援施設の拡充を図り、市民の自助及び地域の共助による防災力の強化に取り組みます。	

4 防災関係機関の連携の強化	総務部
警察、消防等関係機関及び民間企業との災害時応援協定の締結等により、日頃からの備えや災害時の役割分担などを明確にし、協力体制を構築します。また、各種業界等との災害時応援協定の拡充に努め、応援協定に基づく各種訓練の実施や地域特性を踏まえた訓練などを通じ、災害時にそれぞれの団体が最大限の機能を発揮できるよう連携を深めます。 五師会（医師会、歯科医師会、薬剤師会、整復師会、助産師会）等と連携しながら、災害時医療救護所設営・運営訓練等を実施し、災害時の医療拠点の連携や災害時医療体制の強化に取り組みます。	

5 災害時における情報伝達体制の強化	総務部
防災無線放送が聞こえにくい地域への情報伝達の確実性の改善を図るため、防災行政無線拡声子局の増設等の再検討や子局柱の更新等を行います。また、防災拠点や関係機関との連絡手段確保のため、MCA 無線システムの運用体制の強化を図ります。 災害時における、市、防災関係機関等及び市民との相互間の情報連絡手段の確保は必要不可欠であるため、現在、導入しているシステムに加えて、情報通信技術の最新の知見・技術の研究・検討を進めていきます。 防災行政無線やデジタル技術の活用とともに、日頃の地域コミュニティのネットワーク等の活用により、すべての市民に情報が迅速に伝達できる方法について検討します。	

6 浸水ハザードマップの更新及び土砂災害ハザードマップの作成	総務部
浸水ハザードマップを更新し、広く住民に周知することで大雨への日頃からの備え及び防災意識の向上を図ります。また、土砂災害ハザードマップを作成し、地域住民の危機意識向上を図り、土砂災害の被害の軽減を図ります。	

7 デジタル技術等を活用した防災・減災まちづくりの推進	企画部・総務部
地震や風水害等の災害時において、IoT などの新たな技術を活用し、効率的・効果的に情報収集を行いながら、市民等が安全・安心に避難行動がとれるよう、迅速で的確な支援を目指します。 また、避難所等において市民等が安心して過ごせるよう、必要な情報を収集・共有できるような環境整備を目指します。 こうした取り組みを、より効果的なものとするため、モデル地区での実証実験に着手します。	

8 被災者支援対策の強化	総務部
大規模災害発生時に避難所等で使用する備蓄物資について、生活様式の変化や多様なニーズに応えるために、既存備蓄物資の計画的な更新及び拡充を図ります。特にトイレ対策、電気対策について、近年の被災地での事例等を踏まえて、重点的に取り組むとともに、災害時応援協定の締結を進めるなど、複合的な視点を持って被災者支援対策の強化を図ります。	

9 大規模停電時の対応体制の整備	総務部
千葉県における大規模停電の発生を踏まえた国及び関係自治体等の検証と改善の方向を確認しながら、市における被害の防止と円滑な応急対策の実施、充電環境の確保、停電時の情報収集体制と連絡体制の整備を進めます。また、東京電力等と連携し、市民への適切な情報伝達を図ります。	



総合防災訓練における担架搬送訓練



段ボール製品の供給についての災害時応援協定

第5 都市交通環境の整備

<施策の方向>

市民の利便性や地域の活性化につながるバスネットの抜本的な見直しなど、誰もが安全で安心して快適に移動できる公共交通環境の整備を進めます。自転車交通環境の改善に向けては、公共駐輪場の適正化や交通安全対策を推進します。

市内の交通環境の改善に向けては、これまでも地域公共交通活性化協議会を中心に調査・検討を進めてきており、現在6ルートで運行しているコミュニティバスについては、路線バスとの役割分担や交通不便地区の解消を図ってきました。今後は、利便性の向上や地域の活性化等にもつながるよう、バスネットの抜本的な見直しが求められています。

自転車交通環境については、「三鷹市駐輪場整備運営基本方針」に基づき、利用料金の適正化や再配置に取り組んできました。引き続き、利便性の高い駐輪場の運営・整備や受益者負担の適正化等を進めるとともに、放置自転車対策に取り組めます。

また、市内の人身事故のうち約半数を占める自転車に関連する事故やルール・マナー違反等への対策として、自転車安全講習会の拡充、地域等と連携した交通安全教室や交通安全教育の推進、警察とのさらなる連携強化に取り組めます。

交通集中の発生しやすい鉄道駅周辺、特に三鷹駅南口駅前広場の交通環境改善に向け、駅前広場の運用ルールやバス・タクシー乗降場の再配置、交通規制の見直しなど関係各機関等と協議し改善に取り組めます。

さらに、鉄道事故防止に大きく寄与するホームドアの設置について、早期の整備に向けて鉄道事業者と引き続き協議し要請します。

<目標指標>

指 標	計画策定時の状況 (平成 22 年度)	前期実績値 (平成 26 年度)	中期実績値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 4 年度)
駅前地域の放置自転車の台数	302 台	97 台	82 台	80 台以下
コミュニティバスの輸送人員	1,128,795 人	1,249,264 人	1,214,481 人	1,430,000 人

<関連する個別計画>

- ・交通総合協働計画
- ・バリアフリーのまちづくり基本構想

<主要事業>

1 みたかバスネットの抜本的な見直し	都市整備部 健康福祉部 生活環境部
コミュニティバスの運行について、交通不便地域の解消を継続しつつ、利便性の向上や地域の活性化等につながるよう、地域のまちづくりや社会情勢の変化等を踏まえながら抜本的な見直しを行います。見直しでは、「運行ルート」、「運行間隔」、「運行本数」、「料金」、「運行方法」等について検討するとともに、大沢や牟礼、井の頭等をモデル地区とし、社会実験による試行・検証を通じて、地域の方が最寄り駅等までの移動手段として利用しやすい、身近な交通手段となるよう取り組みを進めていきます。 また、高齢者や障がい者などが、地域で孤立することなく、気軽に外出できるよう、コミュニティバスの利便性の向上について、調査・検討に取り組むとともに、交通事業者や商店会等と連携して市内での買物が身近になるよう商店街など商業集積地を結ぶバスルートの検討を進めます。さらに、観光訪問客の利便性の向上をめざし、市内観光スポットと鉄道駅を回遊するバスルートの検討を進めます。	
2 三鷹駅南口駅前広場の交通環境の改善	都市整備部
天候や時間帯により、三鷹駅南口駅前広場内で車両混雑が生じていることから、平成30年度に実施した三鷹駅南口駅前広場交通対策検討専門部会での検討結果に基づき、三鷹駅南口駅前広場の運用ルール、バス・タクシー乗降場所の再配置、交通規制の見直し等について、関係機関との協議・調整や地域公共交通活性化協議会の意見を反映し、取り組みを進めます。 また、三鷹駅前地区再開発基本計画の推進に伴い三鷹駅南口駅前の交通環境の改善に向けた検討を進めます。	
3 公共駐輪場及び駐車場の適正化の推進	都市整備部
「三鷹市駐輪場整備運営基本方針」に基づき、井の頭公園駅周辺、三鷹台駅周辺の再配置や駐輪場の効率的な長期修繕等、利便性の高い駐輪場の運営・整備等を推進するとともに、三鷹駅前地区再開発基本計画の推進に伴い三鷹駅南口周辺駐輪場及び駐車場の再編に向けて検討を進めます。	
4 交通管理者や地域等と連携した自転車事故防止に向けた交通安全施策の推進	都市整備部
「三鷹市自転車の安全で適正な利用に関する条例」等を踏まえ、交通ルールの周知やマナー向上に向けた啓発・指導の強化を図るため、警察署など関係機関と連携し、自転車安全講習会や交通安全教室等の実施・拡充に取り組めます。実施にあたっては、関係機関との協働により地域ケアネットワークが主催する地域サロンなどで高齢者向け交通安全教室等を実施するなど、多様な機会を捉え講習会等が開催出来るよう取り組みを進めます。 また、自転車安全講習会受講者への市立定期利用駐輪場の優先権やTSマーク付帯保険加入助成券の配布など、参加によるメリットについても積極的に周知を行い受講者の増加を図ります。	

第4部

人と自然が共生できる循環・環境のまちをつくる

第1 環境保全の推進

<施策の方向>

持続可能な社会の形成に向け、SDGsの理念を認識し、健康で安全な生活ができる社会、自然環境と生活環境が調和した都市をめざします。市民の環境への意識や行動を高める取り組みを進めるとともに、公害防止やエネルギーの有効活用などの施策を推進します。

環境問題は、大気・土壌・騒音・振動・光害といった地域の生活環境に係る公害問題から地球温暖化等による気候変動の問題に至るまで複雑で多様化しています。そのため、温室効果ガス排出量を削減するための「緩和策」と気候変動による被害を軽減するための「適応策」の両輪で取り組みを進めていく必要があります。

市では、これまで大気や水質といった環境測定データなどの情報提供のほか、公共施設でのエネルギー対策を行ってきました。また、持続可能な社会をめざし、環境基金を活用した省エネルギー設備、再生可能エネルギー設備の普及拡大、ISO14001、簡易版や学校版環境マネジメントシステムの推進、環境学習等の取り組みを行ってきました。

今後は、三鷹市が目指す環境像「循環・共生・協働のまち みたか」の実現に向け、三鷹市独自の環境マネジメントシステムを推進するとともに、市民・団体・事業者と協働した環境保全活動事業や啓発を推進し、地球温暖化等の気候変動への対応と生物多様性の保全に関する施策の展開及び環境への負荷を低減した交通環境の整備等、人と自然が共生できる「三鷹らしい」快適な都市環境を形成に取り組んでいきます。

<目標指標>

指 標	計画策定時の状況 (平成 22 年度)	前期実績値 (平成 26 年度)	中期実績値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 4 年度)
三鷹市公共施設の 温室効果 ガス総排出量 (t-CO ₂)	24,582	10,249	9,676 (注 1)	12,747 (注 2)
新エネルギー(再生可能エネ ルギー)導入助成による最大出力 (発電量)の累積値	917kW	2,860kW	4,269kW	5,717kW

(注 1) 三鷹市地球温暖化対策実行計画(第 3 期計画)(計画期間:平成 24 年度～平成 30 年度)における、市民センター等直営施設のみ総排出量。

(注 2) 三鷹市地球温暖化対策実行計画(第 4 期計画)(計画期間:令和元年度～令和 12 年度)における、直営施設と指定管理者等施設を合わせた総排出量。

<関連する個別計画>

・環境基本計画 ・地球温暖化対策実行計画 ・ごみ処理総合計画 ・緑と水の基本計画

<主要事業>

1 防災エコタウン開発奨励事業（仮称）の推進	生活環境部
災害時における自立・分散型電源によるエネルギー供給の確保等の防災対策と平常時における温室効果ガスの排出削減及び気候変動の影響による被害を回避・軽減するための緩和策・適応策といった取り組みを同時に実行するために、市内で行われる開発事業等を対象として、太陽光発電、コージェネレーション（注3）、蓄電池等の設備の設置や、屋上緑化、壁面緑化等を取り入れた施設の新規開発事業を対象に奨励する「防災エコタウン開発奨励事業（仮称）」により民間事業者の取り組みを促します。	

（注3）コージェネレーション：2つのエネルギーを同時に生産し供給する仕組みで、「熱」と「電気」を供給する「熱電併給システム」と呼ばれている。発電装置で電気をつくり、次に発電時に排出される熱を回収し給湯や暖房などに利用することができる効率的なシステム

2 サステナブル都市の実現に向けた環境施策の推進と研究	生活環境部
市民が石油の代替エネルギーとして新エネルギー設備や省エネルギー設備として高効率給湯器等の設備を導入する際に、環境基金を活用して助成支援を行い、地域から地球環境を保全する取り組みを進めます。また、駅前再開発や東京外かく環状道路整備事業の周辺地域における再生可能エネルギーの活用等、環境に配慮したまちづくりを研究します。	

3 環境マネジメントシステムの運用による環境改善の推進	生活環境部
環境に配慮したまちづくりを進めるため、市庁舎等で SDGs との関連性を意識した三鷹市独自の新たな環境マネジメントシステムを構築し、市の事業活動と一本化した環境に配慮した活動を進めます。また、公共施設で導入している簡易版環境マネジメントシステムと学校版環境マネジメントシステムを継続して進めます。行政自らが効果的なエネルギー利用等を率先して行うことにより、環境への負荷の少ないまちづくりを推進します。	

4 PCB（注4）廃棄物の保管・管理の徹底及び処理	生活環境部
「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づき、各公共施設で保管・管理してきた PCB 廃棄物について、高濃度 PCB 廃棄物は令和元年度までに適正な処理を行います。低濃度 PCB が含まれる可能性がある変圧器、コンデンサーについては PCB 含有調査を行い東京都が定める処理計画期間までに適正な処理を行います。	

（注4）PCB（ポリ塩化ビフェニル）：水に極めて溶けにくく、沸点が高いなどの物理的な性質を有する主に油状の物質です。その毒性が社会問題化したことから、昭和47年以降、製造されていません。

第2 資源循環型ごみ処理の推進

<施策の方向>

資源循環型社会の形成に向け、3R（リユース、リデュース、リサイクル）を基本とした分別排出の重要性を啓発しながら、さらなるごみの減量・資源化を進めます。また、ごみ排出指導や啓発を通して、快適な生活環境を保っていくため、身近なところからまちの美化を推進します。

ごみ処理の推進には、資源はできる限り有効に利用すること、廃棄物となることを抑制すること、廃棄物はできるだけ再利用すること、どうしても利用できないものは適正処分することで、「生産」、「消費」そして「廃棄」の過程において、環境への負荷を少なくすることが重要です。

市では、これまで分別収集の見直し、地域における集団回収事業の推進、事業系ごみ・家庭系ごみの有料化などの施策により、ごみの発生・排出抑制、リサイクルの推進に取り組み、ごみの減量・資源化を進めるとともに、バイオマス（植物由来原料）を活用した環境に配慮したごみ袋の作成などに取り組んで来ました。

また、快適な生活環境を保っていくため、まち美化パトロールによる不法投棄の防止やごみ出し指導等によるマナー・モラルの向上、衛生的な家屋管理に向けた取り組みに加え、ごみ減量等推進会議など市民との協働によるキャンペーン等の啓発活動などを通して、身近なところからまちの美化を推進しています。

市内の人口は増加傾向にありますが、これまでのごみの減量・資源化施策の効果もあり、ごみ量は減少傾向にあります。今後も減量・資源化施策を推進しながら、最終処分場である二ツ塚処分場（日の出町）への焼却灰搬入量を減量し、施設の長寿命化を図っていく必要があります。また、高齢化の進展等を見据え、ごみの排出支援サービスの充実に資する分析・調査やAIを活用したごみ分別案内等による市民サービス向上、災害時における廃棄物の適正な処理などについての検討を進めていく必要があります。

<目標指標>

指 標	計画策定時の状況 (平成 22 年度)	前期実績値 (平成 26 年度)	中期実績値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 4 年度)
一人一日あたりのごみ総排出量	743 g	737g	692g	688g
最終処分場に埋め立てるごみの量	0 m ³	0 m ³	0 m ³	0 m ³

<関連する個別計画>

- ・ごみ処理総合計画
- ・環境基本計画
- ・地球温暖化対策実行計画
- ・地域防災計画

<主要事業>

1 環境センターの解体及び跡地利活用の検討	生活環境部
環境センターの安全な解体に向け、隣接する住宅・学校への配慮や事業費の精査に取り組みつつ、古着等のストックヤードの整備を含めた跡地の利活用について検討し、循環型社会形成推進地域計画を策定します。その他の跡地利活用については、周辺住民の意向確認等を的確に捉えつつ、庁内横断的な検討チームで、スポーツ施設等の整備など総合的な観点から検討を行います。	
2 し尿等投入施設（下水道放流方式）の整備 (事業費：約 1.5 億円)	生活環境部
市内の仮設トイレ等で発生するし尿等については、現在、多摩川衛生組合に処理を依頼していますが、今後、市内で安定した処理を図るため、第二体育館跡地に「し尿投入施設（下水道放流方式）」を建設します。し尿投入施設は、周辺環境や車両・自転車・歩行者との動線等に配慮し、令和4年度の稼働をめざします。	
3 ふじみ衛生組合リサイクルセンターの更新に向けた検討等	生活環境部
老朽化が進んでいる不燃ごみ処理資源化施設「ふじみ衛生組合リサイクルセンター」（平成6年度稼働）の更新に向け、組織市である調布市やふじみ衛生組合と連携を図りながら検討を進めます。また、可燃ごみの中に不適格物（水銀等）が入らないよう、ふじみ衛生組合と協力して搬入物検査や搬入事業者の指導、市民への啓発を行い、安定的な運営を支援します。	
4 ごみの発生・排出抑制の取り組み	生活環境部
さらなるごみの減量・資源化を図るため、拡大生産者責任の明確化、プラスチックごみの排出抑制、マイバッグの推奨によるレジ袋削減、事業系ごみの減量資源化を進めます。 また、市民・事業者等と協働しながら市内全域で「食品ロス削減プロジェクト（仮称）」を推進するとともに、フードバンクみたかなどの任意団体と連携し、家庭や事業所から排出される食品ロスの削減に取り組みます。	
5 ごみの排出支援サービス等の充実に向けた検討	生活環境部
市民の利便性やサービス向上を図るため、高齢や障がい等の理由により持ち出し場所まで粗大ごみ等の搬出が困難となった方への支援方策の充実や、粗大ごみ処理手数料の細分化などの検討を行います。	

第3 水循環の促進

<施策の方向>

地方公営企業法の財務規定を適用するなど、計画的かつ効率的な下水道事業の運営を行い、健全な下水道経営によるサービス充実を進めます。

また、災害に強い都市をめざし、安定した下水道機能の確保と耐震性の向上を図るとともに、近年多発する都市型水害にも対応していきます。

下水道については、昭和48年に全国の都市に先駆けて100%の下水道整備を達成しましたが、40年以上が経過し、施設の老朽化が進むとともに、近年、全国各地で発生している大規模地震や局所的な集中豪雨による浸水被害への対策、環境保全型社会への転換など、下水道事業の新たな課題への対応が求められています。また、課題への対応を図りながら、健全な下水道経営のもと、安定した下水道サービスを継続していくためには、経営基盤の強化を図っていく必要があります。

引き続き、震災時においても、ライフラインとして下水道機能を確保するため、防災拠点周辺等の下水道施設の地震対策を推進するとともに、集中豪雨による浸水被害の軽減や防止に向けて、都市型水害対策に取り組みます。さらに、良好な水環境の保全や健全な水循環の再生を図るため、雨水流出抑制型下水道への転換をめざし、民間施設等への雨水浸透施設の設置について指導・要請を行うなど、雨水流出を抑制する雨水浸透施設や貯留施設等の整備を推進します。

整備から一定の年数が経過した下水道施設については、計画的な修繕・改築により長寿命化を図るほか、水質向上等の観点から、三鷹市の単独処理区である東部処理区の東京都流域下水道への編入を推進するとともに、編入までの間、東部水再生センターを延命し、安定した下水道経営と下水道サービスの提供を維持していきます。

また、経営基盤の強化に向けて、効率的な下水道事業の実施や、下水道施設の維持保全におけるライフサイクルコストの縮減、地方公営企業法の財務規定の適用に取り組みます。

水道事業については、「多摩水道連絡会」を通して、東京都水道局及び関係機関との連携強化に努めるとともに、災害時の飲料水を確保するために応急給水体制の充実を図ります。

<目標指標>

指 標	計画策定時の状況 (平成22年度)	前期実績値 (平成26年度)	中期実績値 (平成30年度)	目標値 (令和4年度)
管路のスクリーニング調査延長	0 km	17 km	45 km	80 km
雨水浸透ますの設置数	51,537 基	60,726 基	70,265 基	75,500 基

<関連する個別計画>

・下水道経営計画 ・下水道再生計画 ・地域防災計画

<主要事業>

1 地方公営企業法に基づく下水道事業運用による経営基盤の強化	都市整備部
下水道事業に地方公営企業法の財務規定を適用し、令和2年4月から公営企業会計による経理を行います。このことにより、経営成績や財政状態を的確に把握し、中長期的視点に立った計画的な経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図り、健全な経営のもと、安定した下水道サービスの提供を行っていきます。	
2 「下水道再生計画」の推進（長寿命化事業） (事業費：約30.5億円)	都市整備部
限られた事業費の中で適正に維持管理していくため、ストックマネジメント手法を活用し、更新期を迎える下水道施設の管路施設、東部水再生センター及びポンプ場について、効果的・効率的に長寿命化事業を推進します。管路施設については、優先度の高いものからスクリーニング調査を実施し、管路の状態を確認しながら、必要に応じた対策を行います。東部水再生センター及びポンプ場については、主要な設備等の改築・更新を計画的に進めます。	
3 「下水道再生計画」の推進（地震対策事業）	都市整備部
大地震への備えとして、震災時にも継続して使用可能な下水道施設をめざし、下水道管路施設、東部水再生センター及びポンプ場の地震対策事業を行ってきました。引き続き、「地域防災計画」に位置付けられている防災拠点周辺等の下水道管路施設について耐震化を図るとともに、東部水再生センターの放流施設において耐震診断を行うなど、地震対策事業を推進します。	
4 都市型水害対策の推進	都市整備部
近年、都市化の進展などから局地的な集中豪雨が頻繁に発生しており、都市型水害が深刻化しています。そのため、集中豪雨による「都市型水害」への対策として、市内全域において雨水の下水道への流入を抑制する雨水浸透施設の設置を推進するとともに、水害が発生する地域に雨水管や雨水貯留施設等を整備します。また、家屋の浸水被害の防止・軽減を目的に止水板を設置する市民の自助の取り組みを支援するため、工事費の一部を助成します。	
5 東部処理区の流域下水道への編入の推進	都市整備部
多摩地域の下水道事業運営の効率化と水環境の向上などを図るため、平成21年7月の「多摩川・荒川等流域別下水道整備総合計画」に位置づけられた東部処理区の編入について、関係機関との協議を行い、実施に向けて取り組みます。	

第5部

希望と安心にみちた健康・福祉のまちをつくる

第1 地域福祉の推進

<施策の方向>

すべての市民が個人として尊重されることを基本に、自助・共助・公助が相互に連携して推進されることにより、「高福祉のまち」の実現に向けた取り組みを推進します。さらに、地域においてすべての市民が共に支え合い、地域社会に生きる一員として安心して生活を営み、いきいきと活動ができる地域共生社会の実現をめざします。

少子高齢社会の進展、核家族化や単身世帯の増加等により、家族のセーフティーネット（注1）機能が縮小するとともに、地域における人と人とのつながりも希薄になってきています。その一方で、地域における課題は複雑化、多様化していることから、誰もが安心して住み慣れた地域で暮らし続けるためには、地域住民・行政・専門機関等による共助の仕組みや、地域における課題や状況に応じて各分野等が連携して対応する仕組みなどが求められています。

そこで、共助の仕組みとして、地域ケアネットワーク推進事業、避難行動要支援者支援事業、見守りネットワーク事業等を推進するとともに、学校、NPO 法人、福祉施設等関係機関との連携や地域交流・多世代交流の推進などにより、コミュニティの創生に取り組みます。また、障がい者・高齢者の移動手段の確保や住宅の居住支援を行うとともに、公共施設等のバリアフリーガイドの充実等により、バリアフリーのまちづくりを推進します。

さらに、権利擁護センターみたかの運営や福祉総合窓口の充実、第三者評価事業や社会福祉法人に対する指導検査の充実を図り、福祉を支える環境の整備に取り組みます。

（注1）セーフティーネット：直訳すると「安全網」。社会保障制度の一種として、網の目のように全体に対して救済策を提供するための仕組みのこと。

<目標指標>

指 標	計画策定時の状況 (平成 22 年度)	前期実績値 (平成 26 年度)	中期実績値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 4 年度)
福祉ボランティアの参加者数	18,310 人	23,060 人	24,185 人	25,300 人
地域ケアネットワークの 設立住区数及び活動の充実	4 住区	7 住区	充実・発展	充実・発展

<関連する個別計画>

- ・健康福祉総合計画

<主要事業>

1 地域ケアネットワーク推進事業の充実と発展	健康福祉部
コミュニティ住区を基本エリアとする7つの地域ケアネットワークが取り組む、地域特性に応じた多様な活動の充実と発展、地域の状況に応じたより柔軟で自主的な運営や事業展開について支援を継続し、ネットワークの深化と拡充を図ります。また、今後の運営体制等についても関係機関や関係団体等と検討していきます。	

2 災害時避難行動要支援者支援事業の推進	健康福祉部
災害対策基本法に基づき避難行動要支援者名簿を毎年更新するとともに、協定締結した関係機関や関係団体に名簿を提供し、関連部署と連携しながら災害時避難支援体制の整備を図ります。	

3 福祉人財の養成と活動支援	健康福祉部
地域福祉ファシリテーター、傾聴ボランティア及び認知症サポーターなど地域福祉活動を推進する担い手の養成と活動支援について、社会福祉協議会、三鷹ネットワーク大学推進機構、市内大学等と連携しながら進めるとともに、基金の活用も視野に入れながら、学生や元気高齢者の社会参加を含めた新たな担い手の確保・育成を図ります。 また、「旧どんぐり山」の施設について、福祉人財の育成拠点等としての活用に取り組みます。	

4 さまざまな分野にまたがる課題や制度の狭間の課題を抱える方への取り組み	健康福祉部
生活困窮者への支援やひきこもり・8050問題（注2）など、さまざまな分野にまたがる課題や制度の狭間の課題を抱える方への取り組みとして、課題を丸ごと受け止め、公的支援の縦割りにとらわれない相談支援を行うため、市の分野を超えた各部署や関係機関、関係団体等との連携を図り、支援を行います。	

（注2）8050問題：ひきこもりの子をもつ親が高齢化し、50代の中高年のひきこもりの子を80代の親が面倒をみるケースが増えているという社会問題

5 健康福祉施策の推進体制の整備	健康福祉部
市民のニーズに合ったサービスを提供できるよう、保健・医療・福祉の各関係機関が連携しながら市民の「健康長寿」に資する取り組みを進めるとともに、社会福祉法人やNPO法人、民生・児童委員などの地域に密着した活動を行う方々や、地域ケアネットワーク、ほのぼのネット活動（注3）等との連携を強化することにより、健康福祉施策の充実を図ります。	

（注3）ほのぼのネット活動：社会福祉協議会による小地域福祉ネットワーク活動のこと。

第2 高齢者福祉の充実

<施策の方向>

高齢者一人ひとりが、いつまでも健康で生きがいを持ち、住み慣れた地域で安心して生活を送ることができる地域社会の実現をめざします。

これまで市では、団塊の世代が75歳以上となる令和7年を見据え、将来的に医療・介護のサービスの不足が見込まれる中で、地域で高齢者の生活を支えていく仕組みづくりをめざし、「地域包括ケアシステム」の構築に向けて取り組んできました。

在宅で生活する高齢者を支えるため「在宅医療・介護連携支援窓口（連携窓口みたか）」の開設や「後方支援病床利用事業」の実施に取り組んだほか、市内全域に生活支援コーディネーターを配置し、高齢者を支える地域資源の確保のために「生活支援体制整備事業」などを展開しています。また、認知症施策として「認知症にやさしいまち三鷹」の取り組みを進め、「認知症ガイドブック（ケアパス）」の作成・活用等を始めたほか、地域の福祉活動やまちづくりの担い手として、元気な高齢者が自らの培ってきた経験を活かし、それを必要とする個人・団体との「マッチング推進事業」などを実施し、高齢者の社会参加の場の提供や地域人財の育成にも努めてきました。

平成30年3月には、市の高齢者に関する施策全般についての考え方及び施策の方向性を示す「三鷹市高齢者計画・第七期介護保険事業計画」を策定し、引き続き高齢者が地域で活躍するための環境づくりや、地域による支え合いの仕組みづくりなどに総合的に取り組んでいくこととしました。また、介護保険事業についてもその適正な運営、サービス基盤の整備・充実、介護保険サービスの質の向上など、介護保険制度の円滑な運営に努め、必要な介護サービスが提供できるように負担と給付のバランス、介護保険財政の健全性の確保にも努めることとし、市における「地域包括ケアシステム」の深化・推進を図ることとしています。

<目標指標>

指 標	計画策定時の状況 (平成22年度)	前期実績値 (平成26年度)	中期実績値 (平成30年度)	目標値 (令和4年度)
高齢者社会活動マッチング 推進事業の会員数	2,034人	2,554人	2,975人	3,500人
介護予防活動立ち上げ支援事 業支援団体数	—	—	20団体	180団体
認知症サポーターの養成者数	1,950人	5,542人	9,100人	11,500人

<関連する個別計画>

- ・健康福祉総合計画
- ・高齢者計画・介護保険事業計画

<主要事業>

1 在宅医療・介護連携の推進	健康福祉部
医療と介護を必要とする高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、三鷹市在宅医療・介護連携推進協議会を中心に医療・福祉・介護等の関係機関の連携をさらに推進し、地域全体で高齢者を支えていく体制の充実をめざします。	

2 地域福祉の担い手としての活動支援	健康福祉部
元気高齢者の増加をまちづくりの契機と捉え、高齢者が自身の経験や知識を生かしながら地域や社会との関わりの中で、生きがいを持ち、いきいきと健康に暮らしていくことができるよう、地域活動・生涯学習施策等を推進し、高齢者が活躍できる場を拡充していきます。 また、高齢者の持つ多様な就労ニーズに応えるため、一人ひとりが自分らしく働くことができる就労機会の創出を積極的に進めます。	

3 認知症高齢者の支援	健康福祉部
認知症等により判断能力が低下しても、高齢者が尊厳を保ちながら穏やかな生活を送ることができ、家族も安心して生活を営むことができるように、「認知症にやさしいまち三鷹」の実現をめざします。 認知症サポーターの養成等、認知症高齢者を地域で支え合う仕組みづくりを推進するとともに、居宅サービス等の認知症に対応したサービス体制や権利擁護センターみたかの運営の充実、成年後見制度の周知・推進等、認知症高齢者の自立支援に関する事業に取り組みます。	

4 健康づくりと介護予防のための取り組みの推進	健康福祉部
元気高齢者の増加を目標に、高齢者の生活習慣病の予防や健康づくりを推進するとともに、加齢による身体機能の低下を予防し、早期に状態の改善や重度化の予防を図り、高齢者が主体的に健康や介護予防へ取り組む意識を高められるよう、介護予防事業の一層の推進を図ります。 また、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心して生活ができるよう、生活支援コーディネーターの活動をはじめとする、地域で高齢者を支える仕組みの充実を図ります。	

第3 障がい者福祉の充実

<施策の方向>

障がい者等の人権が尊重され、住み慣れた地域において個性を活かしつつ社会の一員として自立した生活と活動ができ、障がいの有無にかかわらず誰もが共生できるまちづくりをめざします。

障がい者に関する法令等の制定や改正の動向等を踏まえ、市では「障がい者計画」「障がい福祉計画」「障がい児福祉計画」の三計画を一体的にとりまとめた「障がい者（児）計画」を策定し、関係機関等との連携を図るとともに、障がい者等実態調査の実施や、障がい者地域自立支援協議会等との協働により、当事者ニーズや課題の把握に努め、各種施策の推進に努めてきました。

現在、市内の障がい者（児）は増加傾向にあり、難病等対象疾病の拡充や障がいの多様化に伴い、当事者ニーズへのきめ細やかな対応が求められています。こうした中で、障がい者の視点に立った支援の確立に向けて、ルビや図、デジタル技術を活用したわかりやすい情報提供や基幹相談支援センター（注1）を中心とした相談機能の充実、子ども発達支援センターを中核とする支援ネットワークの構築など、ライフステージや状況に応じた切れ目のない支援に取り組めます。

また、障害者差別解消法の内容を踏まえて制定した三鷹市職員の障がいを理由とする差別解消推進対応要綱に基づく市職員への研修を始め、市民・事業者等に対しても障がいを理由とする差別の解消に向けた周知・啓発を行います。障がい者と地域との相互理解を深めるため、障がい者施設の開放を含め地域交流・世代間交流の充実やヘルパー養成など地域人財の育成・確保による支え合いの環境づくりを進めるとともに、障がい者自身のニーズや就労能力に応じた多様な雇用・就業機会の確保に努めるなど、障がい者の自立と共生社会の実現に向けて取り組めます。

（注1）基幹相談支援センター：地域における相談支援の中核的な役割を担う。発達障がいや高次脳機能障がい等の専門相談、地域移行・地域定着の促進、権利擁護・虐待防止等を主な業務内容とする。

<目標指標>

指 標	計画策定時の状況 (平成 22 年度)	前期実績値 (平成 26 年度)	中期実績値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 4 年度)
障害福祉サービスの受給者 証発行数	951 人	1,254 人	1,694 人	2,050 人
障害福祉サービスの利用率 (利用者数／発行数)	86.0%	89.1%	96.9%	97.0%
市内グループホームの 入居定員	103 人	164 人	193 人	210 人

<関連する個別計画>

- ・健康福祉総合計画
- ・障がい者（児）計画

<主要事業>

1 心のバリアフリーの推進	健康福祉部
高齢者・障がい者の人権・疾病などに関する理解を深めるために、児童・生徒をはじめとする地域の方々と高齢者・障がい者との交流機会を提供します。また、東京2020オリンピック・パラリンピックを一過性のスポーツイベントとして終わらせるのではなく、大会終了後も障がい者への理解が一層進むよう、地域の方々の理解を促進するための活動を積極的に行います。	

2 障がい者の就労の推進	健康福祉部
就職準備から職場定着までの各段階に応じた支援を行うとともに、企業の人事担当者に向けて障がい者施設見学会等を実施するなど、障がい者雇用の促進に向けた取り組みを推進します。就労のみならず就労に伴い生じる日常生活及び社会生活を営む上での課題を把握し、相談や助言などの支援を充実するとともに、障がい者の工賃の向上など、就労環境の向上を図ります。	

3 障がい者（児）の自立生活支援に向けた地域移行・地域定着支援の充実	健康福祉部
退院・地域生活が可能な障がい者等の把握に努めるとともに、本人の意向等を尊重しながら、地域移行への意欲喚起などの取り組みを通じ、長期入院・入所者の地域への移行を積極的に進めます。また、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能を整備し、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築します。	

4 障がい児支援の充実	健康福祉部 子ども政策部
総合保健センターと子ども発達支援センターの連携による発達の偏りや感覚の課題等「育てにくさ」の早期発見から、より早期の専門療育支援やペアレント・メンター（注2）による当事者を活かした寄り添い支援を行います。また、医療的ケア児が地域で充実した生活を送るため、障がい者福祉施設整備の推進や、関係機関の連携による並行保育の実施など、支援体制の充実を図ります。	

（注2）ペアレント・メンター：自らも発達障がいのある子どもを育てた経験のある親で、研修等により「聞き役・話し相手」としての技能を身に付けた方

5 障がい者福祉施設の整備	健康福祉部
府中市、調布市との三市共同で調布基地跡地に設置する三鷹市担当分の障がい者福祉施設について、引き続き三鷹市が中心となり整備を行います。整備にあたっては、建設・運営コストを抑制しつつ効果的な施設運営が行えるよう、検討・協議を進めます。	

第4 生活支援の充実

<施策の方向>

生活に困窮した誰もが相談しやすい体制の整備や自立に向けた支援の充実・推進を図るとともに、生活保護制度の適正化に取り組みます。

国民健康保険事業については、財政運営の中心的な役割を担う東京都とともに保険財政の健全化と事務の効率化・標準化を図り、持続可能な国民健康保険制度の実現に向けて取り組みます。

生活保護制度は開始以来、「最後のセーフティーネット」として機能してきました。生活保護の受給者は、平成7年度を底に全国的に増え続けてきましたが、平成27年3月をピークに減少に転じており、市においても、平成25年度以降、微減傾向となっています。この要因としては、雇用情勢の改善等に加え、平成17年度から市が積極的に取り組んできた就労支援をはじめとする自立支援プログラムの成果が挙げられます。

また、生活困窮者自立支援法の施行にあわせ、平成27年度に設置した「生活・就労支援窓口」での生活困窮者への相談から自立までの継続的な支援も要因の一つです。今後も、自立支援プログラムを活用した生活保護受給者の自立に向けた支援とともに、生活保護に至る前の生活困窮者への自立支援のさらなる充実に取り組みます。

国民健康保険事業は、国保データベースを活用した保健事業の充実やジェネリック医薬品の利用促進などの医療費適正化事業の拡充のほか、「三鷹市の適正な債権管理の推進に関する条例」に基づき、きめ細かな納税相談を行いながら収納率向上などに引き続き取り組んでいきます。また、平成30年度から都道府県単位化により東京都が財政運営の中心的な役割を担うこととなりましたが、その財政状況は引き続き大変厳しい状況にあることから、法定軽減の対象となる世帯の更なる拡充を図るなど、低所得者層に配慮しつつ東京都とともに保険財政の健全化に取り組みます。あわせて、国の公費負担割合の拡大や子どもの均等割額軽減制度の創設などの医療制度・国民健康保険制度の改革を国に強く要望していきます。

<目標指標>

指 標	計画策定時の状況 (平成22年度)	前期実績値 (平成26年度)	中期実績値 (平成30年度)	目標値 (令和4年度)
就労支援事業による就労者数	55人	94人	158人	160人

<関連する個別計画>

- ・健康福祉総合計画

<主要事業>

1 生活保護制度の適正な運用	健康福祉部
最低限度の生活を保障するとともに、日常生活の支援、社会的・経済的な自立を促進します。また、診療報酬明細書の点検等による医療扶助の適正化や資産調査等の取り組みを強化します。	
2 生活保護受給者の自立支援の充実	健康福祉部
生活保護受給者の社会的・経済的な自立を促進するため、自立支援プログラムに基づき、自立支援員（注1）の活用や関係機関との連携により、就労支援をはじめ、健康管理支援、債務整理支援等を実施します。	
（注1）自立支援員：生活保護受給者の自立を支援するために配置された就労支援員、退院促進支援員、健康管理支援員などの専門の嘱託職員の総称。	
3 生活困窮者自立支援事業の推進	健康福祉部
生活に困窮している方の社会的・経済的自立を支援するため、引き続き、相談から自立まで継続的な支援を実施します。あわせて、生活困窮者自立支援制度をわかりやすく説明したしおりを作成するなど、相談しやすい体制づくりに取り組みます。また、実施状況を評価・検証する中で、ひきこもり支援等の事業拡充についても検討していきます。	
4 国保財政健全化等による持続可能な国保制度の実現	市民部
国民健康保険加入者の医療費の動向等を見極めながら、国民健康保険税の適正な負担のあり方について、低所得者層に配慮しながら必要な検討と対応に取り組みます。また、東京都が定めた「東京都国民健康保険運営方針」に基づき、事務の効率化・標準化を進め、持続可能な国民健康保険制度の実現に向けて取り組みます。	



生活困窮者自立支援相談窓口

第5 健康づくりの推進

<施策の方向>

市民一人ひとりが、いつまでも元気でいきいきと暮らすためには、生涯を通じて「自らの健康は自ら守り・つくる」という意識を醸成するとともに、地域において市民、行政、関係機関等が協働して健康づくりに取り組んでいくことが大切です。

また、乳幼児期から高齢期までのライフステージに応じたサービスを提供できるよう、保健・医療・福祉の連携を図りながら予防に重点を置いた総合的な健康づくりを推進します。

健康的な生活を営むためには健康寿命を延ばすことが重要であるため、市民が主体的に健康づくりに取り組める支援をめざし、住み慣れた地域でいつまでも元気に生活できるよう、地域活動の活性化に向け、住民協議会等と連携して、市民健康講座や介護予防事業の実施、地域の課題解決に向けた情報交換を行うなど、地域で行う健康づくり事業を推進します。

また、自身の健康管理や生活習慣病の予防、疾病の早期発見・早期治療を図るため、がん検診や特定健康診査・特定保健指導等を実施するとともに、予防接種やたばこの健康影響に関する正しい知識の普及啓発に努め、健康保持と公衆衛生の向上を図ります。

新型インフルエンザや未知なる感染症等への対応については、これまでの取り組みの評価・検証を踏まえ、関係機関と連携し、よりの確に対応できる体制づくりを行います。

平成29年4月に総合保健センターが三鷹中央防災公園・元気創造プラザへ移転したことを契機として、スポーツ施設等とも連携した施策の展開を通じ、総合保健センターの「健康づくりの拠点」としての機能強化を図るとともに、市民の「健康寿命」の延伸に向けた取り組みを推進します。

<目標指標>

指 標	計画策定時の状況 (平成22年度)	前期実績値 (平成26年度)	中期実績値 (平成30年度)	目標値 (令和4年度)
健康づくり事業への参加者数	9,998人	9,699人	12,348人	13,000人
健康診査の受診者数	27,505人	31,570人	30,379人	32,000人

<関連する個別計画>

- ・健康福祉総合計画
- ・国民健康保険保健事業計画（データヘルス計画）
- ・特定健康診査等実施計画
- ・自殺対策計画

<主要事業>

1 妊娠期からの切れ目のない支援の推進	健康福祉部 子ども政策部
これまで実施してきた「ウエルカム ベビー プロジェクト みたか」（注1）を継続して実施していくとともに、宿泊型の産後ケア事業の実施などの新たな市民ニーズへ対応し、妊娠期からの切れ目のない支援を推進します。 （注1）ウエルカム ベビー プロジェクト みたか： すべての妊婦を対象とした「ゆりかご面接」、乳児家庭全戸訪問事業や乳幼児健診事業など、出産・子育てに関するさまざまな取り組み全体をひとつと捉えたプロジェクト	
2 がん検診の充実と各種検診事業の推進	健康福祉部
健康寿命の延伸や受診率向上、医療費削減などに向けて、がんの早期発見、早期治療を進め、がん予防に向けた取り組みを推進するとともに、新たな検診の導入や質の高い事業の実施に努めます。	
3 自殺予防を含めたこころの健康づくりの推進	健康福祉部
うつ病をはじめとした精神疾患を予防するため、こころの健康づくりについての普及啓発に努めます。また、平成30年度に策定した自殺対策計画に基づき、関係部署・関係機関との連携を図りながら、生きることへの包括的な支援を推進します。	
4 休日等における診療体制の整備	健康福祉部
三師会（医師会・歯科医師会・薬剤師会）との協働により、引き続き休日等における診療体制を確保します。また、現在、市内に点在しているこれら休日等における診療所や調剤薬局等について、旧総合保健センター跡地を活用して各機能を集約する新たな暫定施設を整備することにより、市民の利便性の向上と事務の効率化等を図ります。	
5 受動喫煙防止に関する普及啓発・条例の制定	健康福祉部 生活環境部 都市整備部
受動喫煙防止の強化を目的とした健康増進法の一部改正及び東京都受動喫煙防止条例等の制定に伴い、喫煙及び受動喫煙の健康影響について、今後一層の普及啓発に努めます。 さらに、路上をはじめとする屋外での喫煙の増加やマナー違反の増加が懸念されていることから、喫煙する人とならない人が共存できるよう、必要な施設整備を前提としつつ、喫煙禁止エリアの設定等、市の独自ルールを柱とした条例制定に取り組むことにより、市民の健康増進やまちの美化を推進します。	

第6部

いきいきと子どもが輝く教育・子育て支援のまちをつくる

第1 子どもの人権の尊重

<施策の方向>

「子どもの最善の利益」の実現をめざし、子どもの健全な育成環境を確保するため、関係機関等とのネットワークをさらに充実させて、協働型地域子育て環境の充実を図ります。

また、子どもや若者、家庭をとりまく問題がより複雑化している中で、困難を有する子どもや若者に対し、相談や具体的な支援につながる体制を整備し、すべての子どもの人権の尊重及び成長を支援するための施策の充実を図ります。

市では、三鷹の子どもたちが未来に向けて夢や希望を持ち、明るく、楽しく、元気よく、心身ともにすこやかに成長していくことができるよう、子どもと大人の共通目標として平成20年6月に「三鷹子ども憲章」を制定しました。「三鷹子ども憲章」を実効性のあるものとするため、市内小・中学校では「考えて」「実践する」さまざまな取り組みを展開するとともに、児童・生徒による活動だけでなく、保護者や地域住民による活動等も視野に入れた幅広い普及、実践活動の展開に努めています。

一方、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化により、子どもや子育て家庭をとりまく環境は変化し、児童虐待等は子どもや子育て家庭の孤立化が起因ともいわれています。こうした現状を踏まえ、子どもからの相談体制を充実させるとともに、SNSを活用した相談体制の構築を検討します。また、乳児家庭全戸訪問の実施や地域ケアネットワーク、ほのぼのネットとの連携強化を図るとともに、地域で子ども・子育て支援を担う新たな人財の確保・育成に取り組み、ファミリー・サポート・センター事業を充実するなど、地域全体で子どもと子育て家庭を支える環境整備を推進します。

<目標指標>

指 標	計画策定時の状況 (平成22年度)	前期実績値 (平成26年度)	中期実績値 (平成30年度)	目標値 (令和4年度)
子ども家庭支援センターの利用者数	68,038人	76,073人	67,943人	70,000人

<関連する個別計画>

- ・子ども・子育て支援ビジョン
- ・子ども・子育て支援事業計画
- ・健康福祉総合計画
- ・教育ビジョン
- ・教育支援プラン

<主要事業>

1 地域ぐるみの子ども・子育て支援の推進	子ども政策部
三鷹の子どもたちが、未来に向けて夢や希望を持ち、明るく、楽しく、元気よく、心身ともにすこやかに成長していくことができるよう、「三鷹子ども憲章」の理念普及のため、各種イベント開催時における啓発カード配付のほか、学校や地域と連携した普及・啓発活動を行い、地域ぐるみで子どもの成長を支える環境づくりを進めます。	

2 児童虐待への適切な対応	子ども政策部
教育センター内に「児童虐待への対応」を所管する子ども家庭支援センターを整備して、学校をはじめとした関係機関、庁内関係部署との連携体制を強化し、組織的対応力の向上を図ります。児童虐待への対応を迅速かつ確に行うとともに、支援を必要とする家庭を早期に把握し、相談からサービス提供まで包括的な支援を行います。 また、市民や関係機関を対象とした研修会等の開催や虐待防止キャンペーンなどを通して虐待予防及び早期発見に向けた意識啓発に取り組み、地域全体で子どもの人権を守る環境の構築をめざします。	

3 児童養護施設と連携した社会的養育体制の強化	子ども政策部
児童養護施設と連携し、養育に特に支援が必要な子どもと子育て家庭に対する支援の充実について検討し、社会的養育体制の強化に取り組みます。	

4 子どもの貧困対策の推進	子ども政策部
子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されないよう、生活の支援、経済的支援、教育の支援等の制度や生活困窮者自立支援制度などをきめ細かく運用しながら、ひとり親家庭の自立に向けた支援を含む、すべての子どもの貧困対策を包括的に推進していきます。併せて、相談機能と連携体制の一層の強化、より効果的な情報発信について検討を進めます。	

第2 子育て支援の充実

<施策の方向>

すべての子どもと子育て家庭が生き生きと安心して生活できるよう、地域全体で子どもの成長を支えるとともに、「子育て世代包括支援センター機能」の充実を図り、妊娠期から切れ目のない子ども・子育て支援施策を推進します。また、喫緊の課題である保育施設等の待機児童の解消に向け、保育施設や保育サービスを計画的に整備します。さらに、子育て家庭の子育てに関する不安や負担、孤立感を解消し、楽しく子育てできるよう、地域子ども・子育て支援事業を充実します。

近年、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化により、家庭や地域の子育て力の低下が指摘されています。子どもへの虐待や親の育児不安等が深刻な社会問題となる中、さらなる子育て支援の充実が求められています。

市では、増加する保育ニーズに対応するため、民間認可・認証保育園の開設支援を中心に取り組みを進め、平成15年度から平成30年4月までの期間で約2,200人の保育定員を拡充しました。学童保育所についても、新たな学童保育所の開設のほか、一部の学童保育所において小・中学校の教室を利用した定員拡充等を行っていますが、ともに待機児童の解消には至っていません。

子ども・子育て支援に対する市民ニーズは多岐にわたります。消費税を財源に実施される幼児教育・保育の無償化に適切に対応することに加え、引き続き親子ひろばや一時預かり事業等の充実に取り組むとともに、子どもの医療費助成やひとり親家庭の自立支援により子育てしやすい環境の充実を図ります。また、ライフ・ワーク・バランスの推進に向け、引き続き「三鷹版 働き方改革応援事業」や父親・男性が育児に参加しやすい環境の整備に取り組みます。なお、さまざまな子育て支援施策について、子育て世帯にわかりやすく情報が届くよう、情報提供の工夫を図っていきます。

さらに、青少年対策地区委員会の活動や、地域が主体となっていく「子ども食堂」等の取り組みを支援するなど、児童青少年の地域における居場所づくりを進めます。

<目標指標>

指 標	計画策定時の状況 (平成22年度)	前期実績値 (平成26年度)	中期実績値 (平成30年度)	目標値 (令和4年度)
保育園待機児童の解消	243人	179人	190人	0人
市内の保育施設における 保育定員数	2,491人	3,122人	4,047人	4,600人

<関連する個別計画>

- ・子ども・子育て支援ビジョン
- ・子ども・子育て支援事業計画
- ・健康福祉総合計画

<主要事業>

1 子育て世代包括支援センター機能の充実	子ども政策部 健康福祉部
「総合保健センター」、「子ども発達支援センター」、「子ども家庭支援センター」の3施設を中核とした「子育て世代包括支援センター機能（注1）」の充実により、地域の子育て力の向上とネットワークによる連携の強化を図り、総合的にすべての子どもと子育て家庭を妊娠期から切れ目なく支援します。特に、「親としての育ち」を応援する育児講座やプログラムを充実させて、親が自信を持ち、楽しく子どもに向き合える子育てを支援します。	

（注1）子育て世代包括支援センター機能：すべての子どもと子育て家庭を、妊娠期から切れ目なく支援するための機能。子育て家庭に対する「専門的知見」及び「当事者目線」による相談・助言・指導、情報提供の実施や地域全体の子育て支援体制を構築する役割を担う。

2 地域子ども・子育て支援事業の充実	子ども政策部
子育て家庭の多様なニーズを把握し、地域の教育・保育施設や子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、相談機能の強化に向けて子育てステーション（相談窓口）の子育て支援コーディネート機能を充実するとともに、家庭における子育て力の向上につながる各種育児講座・育児相談等の充実を図ります。 また、一時預かり事業、親子ひろば事業、保育園の地域開放事業による在宅子育て家庭への支援を推進するとともに、産後間もない母親を支援する育児支援ヘルパー事業等について、ファミリー・サポート・センター事業と連携することにより、人財を育成し、さらなる充実を図ります。	

3 地域における総合的な子どもの居場所・遊び場づくり	子ども政策部
小学校、学童保育所及び地域子どもクラブ事業等が密接に連携を図りながら、学校を拠点とした子ども達の安全で安心な居場所・遊び場づくりを進めます。 また、児童館機能を有する東・西多世代交流センターのほか、コミュニティ・センター等地域の施設や、子ども食堂などのさまざまな場が、地域における子どもたちの安全で安心な居場所として機能し、子どもたちの選択肢が広がるよう取り組みます。 さらに、スクール・コミュニティの実現に向けた活動を踏まえて、地域における総合的な子どもの居場所づくりについて、学童保育所、地域子どもクラブの一体的運用も視野に検討していきます。	

4 保育人財の確保・育成の強化	子ども政策部
子ども・子育て支援を担う人財の確保と育成について、子ども・子育て基金の活用も視野に入れながら、魅力ある就労環境を構築するとともに、潜在的な保育人財を確保する新たな取り組みを検討します。	

5 学童保育所の待機児童解消及び質の向上	子ども政策部
今後ますます高まることが予想される学童保育所の利用ニーズに応えるため、公共施設等の有効活用も視野に学童保育所を計画的に整備し、待機児童の解消に向けた取り組みを進めます。 また、障がい児等の育成など多様なニーズへの対応を充実させるほか、学童保育所の適正配置、効率かつ効果的な運営及び適正な受益者負担のあり方について検討します。	

6 効率的な保育園の運営に向けた検討	子ども政策部
効率的な保育園の運営について、公設民営化（公私連携化）を推進してきた経緯を踏まえ、市内保育施設の適正配置や保育料の適正な負担のあり方等を検討します。	

7 保育園の待機児童解消への取り組み (事業費：約 15.2 億円)	子ども政策部
今後の人口動向や保育ニーズ等を的確に捉えながら、地域状況に応じた計画的な保育施設の整備を推進します。特に待機児童の多い0～2歳児の待機児童の解消に向けて、機動性のある取り組みを進めます。 また、待機児童対策の一環として、私立幼稚園の保育機能の充実や多様な保育施設の利用を促進するため、認可外保育施設利用者助成制度の拡充に取り組みます。	

8 保育の質の向上と多様なニーズに対応した保育サービスの充実	子ども政策部
すべての利用者が保育施設等を安心して利用できるよう、市による保育指導検査の強化を図りながら、保育の質の向上に向けた取り組みを進めます。 保育サービスの充実については、年々高まっている医療的ケア児の保育ニーズに対応するため、児童の特性に応じた受け入れ体制等を検討し、保育園等での受け入れをめざします。また、多様な勤務形態の保護者が柔軟に利用できる一時保育施設の充実を図ります。	

9 子ども・若者支援の推進	子ども政策部
東・西多世代交流センターを中心として、子ども・若者の居場所づくりと、社会参加につながる機会の提供を行っていきます。また、生活・就労支援事業や他の機関との連携を強化し、不登校・ひきこもり状態の子どもやニート状態に陥る可能性の高い若年者を対象とした相談及び具体的支援へとつなげる取り組みを進めます。	

10 子育てしやすい環境の充実

子ども政策部

義務教育就学児医療費助成の中学生までの所得制限撤廃について子育て世帯からのニーズを踏まえつつ、持続可能な制度運営の視点も持ちながら引き続き検討していきます。



多世代交流センターにおける「冬の風物遊び」



子ども家庭支援センターにおける親子の集会

第3 魅力ある教育の推進

<施策の方向>

「人間力」と「社会力」を育む教育活動を充実し、「コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育」を通して、三鷹の子ども一人ひとりのニーズに応じ、個別最適化された教育の実現に向けた教育内容の充実を図ります。また、学校を地域の拠点であるプラットフォームとして、地域の人財が交流・循環しながら市民力も向上していく、学校を核としたコミュニティづくり「スクール・コミュニティの創造」をめざします。障がいのある子もない子ども学校・家庭・地域の力を得て、次代を担う人として心豊かに育っていくことを支援し、多様な教育的ニーズに対応した教育を推進します。

これまで、保護者や地域住民が積極的に学校運営に参画する「コミュニティ・スクール」を基盤とし、義務教育9年間の連続性と系統性のある指導と特色ある教育活動の充実を図る「小・中一貫教育」の推進に取り組んできました。平成30年度からは、法制度改正を生かして、学園単位の学校運営協議会としてのコミュニティ・スクール委員会に一本化するとともに、市内全校を「小中一貫型小学校・中学校」とするなど、より一体感のある学園運営を推進しています。また、幼稚園・保育園と小学校との連携教育を推進するとともに、新学習指導要領を踏まえ、小・中学校9年間の連続性・系統性のある学習を通し、子どもたちの学力を一層向上させるため、「三鷹市小・中一貫カリキュラム」を改訂しました。さらに、みたか地域未来塾の実施などにより児童・生徒の基礎学力の向上と学習習慣の定着を図っています。

また、教育内容の充実や校務事務の効率化を図るため、児童・生徒が普通教室等でタブレット端末を利用できる環境を整備するとともに、校務支援システムを活用した教員の在校時間の把握を行うなど、ICT環境の整備に取り組んでいます。教育支援については、中学校における校内通級教室の適切な指導と支援のあり方を構築し、全市立小・中学校における巡回指導を行います。

市長と教育委員会との緊密な連携による教育行政の推進については、総合教育会議等による協議・調整を図りながら取り組み、令和元年度は教育に関する「大綱」を改定します。

<目標指標>

指 標	計画策定時の状況 (平成22年度)	前期実績値 (平成26年度)	中期実績値 (平成30年度)	目標値 (令和4年度)
市立小学校卒業者の市立中学校への進学者数の割合	78.3%	81.1%	77.4%	82.0%
学校支援ボランティアの参加者数	7,835人	17,807人	25,819人	26,000人

<関連する個別計画>

- ・教育ビジョン ・教育支援プラン
- ・健康福祉総合計画 ・子ども・子育て支援ビジョン ・子ども・子育て支援事業計画

<主要事業>

1 コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育のさらなる推進	教育部
法制度の改正を生かして「小中一貫型小学校・中学校」として位置付けた三鷹市の7学園について、これまでの実績から得た知見と、各種学力調査等のエビデンス（根拠）に基づいたさらなる改善を図ります。「三鷹市小・中一貫カリキュラム」に基づき、9年間の学びの連続性と系統性を効果的に機能させ、知・徳・体の調和のとれた教育内容の充実を図るとともに、学校・家庭・地域の連携・協働により、コミュニティ・スクールとして市民とともに創る教育を実現します。また、子どもたちが、学校運営や校内ルールづくり、地域コミュニティと交流する手法なども検討します。	

2 「スクール・コミュニティ」の創造に向けた仕組みづくり	教育部
コミュニティ・スクールを支える学校支援者の組織化の支援とともに、地域での人財活躍の仕組みをさらに発展させ、学校を核としてさまざまな地域の人財がそこで活動し、学び、その経験をもとに地域に戻って活躍するといった、人と人との交流や循環などを通して、地域コミュニティが醸成される「スクール・コミュニティ」の創造に向けた仕組みづくりに取り組みます。	

3 個性や特性を最大限に発揮できる教育方法の推進	教育部
児童・生徒のもてる能力を最大限に引き出し、一人ひとりの個に応じた指導の充実を図るために、デジタル技術の活用を含め、多様な教育方法を取り入れた指導を推進します。児童・生徒一人ひとりの能力や適性に応じて個別最適化された教育の実現をめざし、「三鷹教育・子育て研究所」の活用等を図りながら、これからの時代に求められる教育のあり方について調査研究に取り組みます。	

4 教育支援の充実	教育部
通常の学級、校内通級教室、教育支援学級における教育支援の充実を図ります。また、「三鷹市立小・中学校校内通級教室実施方策」に基づき、中学校における校内通級教室の適切な指導と支援のあり方を構築し、全市立小・中学校における巡回指導を行います。さらに、長期欠席傾向にある児童・生徒への対応として、適応支援教室A-Roomを開設し、児童・生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的自立や学校復帰に向かえるよう支援します。	

5 学校における働き方改革の推進	教育部
教員が担うべき業務に専念できる環境の整備、教員の意識改革、部活動の適正化を柱に、保護者等の理解を得ながら学校の業務改善等を進めます。業務支援のためのさまざまな専門スタッフの配置拡充等を行いながら喫緊の課題となっている学校における働き方改革を推進します。	

第4 安全で開かれた学校環境の整備

<施策の方向>

安全で快適な学校環境の整備に向けて、長寿命化改修工事、トイレ改修工事、空調設備改修工事等に取り組むとともに、災害発生時の避難所としての開設・運営に係る施設整備の充実と、防災拠点としての機能強化を図ります。また、児童・生徒数の増減に対応した適正な学習環境の確保、学校の地域拠点化の推進や、学校給食調理業務の民間委託化などを進めます。

市では、学校施設の耐震補強工事・改修工事等の計画的な実施、学校の校庭等の芝生化等を推進し、安全で開かれた学校環境の整備に積極的に取り組み、平成27年度に学校施設の耐震化率100%を達成するとともに、平成29年度には普通教室及び特別教室の空調設備の整備率100%を達成しました。また、学校における児童・生徒の安全安心を確保するため、学校安全推進員（スクールエンジェルス）の活用や、校門付近等の防犯カメラ、非常通報装置などの適切な運用に取り組むとともに、地域における見守り活動を補完するために設置した通学路の防犯カメラについては、平成30年度までに全市立小学校15校の設置を完了しました。

さらに、安全でおいしい給食の充実と効率的な運営を図るため、学校給食調理業務の民間委託化を推進してきました。市内産野菜活用推進については、平成27年度に市、教育委員会、JA東京むさしの三者で「学校給食における市内産野菜活用推進に関する協定」を締結し、市内全小・中学校の給食に市内産野菜を積極的に取り入れるとともに、「三鷹産野菜の日」の実施等により、学校給食における市内産野菜の使用率が向上しました。

学校施設は、児童・生徒にとって、学習の場であるとともに、大規模な災害発生時には、地域の重要な防災拠点としての機能を担います。また、地域コミュニティづくりの場としての機能も果たす必要があることから、さらなる施設整備の充実等が必要です。

校外学習施設「川上郷自然の村」については、引き続き指定管理者との緊密な連携のもと、利用者拡大と効率的運営に取り組むとともに、今後の施設利用のあり方についても多角的に検討します。

<目標指標>

指 標	計画策定時の状況 (平成22年度)	前期実績値 (平成26年度)	中期実績値 (平成30年度)	目標値 (令和4年度)
学校施設の長寿命化改修工事 実施校数	0校	0校	1校	4校
地域子どもクラブ事業の参加 者数	167,247人	208,710人	205,093人	210,000人

<関連する個別計画>

- ・教育ビジョン
- ・教育支援プラン
- ・健康福祉総合計画
- ・子ども・子育て支援ビジョン
- ・子ども・子育て支援事業計画
- ・生涯学習プラン
- ・スポーツ推進計画

<主要事業>

1 学校施設の長寿命化と施設環境の整備 (事業費：約 29.9 億円)	教育部
建替えを見据えた効果的・効率的な改修を進めるため、「防災都市づくり方針（仮称）」を踏まえ、公共施設の建替え・改修の基本的な方針と優先順位の考え方等を示した「新都市再生ビジョン（仮称）」の中で、「学校施設長寿命化計画（仮称）」を策定し、長寿命化改修工事により学校施設の長寿命化及び防災機能強化を図ります。学校トイレの洋式化等を推進するとともに、普通教室及び特別教室への整備が完了した空調設備について、老朽化した設備の更新に計画的に取り組みます。また、学校体育館への空調設備の整備に取り組みます。	
2 児童・生徒数の増減に対応した適正な学習環境の確保	教育部
下連雀五丁目第二地区開発事業への対応について、保護者、地域への丁寧な周知に努めるとともに、新たな通学路の指定と安全対策の検討・整備を進めます。また、児童・生徒数及び学級数の将来推計の更新を継続し、中・長期的な課題を抽出しながら、適正な学習環境の確保に向けて取り組みます。	
3 学校の地域拠点化の推進	スポーツと文化部 教育部
生涯学習・文化・スポーツの拠点としての活動を促進するため、学校施設の地域開放を推進します。学校を拠点として活動するさまざまな地域団体等の活動促進を支援するとともに、学校・家庭・地域間の連携を図るため、デジタル技術を活用した学校情報の発信など、情報共有と連携の推進を図ります。	



三鷹の森学園第五小学校開校 70 周年記念式典

第7部

創造性と豊かさをひろげる生涯学習・文化のまちをつくる

第1 生涯学習の推進 1 生涯学習活動

<施策の方向>

個人の学習成果を地域社会に還元する「学びと活動の循環」による持続可能な社会の構築をめざし、行政の各分野やさまざまな生涯学習関係機関等が連携・協働してまちづくりに資する人財の育成と活動の場の提供に努めます。

「生涯学習プラン 2022（第1次改定）」を策定し、基本目標である「ともに学び、学びを活かし、学びの成果や絆が地域に受け継がれていく心豊かな社会をつくる」ため、学習環境の整備に取り組むとともに、個人の学習成果を地域社会に還元していく「学びと活動の循環」による持続可能な社会の構築をめざし、生涯学習の推進に取り組んできました。また、生涯学習審議会・社会教育委員会議と生涯学習プラン推進会議（庁内会議）との連携を図り、全庁な取り組みを推進してきました。

平成29年4月にオープンした三鷹中央防災公園・元気創造プラザ内に、生涯学習の拠点として生涯学習センターを開設し、市民大学事業総合コースや各種講座等を実施するなど、幅広い世代にわたる多様なニーズに応える事業を展開しています。

今後は、市と教育委員会とが、密接な連携を図るとともに、スポーツと文化財団等、さまざまな生涯学習関係機関が協働し、まちづくりに資するような人財の育成と活動の場の提供に努め、市民ニーズに応じた多様な人財の幅広い活躍の促進に取り組んでいきます。

<目標指標>

指 標	計画策定時の状況 (平成22年度)	前期実績値 (平成26年度)	中期実績値 (平成30年度)	目標値 (令和4年度)
生涯学習活動への参加者数	187,045 人	203,327 人	171,489 人	220,000 人

<関連する個別計画>

- ・生涯学習プラン
- ・スポーツ推進計画
- ・教育ビジョン

<主要事業>

1 生涯学習センターを拠点とした生涯学習の基盤づくり	スポーツと文化部
市民の生涯学習に対する意識を高めるとともに、市民間の交流を促進するため、スポーツと文化財団と連携し、生涯学習センターを拠点とした生涯学習の基盤をつくります。 三鷹中央防災公園・元気創造プラザの総点検や「生涯学習プラン 2022」の改定に合わせて、生涯学習センターの利便性の向上を図りながら、複合施設の利点を活かした魅力的で効率的な運営を行います。	
2 生涯学習によるまちづくりに資する人財の育成及び活動の場の提供	スポーツと文化部
生涯学習の機会を通じて、まちづくりに資する人財を育成するとともに、個人の学習の成果や経験を活かすことができるよう、ボランティア等の地域活動の場を提供します。また、教育委員会と連携しながら、「スクール・コミュニティ」の創造に向けた仕組みづくりを推進します。	
3 ネットワーク型生涯学習の推進による機会と場の提供	スポーツと文化部
スポーツと文化財団、三鷹ネットワーク大学推進機構、ルーテル学院大学、国際基督教大学、杏林大学や、国立天文台など、民学産公の多様な生涯学習関係機関等と連携・協働し、ネットワーク型生涯学習の推進を図り、多様な学びの機会を提供します。	
4 市民ニーズの把握と生涯学習の一層の推進	スポーツと文化部
講座申込システムの利用状況や、市民大学事業総合コース等各種実施事業における市民アンケート、生涯学習センター利用者懇談会での利用者の声等を通じて、市民ニーズの把握に努めます。 市民の主体的な生涯学習活動や、保育付き講座、高齢者・障がい者など、学習者への支援を継続し、多くの市民学習グループの活動を推進します。また、新たな自主グループづくりの支援を推進します。	
5 生涯学習情報の提供と相談体制の充実	スポーツと文化部
生涯学習関係の講座やイベント情報等を取りまとめた「生涯学習事業情報」を発行するとともに、広報紙、ホームページやチラシ等を有効に活用して、市民への情報提供の充実に努めます。 生涯学習センターに生涯学習相談員を配置して窓口での相談に対応するほか、電話や電子メールでも受付し、個人や市民学習グループが持つさまざまな問い合わせや要望等に対する相談業務を継続して行います。	

第1 生涯学習の推進 2 図書館活動

<施策の方向>

「三鷹市立図書館の基本的運営方針」によって明確にしためざす図書館像「人と本と情報がつながり、市民に役立つ身近な図書館」の実現に向け、同方針の基本理念に基づき、同方針の4つの柱に掲げる図書館活動の推進に取り組みます。

また、地域の情報拠点として図書館資料及びレファレンスサービス（注1）の充実、きめ細かな図書館サービス網による図書館活動の推進、滞在・交流できる図書館への転換などを推進するとともに、図書館システムを更新し利便性の向上に努めます。

図書館では、図書館資料の点数及び内容の充実や、学校図書館や関係部署・関係団体等との連携、図書館サポーターの養成と活動の場の提供などにより読書環境の充実を図るとともに、乳幼児から青少年までの読書活動を推進するため「みたか子ども読書プラン2022」に基づき、さまざまな事業に取り組んできました。また、高齢者や障がい者の読書活動を推進するため、対面朗読サービス、DAISY図書（注2）や大活字本の貸出、本の配達サービスなどの読書を支援するサービスを提供しています。さらに、東部図書館を滞在・交流型図書館へリニューアルするとともに、井の頭コミュニティ・センター図書室との連携、移動図書館車の巡回日数及び巡回ステーションを拡充し、きめ細かな図書館サービスを展開してきました。

今後は、これからの図書館に求められる、すべての市民が利用することができる地域の情報拠点、読書活動の拠点としての機能と、読書や交流のスペースを備えた協働と交流の拠点としての図書館の整備について検討を行います。さらに、進展するデジタル技術の活用により、利便性を向上し、市民満足度の向上に取り組めます。

（注1）レファレンスサービス：図書館利用者が求める資料や情報について、図書館職員が当該資料や情報を提供又は提示すること。また、それにかかわる業務のこと

（注2）DAISY図書：DAISYは「Digital Accessible Information System」の略語であり、活字による読書が困難な方向けに作られたデジタル録音図書

<目標指標>

指 標	計画策定時の状況 (平成22年度)	前期実績値 (平成26年度)	中期実績値 (平成30年度)	目標値 (令和4年度)
図書館の利用者数	996,849人	936,886人	861,641人	950,000人
図書館の資料数	674,346点	822,061点	925,711点	975,000点

<関連する個別計画>

・三鷹市立図書館の基本的運営方針 ・子ども読書プラン ・生涯学習プラン ・教育ビジョン

<主要事業>

1 図書館施設の適切な維持・補修と図書館ネットワークの再構築 (事業費：約 2.4 億円)	教育部
建設から 30 年以上を経て老朽化した図書館施設・設備の長寿命化のため、計画的な改修を実施するとともに、三鷹駅南口中央通り東地区再開発事業やその他のまちづくり及び公共施設の整備などを進めていく中で、これからの図書館のあり方を含めた図書館ネットワークの再構築について検討します。 西部図書館をリニューアルするにあたり、市民ニーズに合致するホスピタリティ（思いやり）の高い図書館施設とするため、市民の意見を反映し、読書活動及び交流の拠点となる図書館をめざします。	
2 図書館システムの更新	教育部
令和 2 年 9 月に図書館システム及び図書館ホームページを更新し、利便性の向上及び情報発信の充実とともに、読書や図書館利用の楽しさが増すような魅力あるサービスを実現します。また、市民満足度のさらなる向上をめざすとともに、セキュリティ強化に取り組みます。	
3 電子書籍の導入に向けた検討及び地域資料の充実とデジタル化	教育部
公共図書館向け電子書籍サービスについては、コンテンツの増加及び先行導入自治体の実績を含めた動向を見守り、市民の読書環境の向上のため、導入に向けた研究を進めます。また、地域資料について、収集・整理・保存体制を強化し、資料の充実を図るとともに、地域資料のデジタル化については手続きや手法の整理を行いつつ、今後の実現に向けて検討します。	
4 図書館サポーター及びボランティアとの協働	教育部
図書館活動のさらなる活性化に向け、図書館サポーターを養成、活動内容の充実を図るとともに、ボランティアの育成、継続的なスキルアップを支援し、ボランティアがスキルを活かす活動の場を提供します。また、図書館サポーターやボランティアと協働して読書の楽しみを広げるとともに、人と人が交流する事業の充実により、「人と人」がつながるまちづくりを推進します。	

第2 市民スポーツ活動の推進

<施策の方向>

「いつでも、どこでも、だれでも、そしていつまでも」スポーツに親しむ環境を充実し、市民がスポーツを生涯の友にできるよう、ライフステージ、ライフスタイルに応じたスポーツライフの推進に努め、人生100年時代における「ひとり1スポーツの三鷹」の実現をめざします。

また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた気運醸成、大会に関わることでの感動体験の創出、大会後も市民に受け継がれるレガシー（遺産）の創造に取り組みます。

豊かなスポーツ社会の実現とスポーツを通じたコミュニティの創生をめざし、スポーツ環境の整備、人財の創出などに取り組んできました。

「三鷹市市民体育施設利用者懇談会」による各種スポーツ施設についての利用者の声を反映した施設運営、地域スポーツクラブの活動を支援、市内7つの住民協議会と連携した学校施設開放事業やスポーツイベント等全市的な地域スポーツ活動を進めています。また、平成29年4月にオープンした総合スポーツセンターでは、健康・スポーツの拠点として、多世代向けに多種多様なスポーツ教室の開催、市民がリコンディショニング（注1）する「健康・体力相談事業」の実施などに取り組んでいます。

引き続き、スポーツと文化財団、各種スポーツ団体などと連携・協力し、スポーツを通じたさらなる健康増進とコミュニティ創生、障がい者スポーツの推進、スポーツ団体の育成、スポーツボランティアの組織化、そして、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の成功に向けた気運醸成と大会後の三鷹市としてのレガシーの創造に取り組んでいきます。

（注1）リコンディショニング：自らの体調を知り、見直し、その人に合わせた身体の状態に回復・改善すること

<目標指標>

指 標	計画策定時の状況 (平成22年度)	前期実績値 (平成26年度)	中期実績値 (平成30年度)	目標値 (令和4年度)
週1回以上スポーツ活動を行っている市民の割合	36.0%	44.6%	56.8%	65.0%
市のスポーツ施設等の利用者数	876,497人	870,177人	1,266,443人	1,300,000人

<関連する個別計画>

- ・スポーツ推進計画
- ・生涯学習プラン
- ・教育ビジョン

<主要事業>

1 三鷹中央防災公園・元気創造プラザの総点検と魅力的で効率的な管理運営	スポーツと文化部
三鷹中央防災公園・元気創造プラザの総点検を、市民参加を中心に実施します。市やスポーツと文化財団が主体となり、民間事業者や関係団体、市民との協働で施設の運営方法や利用方法、災害時の機能転換など、ハード・ソフトの両面から改善に取り組みます。総点検の結果を踏まえ、複合施設のメリットを生かしたより使いやすく、質の高い市民サービスを提供します。	
2 SUBARU 総合スポーツセンターを中心としたライフステージ等に応じたスポーツ機会の提供	スポーツと文化部
スポーツ実施率の向上と健康増進のために、スポーツを取り入れた健康・体力づくりや、ライフステージに応じたスポーツ教室、障がい者スポーツの推進等、スポーツをする機会を充実します。 市民センター内に新設された弓道場・アーチェリー場については、SUBARU 総合スポーツセンターと一体的な管理・運営を行い、施設特性を生かしたスポーツ活動を推進します。	
3 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の積極的な推進と市民に受け継がれるレガシーの創造	スポーツと文化部
東京 2020 大会に向けて、東京都、組織委員会と連携し進めます。また、「東京 2020 大会等に向けた三鷹地域連携会議」と協働し、市民の感動体験と市民に受け継がれるレガシーを創造します。	
4 大沢野川グラウンド復旧整備工事の実施 (事業費：約 4.9 億円)	スポーツと文化部
大沢野川グラウンドについては、東京都による野川大沢調節池規模拡大工事の完了後に、三鷹市のスポーツ施設（テニスコート、サッカー・ラグビー場、野球場）の復旧工事を実施し、早期に利用できるよう努めます。	
5 健康・スポーツ情報の提供と相談体制の充実	スポーツと文化部
「健康・スポーツの拠点」の複合的な相談機能や「健康・体力相談支援システム」を活用し、市民の健康づくりを支援する相談体制を充実します。 また、市ホームページやツイッター等を活用し、健康・スポーツ情報を積極的に提供します。	
6 地域スポーツ活動の推進とスポーツを支える人財の育成	スポーツと文化部
コミュニティを基盤とした地域スポーツ活動を推進するとともに、地域スポーツクラブやスポーツ推進委員、スポーツ指導員の活動を支援します。 また、スポーツボランティアを組織化し、市民との協働によるスポーツ活動を推進します。	

第3 芸術・文化のまちづくりの推進

<施策の方向>

「文化の薫り高い三鷹」として芸術・文化のまちづくりを推進します。芸術文化の振興と市民の文化活動の活性化をめざし、芸術文化の担い手の育成や、関係団体等とも連携を図りながら教育普及活動に取り組みます。また、地域文化財を活用した「三鷹型エコミュージアム事業（注1）～三鷹まるごと博物館～」の展開を図り、魅力あるまちづくりを推進します。

三鷹市にゆかりの深い、山本有三、太宰治、神沢利子、吉村昭、津村節子などの文学者について顕彰事業を実施するとともに、市立アニメーション美術館を活かしたまちづくりの推進や、芸術文化の振興と市民の文化活動の活性化に向けた芸術文化の担い手の育成・教育普及活動の推進などに取り組んでいます。また、「みたか・子どもと絵本プロジェクト」を推進するとともに、国立天文台との連携と市民との協働により、「星と森と絵本の家」を運営しています。さらに、「三鷹型エコミュージアム事業～三鷹まるごと博物館～」については、大沢の里郷土文化施設（大沢の里古民家と大沢の里水車経営農家）をエコミュージアムの中核施設に位置付け、活動を推進しています。

今後は、スポーツと文化財団や三鷹市芸術文化協会等との連携・協力により芸術・文化に触れる機会の充実を図るとともに、老朽化した施設の計画的な改修により、文化施設の効果的、効率的な保全・活用を行います。また、三鷹型エコミュージアムの全市的な活動の展開として、市域を「まるごと博物館」に見立て、市域全体に点在する文化財の保護と活用に取り組んでいきます。

（注1）エコミュージアム：伝統的な博物館とは異なり、地域の一定の空間を博物館ととらえ、現地で歴史・文化・自然などに関わる遺産を展示し、当該地域の発展に寄与することを目的とした概念の博物館

<目標指標>

指 標	計画策定時の状況 (平成 22 年度)	前期実績値 (平成 26 年度)	中期実績値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 4 年度)
市の芸術文化施設で実施される事業の入場者率	84%	87%	86%	90%
歴史・文化財関連の見学者・参加者数	52,348 人	66,198 人	71,751 人	72,000 人

<関連する個別計画>

- ・生涯学習プラン
- ・教育ビジョン
- ・公共施設維持保全計画

<主要事業>

1 三鷹市ゆかりの文化人の顕彰	スポーツと文化部
三鷹市にゆかりの深い、山本有三、太宰治、神沢利子、吉村昭、津村節子などの文学者について顕彰事業に取り組みます。 太宰治については、貴重な資料等を展示・公開するため、暫定的に、三鷹市美術ギャラリーの展示室の一部を活用します。 吉村昭については、書斎の移築・公開に向けた検討を進めます。	

2 地域文化財の保護・活用	スポーツと文化部
大沢の里郷土文化施設（大沢の里古民家及び大沢の里水車経営農家）及び三鷹歴史文化財展示室「みたかえる」を「三鷹型エコミュージアム～三鷹まるごと博物館～」の中核施設と位置付け、一体的な事業展開を図るとともに、市域全体の文化財の保護と活用に取り組みます。また、地域文化財の公開及び活用する仕組みづくりを、市民との協働により推進します。	

3 「みたか・子どもと絵本プロジェクト」の推進と「星と森と絵本の家」の特色ある運営	スポーツと文化部
身近な地域で絵本と出会い楽しさを体験できる環境と、子どもと絵本をつなぐ活動の担い手を広げる「みたか・子どもと絵本プロジェクト」を推進します。 プロジェクトの拠点である「星と森と絵本の家」では、国立天文台との連携と市民との協働により、絵本との出会いや、科学的関心の基礎となる「知的好奇心」を高める取り組みを推進します。	

4 市立アニメーション美術館を活かしたまちづくりの推進と観光施策との連携	スポーツと文化部
市立アニメーション美術館を中心とした公園や道路などの周辺環境の整備を行うとともに、商店街や学校教育等と連携しながら、まちづくりを推進します。 みたか都市観光協会や商業関係団体等と連携を図り、観光資源を活用した多様な芸術・文化事業を開催し、芸術・文化、観光、商業などによるまちの活性化を推進します。	

5 芸術文化の担い手の育成、教育普及活動の推進	スポーツと文化部
三鷹の芸術文化の振興と市民の文化活動の活性化をめざし、芸術文化の担い手の育成に努めます。子どもたちに芸術文化の楽しさを体験する機会を提供し、児童・青少年の健全育成に取り組むとともに、学校や関係団体等とも連携を図りながら教育普及活動を推進します。 ジュニア・オーケストラの活動支援や、三鷹市芸術文化協会との協働による市民文化祭の開催により、広く市民に対して芸術文化の鑑賞機会や活動の場を提供します。	

第 8 部

ふれあいと協働で進める市民自治のまちをつくる

第 1 コミュニティの展開と協働のまちづくりの推進

<施策の方向>

コミュニティ創生の次なるステップに向け、多様な主体が協働・連携し、多世代交流や地域のつながり、支え合いを深める取り組みを進めます。また、ともに支え合う地域社会を生み出すため、「コミュニティ創生」関連の事業を展開しながら、地域課題の解決をめざします。

市のコミュニティ行政は、昭和 46 年にはじめて提唱されて以来、住民協議会や町会・自治会等地域自治組織と協働した取り組みを進め、コミュニティ・センターを活動拠点とした地域福祉や環境、防災など、市の施策展開において不可欠なものになっています。そして近年は、地域の課題を住民同士の「支え合い」による新たな「共助」と協働の仕組みで解決していく「コミュニティ創生」の取り組みによって、地域の絆を強化し、地域力の向上を図る取り組みを重点的に推進していくことが求められています。

市民活動の支援や市民参加の推進等を担う市民協働センターでは、市民、NPO、事業者等の相互連携・協働を推進・サポートする施設として機能をより強化することが求められています。また、三鷹ネットワーク大学推進機構では、大学等の教育・研究機関、企業や NPO 法人等の多様な会員団体と連携し、会員の持つ知的資源を活用しながら、「教育・学習機能」「研究・開発機能」「窓口・ネットワーク機能」を推進するとともに、学びの面から地域で活躍する人財を養成し、新たな政策課題の解決に向けた取り組みを進める必要があります。

<目標指標>

指 標	計画策定時の状況 (平成 22 年度)	前期実績値 (平成 26 年度)	中期実績値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 4 年度)
コミュニティ・センター、 地区公会堂の利用者数	837,244 人	877,236 人	977,210 人	990,000 人
市民協働センターの利用者数	57,681 人	60,271 人	52,070 人	62,000 人
市内の NPO 認定団体の数	74 団体	81 団体	87 団体	98 団体
三鷹ネットワーク大学推進 機構の講座申込者数	11,256 人	12,385 人	11,900 人	14,000 人

<主要事業>

1 コミュニティ活動の新たな展開に向けた取り組み	生活環境部
住民協議会や町会・自治会等の地域コミュニティを支える人財の確保は、高齢化などにより大きな課題となっていることから、こうした組織の活動を支援するための新たな仕組みや組織づくりに取り組みます。さらに、各地域ケアネットワークやコミュニティ・スクール等との連携・協働を進め地域活動の活性化を図るとともに、災害時における地域コミュニティのあり方について検討を進めます。 また、「がんばる地域応援プロジェクト」（注1）等を活用し、町会・自治会等といった地域自治組織が行う活動の活性化を支援するとともに、コミュニティ活動の担い手の育成をめざします。 （注1）がんばる地域応援プロジェクト：町会等地域自治会が地域の活力を生み出すための先導的な活動に対して助成する事業	
2 地域の人財育成の推進	生活環境部
住民協議会や町会・自治会等、市民活動団体を対象とした研修及び三鷹「まち活」塾の実践を通して、地域でのニーズや課題に対し、総合的な視点から取り組みを推進できるような地域の人財の発掘・育成を進めます。	
3 市民参加手法の検討・推進	企画部
基本構想の改定や第5次基本計画の策定を見据え、未来の三鷹を市民と行政が共に考え、創りあげていけるような新たな参加と協働の仕組みづくりに取り組みます。この新たな仕組みでは、幅広い世代の市民ボランティアで「参加と協働支援チーム」を創り、そこに市職員も協働して地域に出向き、地域で活動している市民や団体等との対話を通して地域課題の発見や課題解決に向けたプロセスを共有していきます。「参加と協働支援チーム」が主体的及び継続的に活動できるよう支援するとともに、地域の多様な市民が参加できるような取り組みを進めます。また、ソーシャルメディアを活用した市民意見の収集・分析など新たな市民参加手法を取り入れ、市民参加への機運醸成や参加しやすい環境づくりを進めます。	
4 三鷹ネットワーク大学推進機構との協働の推進	企画部
三鷹まちづくり総合研究所による新たな政策課題の発見、地域人財の育成等を目的とした「まちづくり研究員」による調査・研究のほか、市民の社会貢献活動への参加、健康づくり等を促進し地域での活動の幅を広げるため、「ボランティア・ポイント制度（仮称）」を検討するための研究会を設置するなど、三鷹のブランド力の向上に向けた取り組みを積極的に推進します。また、ソーシャルメディアの活用やAI等による分析システムの開発に向けた検討を進めるなど、教育・研究機関や企業と連携した「民学産公」協働研究事業の更なる充実を図ります。	

5 「学び」と「コミュニティ」が融合したまちづくりの推進	全庁
少子高齢化の進展により、地域における活動やコミュニティの担い手の不足が課題となっています。また、地域では、生涯学習や地域活動、ボランティア活動、レクリエーション活動、趣味の活動など、さまざまな活動が市民の「学び」として行われています。そこで、「学び」の場に参加している市民、市内で活動している団体と、住民協議会や町会・自治会等が、地域コミュニティにおいてつながるよう、「学び」と「コミュニティ」が融合した、活動の循環と世代間の継承のための新たな仕組みづくりを検討します。その際、地域で主体的に取り組まれている「学びと活動」の実態調査や活動している市民、団体等の声を取り入れ、住民協議会の役割も含めて将来を見据えた地域の活性化につながる具体的な方策の研究を進めます。	



まちづくりディスカッション協定式



がんばる地域応援プロジェクト発表会



三鷹ネットワーク大学

第2 「21世紀型自治体」の実現と都市自治の確立

<施策の方向>

市民自治を推進するために、自治基本条例に基づく自治の仕組みの円滑な運用を図るとともに、地域のあらゆる資源を活用し、民学産公による参加と協働のまちづくりを総合的に展開します。また、数量的な行政のスリム化と行政サービスの質の向上を図りつつ、都市としてのブランド力を高めて、市民や企業から選ばれる「都市経営」の視点を取り入れた取り組みを推進します。

平成18年4月に自治基本条例を施行し、自治の定着と自治の推進を図るため、パブリックコメント制度や市民会議・審議会の活性化等の取り組みにより、多面的・多層的な市民参加を推進してきました。同時に、市政運営の情報公開や個人情報の保護など市民生活を守る取り組みも進めています。

その一方で、厳しい財政状況の中で持続可能な「都市経営」を推進するため、公共サービス水準の適正化を図りながら職員定数の継続的な見直しや人財育成、広域的な都市連携の強化などの行財政改革の取り組みを進めることが求められています。

そのような中で、クレジット・電子マネー収納など新たな納付方法の調査・検討、市税収納率の一層の向上のほか、市の交付円滑化計画に基づくマイナンバーカードの普及促進やコンビニ交付の拡充など、基礎自治体として市民の利便性を高める取り組みの継続が重要となっています。

今後は、自然災害により自治体が果たすべき防災対策の重要性が高まっていることを受け、公共施設等が担う各防災拠点としての役割や連携手法を検討するとともに、公共施設に求められる機能の水準を明確にするなど、高い防災機能を有する強靱なまちの構築が求められています。

<目標指標>

指 標	計画策定時の状況 (平成22年度)	前期実績値 (平成26年度)	中期実績値 (平成30年度)	目標値 (令和4年度)
経常収支比率	90.4%	86.4%	89.4%	概ね80%台を維持 (特殊要因による場合にあっても90%台前半に抑制)
実質公債費比率	4.1%	3.7%	2.3%	概ね5%を超えないこと
人件費比率	17.2%	15.2%	14.4%	概ね20%を超えないこと

<関連する個別計画>

- ・ 公共施設等総合管理計画
- ・ 公共施設維持・保全計画
- ・ 人財育成基本方針
- ・ 特定事業主行動計画
- ・ 都市経営アクションプラン

<主要事業>

1 防災都市づくりの検討とファシリティ・マネジメントの推進	全庁
高い防災機能を有する強靱なまちを構築するため、市庁舎等を含めた公共施設が災害時の拠点として担う機能に加えて、地域での支え合いや環境への配慮など、さまざまな機能が連携・融合する総合的な防災都市づくりに向けた検討を進めます。その中で、防災都市の実現に向けたハード面での総合的な取り組みと今後の防災拠点のあり方について検討を行い、「防災都市づくり方針（仮称）」としてとりまとめます。 また、防災拠点としての位置付けや施設の劣化調査の結果等を踏まえ、公共施設の建替え・改修の基本的な方針と優先順位の考え方等を示した「新都市再生ビジョン（仮称）」を策定するとともに、トータルコストの縮減と財政負担の平準化を図りながら、効果的・効率的な維持保全を推進します。	

2 「都市経営」の視点を取り入れた行財政改革の推進	企画部
持続可能な自治体経営のもと、実効性のある計画行政を推進するため、「都市経営アクションプラン」に基づき、数量的な行政のスリム化と市民満足度の向上の両立を図りながら、「都市経営」の視点を取り入れ、市が保有するさまざまな資産を活用し、まちの価値や魅力を高め、三鷹のまち全体のブランド力を向上させることで、市民や企業から選ばれるまちづくりを進めます。 また、企業などで取り組んでいる経営評価手法等を調査・研究し、目標や事業の取り組み状況の分かりやすい表し方等の工夫を含め、新たな行政評価制度の構築を進めます。職員提案制度や職員表彰制度は、さまざまな施策に職員が参加できるような仕組みとなるよう抜本的に見直します。	

3 公有地の資産活用に向けた売却計画等の再調整	企画部 都市再生部
公共施設や市有地等の公共財産について、民間活力による運用も視野に入れながら利用目的等を検証し、資産活用の効率性の向上について検討を進めます。 三鷹中央防災公園・元気創造プラザに集約した施設の跡地である井口特設グラウンドや総合保健センター跡地は、市債の償還に充てるために売却を予定していましたが、売却を見込まない償還計画へ見直しを行います。財源確保の観点からの土地の売却や、資産の有効活用とともに、防災・減災のまちづくりの視点から、今後のあり方について検討を進めます。	

4 「三鷹市人財育成基本方針」等に基づく職員力の向上	総務部
市民ニーズや社会状況の変化に的確に対応するために職員力の一層の向上が求められることから、「三鷹市人財育成基本方針」を改定し、知識、能力や専門性を高めるとともに、職員力を発揮しやすい人事制度の構築などに取り組みます。 また、職員のライフ・ワーク・バランスを積極的に推進することで、職員一人ひとりが高いモチベーションを持って働くことのできる職場づくりをめざします。	

5 柔軟で機動的な組織づくりと執務環境の改善	企画部・総務部
第4次基本計画（第2次改定）の主要事業をはじめとした政策を着実に推進するとともに、国等の制度改正や、社会情勢の変化に迅速に対応するため、柔軟で機動的な組織づくりを進めます。 また、限られた執務スペースにおいて効率的な業務や組織見直しに対応するため、会議室のあり方やフリーアドレス制の検討など、庁舎全体で執務環境の改善を図ります。	

6 事務処理におけるリスクの評価・管理に係る体制の整備	企画部・総務部
適正かつ効率的に行政サービスの提供を行うため、事務処理におけるリスクの評価や管理などに関する基本的な方針を定め、不正な事務処理等の発生を防止する組織的な体制を整備します。 また、法令や社会規範の順守について、市長をはじめとするすべての職員が主体的に取り組むことにより、市民からより一層信頼される市役所の実現をめざします。	

7 市民サービスの新たな展開に向けた検討	全庁
高齢化の進展による人口構成の変化や社会構造の変化を見据え、市民にとって身近で利便性の高い行政機能の新たな展開を検討します。検討にあたっては、市政窓口機能を中心とした行政手続きや医療・介護等の相談対応などの市役所機能の分散化・ネットワーク化を検討するとともに、コミュニティ・センターなど既存の施設の機能転換や市民へのアウトリーチ支援などの行政サービスのあり方に関する研究などを通して、多様な視点から取り組みを進めます。	

8 新たな時代に向けた広報戦略の検討	企画部
必要な情報を適時・適切に必要な方へ届けるため、既存の広報媒体のみならず、最新の技術革新の動向を注視するとともに地域資源の活用なども検討し、さらなる情報発信の強化に努めます。 近年、広報紙やホームページ等の既存の広報媒体を補完し、相乗効果を発揮する新たな広報媒体として急速に普及が進むTwitter（ツイッター）やFacebook（フェイスブック）などの民間ソーシャルメディアについて、より有効かつ安全な活用を図るため「三鷹市ソーシャルメディア活用ガイドライン（仮称）」を策定します。 また、市のブランド力向上をめざし、シティプロモーションの視点を持った戦略的な広報活動を推進します。	

9 まちづくり応援寄付（ふるさと納税）の推進	企画部
市への寄付の拡大に向けて、市内事業者などの協力を得ながら、体験型の返礼品や魅力ある地場産品を新たに導入します。また、市の取り組みを市内外の方から応援していただけるよう、クラウドファンディングの手法を活用し、市への寄付の増額を図ります。	

10 外郭団体等に対する連携のあり方の検討	企画部・総務部
高い専門性や特性を有する外郭団体等との連携により、多様な市民ニーズに対応するとともに、行政サービスの質の向上を図ります。また、各団体との協働運営の推進を通して、まちの魅力を高める新たな事業やサービスの展開を検討します。 外郭団体等に支出している補助金については、事業の実施効果などの検証を行いつつ、団体等における経営体制を強化し自主性や自立性の向上を図ります。 さらに、固有職員の人財育成や市との人事交流による人財活躍などを支援し、市民満足度の向上に大きく寄与する団体運営を実現します。	

11 姉妹友好市町村等との交流の推進	企画部
市と交流のある姉妹友好市町村との相互の理解と親善を深め、文化・産業・スポーツ等の交流を進めることで、市民レベルでの友好を深め、まちの活性化をめざすことのできる地域間連携を推進します。定期的な交流事業の実施に加えて、三鷹市市制施行70周年（令和2年）を契機として交流活動の積極的な展開に取り組み、さらなる関係の活性化を図ります。	

12 新たな三鷹市史の編纂に向けた検討	企画部 スポーツと文化部
平成12年度（2000年度）に刊行した市史（通史編、補・資料編）について、これまでの市政の歴史を振り返り、三鷹の文化や取り組みの変遷をまとめた新たな市史を市制施行80周年の刊行に向けて編纂に取り組みます。 検討にあたっては、今後のまちづくりに活かされる内容とし、市民から親しまれ、より多くの人に活用されることをめざして取り組みます。	

13 マイナンバーカードの普及促進による市民サービスの向上	市民部・企画部
市が策定したマイナンバーカードの交付円滑化計画に基づき、国の普及策等との連携を図りながら、出張申請や申請サポートなどカードの普及促進に取り組んでいきます。カードの普及に合わせ、全国に展開するコンビニエンスストアでの各種証明書の交付サービスのさらなる拡充に努めるとともに、これまで交付サービスの中心であった自動交付機については、円滑なサービス終了に向け、段階を踏んでコンビニ交付への移行を進めていきます。また、自治体ポイント制度を活用した市独自のサービス提供について調査・検討します。	

第Ⅲ編

三鷹市まち・ひと・しごと創生総合戦略

第1章

改定にあたって

1 まち・ひと・しごと創生法と総合戦略

国では、急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度な集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくことを目指し、平成26年に「まち・ひと・しごと創生法」を制定しました。この法律では、①国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成【まち】、②地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保【ひと】、③地域における魅力ある多様な就業の機会の創出【しごと】、を一体的に推進することが重要であるとされており、まち・ひと・しごと創生に関する目標や施策の基本的方向性等について、国が「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を定めることとされています。また、都道府県と市区町村も、それぞれの区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策について、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を定めるよう努めなければならないこととされています。

2 国と東京都の動向

国は、令和元年12月、これまでの5年間の取り組みの検証を踏まえ、「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン（令和元年改訂版）」と、「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」を閣議決定し、都道府県及び市区町村に対して、次期「地方版総合戦略」を策定するよう、地方自治法に基づく「技術的な助言」を行いました。

また、東京都では、平成27年10月に令和2年度までを計画期間とした『『東京と地方が共に栄える、真の地方創生』の実現を目指して～東京都総合戦略～』を策定しています。

3 三鷹市まち・ひと・しごと創生総合戦略の改定の考え方

市では、国が平成26年に制定した「まち・ひと・しごと創生法」に先行し、地方創生の核ともなる取り組みである「都市再生」と「コミュニティ創生」を、第4次基本計画（平成23年度策定）の最重点プロジェクトに位置づけ、積極的に事業を進めてきました。また、第4次基本計画では、「子ども・子育て支援」や「健康長寿社会」、「地域活性化」などを重点プロジェクトとしており、国が示す「まち・ひと・しごと創生」の方向性と一致する施策展開を図ってきました。

したがって、平成27年度に策定した「三鷹市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）」は、平成26年度に実施した将来人口推計をベースに提示した「三鷹市人口ビジョン」及び「第4次基本計画（第1次改定）」における課題認識を踏まえた基本目標を設定し、目標達成に向けた具体的な施策については、「第4次基本計画（第1次改定）」の関連事業を再編するなど、「第4次基本計画（第1次改定）」に含める形で策定しました。

当初策定した総合戦略の対象期間は、令和元年度が最終年度となっていました。市では基本計画に含める形で総合戦略を策定したことから、基本計画との整合性をとるため、基本計画の改

定にあわせて総合戦略を改定することとしました。

今回の総合戦略の改定においても、第4次基本計画（第2次改定）における課題認識を踏まえた基本目標とするとともに、これに対する数値目標を設定します。

4 人口ビジョン

第4次基本計画（第2次改定）の「人口の将来推計と展望」（「第1編 総論」の第2章（P9～P14））を「三鷹市人口ビジョン」として位置付け、まち・ひと・しごと創生の実現に向けた効果的な施策を企画立案する上で重要な基礎とします。

第2章 総括

1 三鷹市まち・ひと・しごと創生総合戦略の位置づけ

この総合戦略は、まち・ひと・しごと創生法第10条に定める「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」として策定しているものです。

今般の改定にあたっては、人口の現状と将来展望を提示した「三鷹市人口ビジョン」や第4次基本計画（第2次改定）を踏まえるとともに、平成30年度に実施した「第4次三鷹市基本計画の第2次改定等に向けた市民満足度・意向調査」の結果等を反映し、基本目標や具体的な施策などをまとめています。

2 対象期間

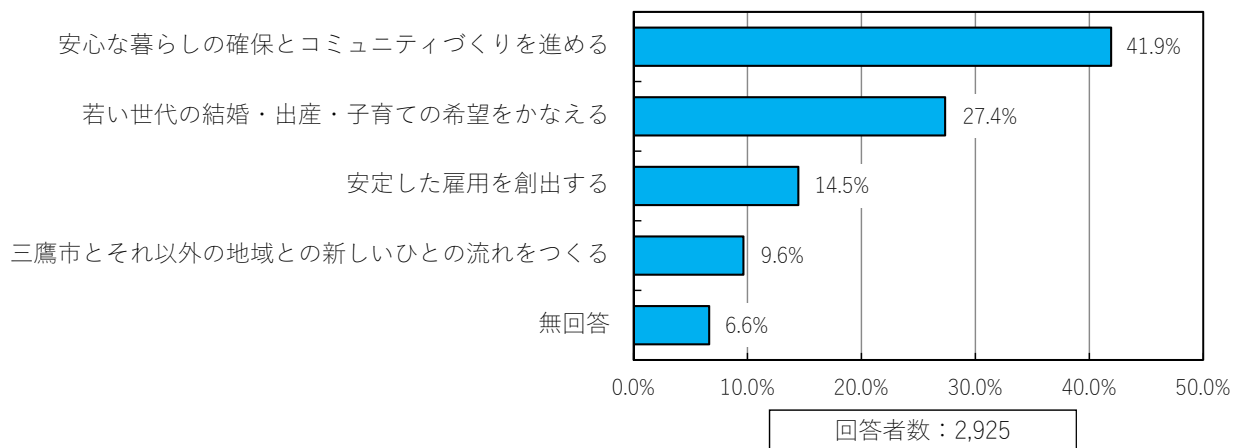
令和元（2019）年度から令和4（2022）年度までの4年間とします。

3 市民アンケート調査の結果（平成27年度実施）

市では、平成27年度に総合戦略を策定する際、どのような項目を優先的に取り組むべきか市民アンケートを実施しました。結果は下表のとおりです。

今般の改定は、引き続き本調査の結果を踏まえて行いました。

◇地方創生の優先項目



第3章

三鷹市総合戦略における基本目標

第4次基本計画（第2次改定）及び「三鷹市人口ビジョン」等を踏まえ、令和元年度から令和4年度までの総合戦略の基本目標を、次のとおり設定します。

基本目標1 地域ぐるみで子どもの個性を尊重し、成長を支えるまちづくり

基本目標2 市民がともに支え合い、健康で心ゆたかに生きがいを持って活躍できるまちづくり

基本目標3 地域の特色を活かした持続可能で魅力あるまちづくり

この基本目標は、市民一人ひとりの考えに合った生き方が実現できるまちをめざし、基礎自治体としての市が積極的に支援に取り組むことを念頭に設定しています。

なお、「地方版総合戦略」の策定に当たり、自治体は、「まち・ひと・しごと創生法」の基本理念にのっとり、国との適切な役割分担のもと、実情に応じた自主的な施策を策定することとされています。また、市区町村は、国の総合戦略や都道府県の総合戦略を勘案することとされています。

そのため、国の第2期総合戦略の目標（「多様な人材の活躍」や「新しい時代の流れを力にする（Society5.0の推進や誰一人取り残さないSDGsの理念に沿った取り組み）」等）を横断的に捉えた取り組みを推進することとします。

◇ 国の総合戦略

～地方創生の目指すべき将来～

- ① 将来にわたって「活力ある地域社会」の実現
- ② 「東京圏への一極集中」の是正

～基本目標～

- ① 稼ぐ地域をつくるとともに、安心して働けるようにする
- ② 地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる
- ③ 結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- ④ ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる

～横断的な目標～

- ① 多様な人材の活躍を推進する
- ② 新しい時代の流れを力にする

◇ 都の総合戦略

～基本的な考え方～

「東京と地方が共に栄える、真の地方創生」の実現

～基本目標～

- ① 世界をリードし、発展し続ける国際都市・東京
- ② 誰もが希望を持ち、健やかで生き生きと暮らせる都市・東京
- ③ 安全・安心で、将来にわたって持続可能な都市・東京

第4章

三鷹市総合戦略における施策の方向と個別事業

◆基本目標1 地域ぐるみで子どもの個性を尊重し、 成長を支えるまちづくり



数値目標 子ども・子育て支援施策に不満があると回答した人の割合

実績値 (平成 26 年度)	実績値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 4 年度)
11.4%	9.4%	7.0%

※ 「市民満足度・意向調査」の調査年度に合わせた年次設定としている。

○参考（平成 30 年度実績値内訳）

(n=1,667)	不満	やや不満	ふつう	まあ満足	満足	無回答
n 値	53 人	104 人	733 人	387 人	134 人	256 人
% 値	3.2%	6.2%	44.0%	23.2%	8.0%	15.4%

1 施策の方向

すべての子どもと子育て家庭が生き生きと安心して生活できるよう、地域ぐるみで子ども一人ひとりの個性を尊重しながら成長を支えるまちづくりを進めます。

地域における子ども・子育て支援を担う新たな人財の確保・育成を中心とした子育て環境の整備や、「コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育」等を通して、子ども一人ひとりのニーズに応じ、きめ細かな子育て支援や個別最適化された教育の実現に向けて取り組みます。また、家庭・地域生活と仕事の調和のとれた社会の実現に向けてライフ・ワーク・バランス推進施策を積極的に展開し、親の妊娠期から出産・子育て期の希望を叶えるまちづくりを推進します。

2 重要業績評価指標（K P I（注1））と個別事業

(1) K P I

（注1）Key Performance Indicators の略で、施策ごとの進捗状況を検証するために設定する指標です。市では、基本計画における目標指標等を設定しています。

指標	実績値 (平成 26 年度)	実績値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 4 年度)
合計特殊出生率	1.16	1.29	1.43
保育園待機児童数	209 人（注2）	114 人（注3）	0 人
学童保育所待機児童数	66 人（注2）	59 人（注3）	0 人
市立小学校卒業者の市立中学校への進学者数の割合	81.1%	77.4%	82.0%

（注2）平成 27 年 4 月 1 日時点の人数

（注3）平成 31 年 4 月 1 日時点の人数

(2) 個別事業（注4）

（注4）事業の並び順は、基本計画の体系の構造順であり、事業の優先順位をしめたものではありません。以下同じ。

◇第1部第3 男女平等参画社会の実現（基本計画 P44）

5 ライフ・ワーク・バランスのさらなる推進

◇第5部第5 健康づくりの推進（基本計画 P98）

1 妊娠期からの切れ目のない支援の推進

◇第6部第1 子ども人権の尊重（基本計画 P100）

1 地域ぐるみの子ども・子育て支援の推進
2 児童虐待への適切な対応
3 児童養護施設と連携した社会的養育体制の強化
4 子どもの貧困対策の推進

◇第6部第2 子育て支援の充実（基本計画 P102）

1	子育て世代包括支援センター機能の充実
2	地域子ども・子育て支援事業の充実
3	地域における総合的な子どもの居場所・遊び場づくり
4	保育人財の確保・育成の強化
5	学童保育所の待機児童解消及び質の向上
7	保育園の待機児童解消への取り組み
8	保育の質の向上と多様なニーズに対応した保育サービスの充実
9	子ども・若者支援の推進
10	子育てしやすい環境の充実

◇第6部第3 魅力ある教育の推進（基本計画 P106）

1	コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育のさらなる推進
3	個性や特性を最大限に発揮できる教育方法の推進
4	教育支援の充実

◇第6部第4 安全で開かれた学校環境の整備（基本計画 P108）

1	学校施設の長寿命化と施設環境の整備
2	児童・生徒数の増減に対応した適正な学習環境の確保

◇第7部第3 芸術・文化のまちづくりの推進（基本計画 P116）

3	「みたか・子どもと絵本プロジェクト」の推進と「星と森と絵本の家」の特色ある運営
---	---

◆基本目標 2 市民がともに支え合い、健康で心ゆたかに 生きがいを持って活躍できるまちづくり



数値目標 「コミュニティ創生プロジェクト」に不満があると回答した市民の割合

実績値 (平成 26 年度)	実績値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 4 年度)
11.1%	10.7%	7.0%

※ 「市民満足度・意向調査」の調査年度に合わせた年次設定としている。

○参考（平成 30 年度実績値内訳）

(n=1,667)	不満	やや不満	ふつう	まあ満足	満足	無回答
n 値	55 人	124 人	788 人	390 人	98 人	212 人
%値	3.3%	7.4%	47.3%	23.4%	5.9%	12.7%

1 施策の方向

高齢者、障がい者、外国人等、すべての市民が地域において健康で心ゆたかに生きがいを持って活躍できるよう、誰一人取り残さない、ともに支え合う地域社会を創出します。

地域のコミュニティを支える人財の確保が大きな課題となっており、これまでのコミュニティ行政の実績を踏まえつつ、これからの時代にふさわしい新たなコミュニティ行政のあり方を考えていく大きな転換期を迎えています。

そのため、「質の高い防災・減災まちづくり」の視点を基本としながら、住民同士の「支え合い」による新たな「共助」の仕組みや組織づくりにより地域の課題を解決していく「コミュニティ創生」の取り組みを進め、地域の絆を強化し、地域力を向上させます。

2 K P I と個別事業

(1) K P I

指標	実績値 (平成 26 年度)	実績値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 4 年度)
通訳・翻訳ボランティア、防災ボランティア登録者数	205 人	255 人	300 人
高齢者社会活動マッチング推進事業の会員数	2,554 人	2,975 人	3,500 人
認知症サポーターの養成者数	5,542 人	9,100 人	11,500 人
学校支援ボランティアの参加者数	17,807 人	25,819 人	26,000 人

(2) 個別事業

◇第 1 部第 1 国際化の推進（基本計画 P40）

1 外国籍市民等の日常生活支援の充実
3 多言語による情報提供の充実
4 外国籍市民等への災害時・緊急時の対応強化

◇第 1 部第 2 平和・人権施策の推進（基本計画 P42）

2 人権意識の総合的啓発

◇第 1 部第 3 男女平等参画社会の実現（基本計画 P44）

1 男女平等参画に関する市民意識の向上
2 配偶者等からの暴力や男女平等参画を阻害するさまざまな暴力の防止と被害者支援の推進
3 人権としての性の尊重
4 男女平等参画に関する相談窓口の充実

◇第 2 部第 1 情報環境の整備（基本計画 P48）

1 都市防災機能強化のための通信環境の整備と情報伝達手段の多重化
5 情報バリアフリーの実現

◇第 2 部第 4 - 1 商業環境の整備（商業環境の充実）（基本計画 P60）

2 買物環境の整備

◇第2部第5 消費生活の向上（基本計画 P64）

1 消費者活動センターの機能充実の検討
2 消費者教育の充実及び消費者被害防止の推進

◇第3部第3-1 住環境の改善（住環境の改善）（基本計画 P74）

2 分譲マンション維持管理啓発事業等の推進
3 バリアフリーのまちづくりの推進

◇第3部第3-2 住環境の改善（安全安心のまちづくり）（基本計画 P76）

1 安全安心・市民協働パトロール体制の拡充
2 振り込め詐欺等の特殊詐欺対策の強化
3 防犯カメラの設置等による地域防犯力の向上

◇第3部第4 災害に強いまちづくりの推進（基本計画 P78）

3 自主防災組織及び各種コミュニティによる地域防災力の強化
4 防災関係機関の連携の強化
5 災害時における情報伝達体制の強化
6 浸水ハザードマップの更新及び土砂災害ハザードマップの作成
7 デジタル技術等を活用した防災・減災まちづくりの推進
8 被災者支援対策の強化

◇第3部第5 都市交通環境の整備（基本計画 P82）

1 みたかバスネットの抜本的な見直し

◇第4部第2 資源循環型ごみ処理の推進（基本計画 P86）

5 ごみの排出支援サービス等の充実に向けた検討

◇第4部第3 水循環の促進（基本計画 P88）

4 都市型水害対策の推進

◇第5部第1 地域福祉の推進（基本計画 P90）

1 地域ケアネットワーク推進事業の充実と発展
2 災害時避難行動要支援者支援事業の推進
3 福祉人財の養成と活動支援
4 さまざまな分野にまたがる課題や制度の狭間の課題を抱える方への取り組み

◇第5部第2 高齢者福祉の充実（基本計画 P92）

1 在宅医療・介護連携の推進
3 認知症高齢者の支援
4 健康づくりと介護予防のための取り組みの推進

◇第5部第3 障がい者福祉の充実（基本計画 P94）

1 心のバリアフリーの推進
2 障がい者の就労の推進
3 障がい者（児）の自立生活支援に向けた地域移行・地域定着支援の充実
4 障がい児支援の充実
5 障がい者福祉施設の整備

◇第5部第4 生活支援の充実（基本計画 P96）

1 生活保護制度の適正な運用
2 生活保護受給者の自立支援の充実
3 生活困窮者自立支援事業の推進
4 国保財政健全化等による持続可能な国保制度の実現

◇第5部第5 健康づくりの推進（基本計画 P98）

2 がん検診の充実と各種検診事業の推進
3 自殺予防を含めたこころの健康づくりの推進

◇第6部第3 魅力ある教育の推進（基本計画 P106）

2 「スクール・コミュニティ」の創造に向けた仕組みづくり

◇第6部第4 安全で開かれた学校環境の整備（基本計画 P108）

3 学校の地域拠点化の推進

◇第8部第1 コミュニティの展開と協働のまちづくりの推進（基本計画 P118）

1 コミュニティ活動の新たな展開に向けた取り組み

◆基本目標 3 地域の特色を活かした持続可能で 魅力あるまちづくり



数値目標 三鷹市に住み続けたいと思う市民の割合

実績値 (平成 26 年度)	実績値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 4 年度)
91.1%	90.6%	93.0%

※ 「市民満足度・意向調査」の調査年度に合わせた年次設定としている。

○参考（平成 30 年度実績値内訳）

(n=1,667)	これからも 住み続けたい	当分は 住みたい	あまり住み たくない	すぐにも 転出したい	わからない	無回答
n 値	1,063 人	448 人	62 人	6 人	64 人	24 人
%値	63.8%	26.9%	3.7%	0.4%	3.8%	1.4%

1 施策の方向

未来を担う子どもたちをはじめとしたすべての市民、さらには市外に住む人にも、三鷹というまちで「働きたい」、「学びたい」、「住みたい」と思ってもらえる、持続可能で魅力あるまちづくりを進めます。

農業、工業、商業等さまざまな産業分野において、三鷹ならではの魅力を伸ばすとともに、新たな発想による施策を展開します。

福祉・生涯学習・芸術文化など地域活動に取り組む人財の確保・育成を図るとともに、地域での活躍の場を創出し、地域の活性化や課題解決に取り組みます。また、未来の三鷹を市民と行政が共に考え、創りあげていけるような新たな市民参加の手法として、幅広い世代の市民と市職員が、魅力発掘や地域課題の解決に向けて取り組む手法を検討・実践します。

今後到来する Society5.0 社会に向けて、より安全安心な地域社会の実現、より利便性の高い市民サービスの提供等、効率的で効果的なデジタル技術の活用を図るとともに、三鷹駅前地区の再開発等の地域の特色を活かしたまちづくりを進め、三鷹の魅力向上に取り組みます。

2 K P I と個別事業

(1) K P I

指標	実績値 (平成 26 年度)	実績値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 4 年度)
農家の直接販売所数	147 か所	150 か所	維持
従業者数（事業所単位）（注 1）	57,640 人 (平成 24 年度)	56,139 人 (平成 28 年度)	60,000 人 (令和 3 年度)
観光案内所訪問者数	28,265 人	30,996 人	32,000 人
三鷹駅南口中央通り東地区再開発 推進事業	—	—	都市計画決定
地域活動に取り組んでいる 市民の割合（注 2）	18.9%	15.7%	20.0% (令和 4 年度)

（注 1） 経済産業省「経済センサス」の調査年度に合わせた年次設定としている。

（注 2） 「市民満足度・意向調査」の調査年度に合わせた年次設定としている。

(2) 個別事業

◇第 1 部第 1 国際化の推進（基本計画 P40）

2 市民の国際理解意識の向上・深化
5 「多文化共生センター（仮称）」の整備に向けた取り組み

◇第 1 部第 2 平和・人権施策の推進（基本計画 P42）

1 平和事業の積極的な推進
3 次世代につなぐ戦争・平和関連資料の活用に向けた検討
4 「平和への思い」の継承に向けた仙川公園の名称変更
5 世界連邦運動協会活動への支援

◇第 2 部第 1 情報環境の整備（基本計画 P48）

2 デジタル技術を活用した地域課題解決に向けた取り組みの推進

◇第2部第2 都市型農業の育成（基本計画 P52）

1 農地制度の活用などによる農地の保全
2 営農環境改善の推進
3 農業経営の改善と農業の担い手の育成
4 農産物の地産地消の推進
5 都市農業の魅力向上の推進
6 市民農園の拡充

◇第2部第3 都市型産業の育成（基本計画 P56）

1 「都市型産業誘致条例」等に基づく企業立地支援
2 工場移転や周辺環境に配慮した設備導入等への支援
3 「三鷹市導入促進基本計画」に基づく事業者の生産性の向上支援
4 SOHO CITY みたかの推進
5 都市型産業における人財育成と交流の場の創出
6 事業承継及び災害時における事業継続に対する支援

◇第2部第4-1 商業環境の整備（商業環境の充実）（基本計画 P60）

1 「商店街の活性化及び商店街を中心としたまちづくりの推進に関する条例」に基づく施策の推進
3 三鷹駅前地区のにぎわいの創出

◇第2部第4-2 商業環境の整備（都市型観光の推進）（基本計画 P62）

1 ジブリ美術館、井の頭公園及び文学者ゆかりの地への来訪者を活かした観光振興
2 コミュニティツーリズムと広域連携の推進
3 ICT 技術を活用した観光の振興
4 地域資源の発掘、活用による三鷹ブランドの創出・推進
5 大規模な会議等と連携した魅力発信

◇第2部第5 消費生活の向上（基本計画 P64）

3 多様な働き方への支援

◇第2部第6 再開発の推進（基本計画 P66）

1 三鷹駅前地区再開発の推進
3 三鷹台駅前等のまちづくりの推進
4 北野の里（仮称）のまちづくりの推進

◇第3部第1 安全で快適な道路の整備（基本計画 P70）

3 みちづくりと一体となったまちづくりの推進

◇第3部第2 緑と水の快適空間の創造（基本計画 P72）

1 緑と水のネットワーク及び連続空間の創出
2 ふれあいの里の整備及び周辺の景観づくりの推進
3 災害に強く安全で安心な特色ある公園・緑地の整備

◇第3部第3－1 住環境の改善（住環境の改善）（基本計画 P74）

1 都市計画制度の活用による良好な都市環境の形成（用途地域等の見直し）
4 空き家等対策の推進
5 地区計画制度等の活用

◇第4部第1 環境保全の推進（基本計画 P84）

1 防災エコタウン開発奨励事業（仮称）の推進

◇第5部第2 高齢者福祉の充実（基本計画 P92）

2 地域福祉の担い手としての活動支援

◇第5部第5 健康づくりの推進（基本計画 P98）

5 受動喫煙防止に関する普及啓発・条例の制定

◇第7部第1－1 生涯学習の推進（生涯学習活動）（基本計画 P110）

1 生涯学習センターを拠点とした生涯学習の基盤づくり
2 生涯学習によるまちづくりに資する人財の育成及び活動の場の提供
3 ネットワーク型生涯学習の推進による機会と場の提供
4 市民ニーズの把握と生涯学習の一層の推進
5 生涯学習情報の提供と相談体制の充実

◇第7部第1－2 生涯学習の推進（図書館活動）（基本計画 P112）

1 図書館施設の適切な維持・補修と図書館ネットワークの再構築
3 電子書籍の導入に向けた検討及び地域資料の充実とデジタル化
4 図書館サポーター及びボランティアとの協働

◇第7部第2 市民スポーツ活動の推進（基本計画 P114）

2	SUBARU 総合スポーツセンターを中心としたライフステージ等に応じたスポーツ機会の提供
5	健康・スポーツ情報の提供と相談体制の充実
6	地域スポーツ活動の推進とスポーツを支える人財の育成

◇第7部第3 芸術・文化のまちづくりの推進（基本計画 P116）

1	三鷹市ゆかりの文化人の顕彰
2	地域文化財の保護・活用
4	市立アニメーション美術館を活かしたまちづくりの推進と観光施策との連携
5	芸術文化の担い手の育成、教育普及活動の推進

◇第8部第1 コミュニティの展開と協働のまちづくりの推進（基本計画 P118）

2	地域の人財育成の推進
3	市民参加手法の検討・推進
4	三鷹ネットワーク大学推進機構との協働の推進
5	「学び」と「コミュニティ」が融合したまちづくりの推進

◇第8部第2 「21世紀型自治体」の実現と都市自治の確立（基本計画 P122）

1	防災都市づくりの検討とファシリティ・マネジメントの推進
8	新たな時代に向けた広報戦略の検討
11	姉妹友好市町村等との交流の推進

第Ⅳ編

三鷹市の教育に関する大綱

第1章

改定における基本的な考え方

1 大綱の趣旨

平成26年6月に改正された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」では、地方自治体の長が、その地域の実情に応じた、教育、学術、文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとされています。これは、地方自治体の長が民意を代表する立場にあり、教育委員会の所管事項に関し、予算の編成・執行や条例提案など重要な権限を有していることや、教育に関する諸施策を推進していくためには、福祉や地域振興などの一般行政サービスとの密接な連携が必要であることなどによるものです。

また、その策定に当たっては、自治体の長と教育委員会で構成する「総合教育会議」で協議を行うこととされています。

「三鷹市の教育に関する大綱」（以下「大綱」という。）は、こうした制度に基づいて、平成27年7月に設置した「三鷹市総合教育会議」における協議を経て平成28年3月に市の教育、学術、文化の振興に関する総合的な施策の方針として策定しました。

今般の改定は、第4次基本計画の第2次改定に合わせて見直しを行うものです。

2 大綱の位置づけ

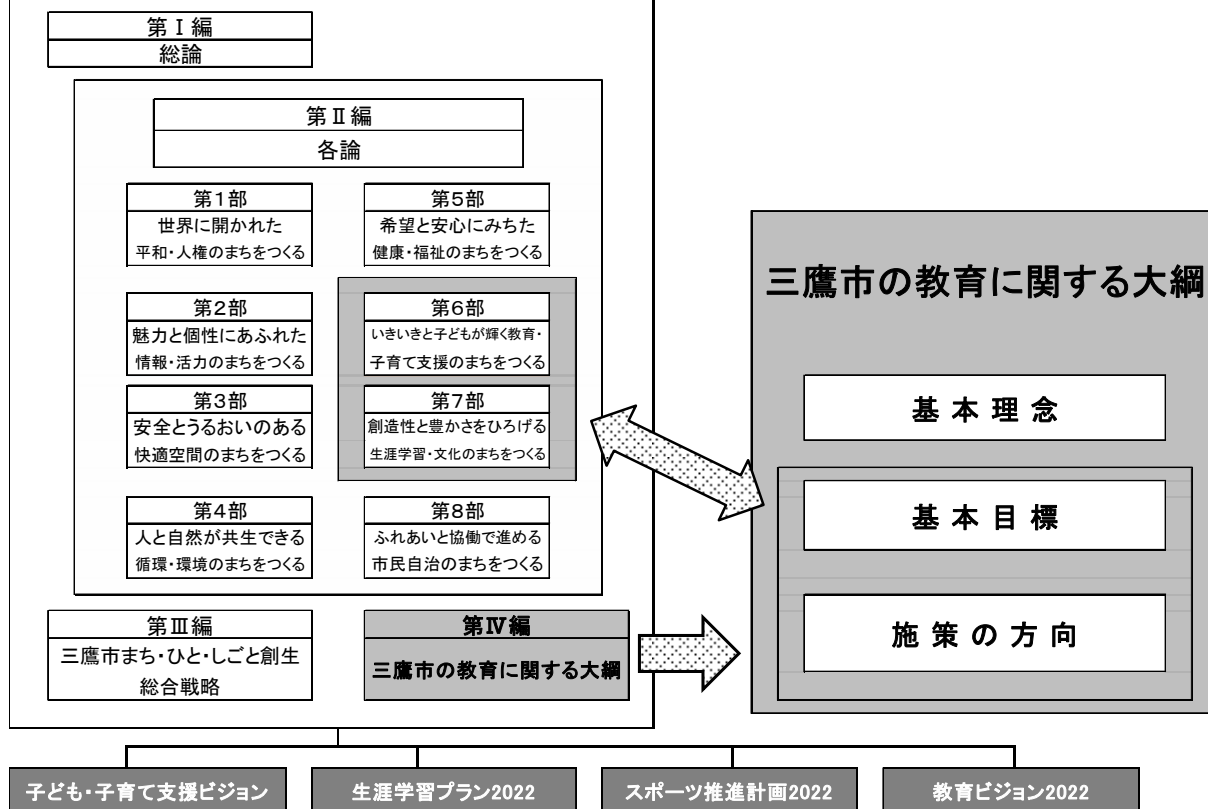
市は、自治基本条例、基本構想に基づき、第4次基本計画を策定・改定し、基本構想の基本理念、基本目標の実現のため、高環境・高福祉のまちづくりを進める8つの柱と31の施策を設定しています。

また、基本構想、基本計画との整合・連動を図りながら、「子ども・子育て支援ビジョン」、「生涯学習プラン2022」、「スポーツ推進計画2022」、「教育ビジョン2022」等を策定・改定し、積極的な事業展開を図っています。

そのため、大綱の「基本理念」は、自治基本条例や基本構想の理念、関連する個別計画などを踏まえて定めることとします。また、教育、学術、文化の振興に関する施策を総合的に示している、第4次基本計画（第2次改定）の第6部、第7部の施策内容を、大綱の「基本目標」と「施策の方向」に位置づけることとします。

このように、大綱は、自治基本条例、基本構想、基本計画を基調とし、関連する各個別計画の理念を反映して策定したことから、教育に関する各個別計画の上位に位置づけられるものであり、第4次基本計画（第2次改定）の中に1つの「編」として組み込むこととします。

第4次三鷹市基本計画(第2次改定)



3 期間

この大綱は、第4次基本計画（第2次改定）との整合を図り、2022年度（令和4年度）までの方針とします。

第2章

基本理念

大綱の基本理念は、自治基本条例に定める「学校と地域との連携協力」と、基本構想の基本理念である「平和の希求、人権の尊重、自治の実現」を基調とし、次の4点とします。

- すべての子どもの人権の尊重
- 地域の多様な主体の参加と協働による教育・子ども子育て支援
- 「人間力」と「社会力」を兼ね備えた子どもの育成
- 市民誰もが心豊かな人生をおくるための、生涯学習・スポーツ・芸術文化のまちの実現

また、この実現に向けては、教育、学術、文化に関する施策を総合的に推進することが求められます。そのため、家庭教育、学校教育、生涯学習、スポーツ、芸術文化に関する施策の連携によって、多世代の市民が楽しく学び、地域活動等にも関わる「参加と協働のまちづくり」を推進していきます。

○ すべての子どもの人権の尊重

すべての子どもの人権が尊重され、性別、国籍、障がいの有無、社会的又は経済的環境にかかわらずのびのびと生活し、いかなる場合においても虐待や差別を受けることのないよう、施策の拡充に努めます。また、子どもの現在及び将来が、貧困など生まれ育った環境によって左右されることのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図ります。

さらに、子どもが地域社会の中で自主性や創造性ととともに社会性を育めるように、地域と家庭の連携によって子どもの成長を支援する施策の充実に努めます。

○ 地域の多様な主体の参加と協働による教育・子ども子育て支援

地域の子育て支援環境の整備には、市民、住民協議会、NPO、民間事業者等地域における多様な主体の参加と協働が必要であり、幅広い施策の横断的な取り組みが求められていることから、地域全体で子どもの成長を支えるため、積極的な連携強化を図っていきます。

また、「コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育」の充実・発展を通して、地域と連携協力し、保護者、地域住民等の学校運営への積極的な参加のもと、地域の力を活かした創意工夫を図ることによって安全で特色ある学校づくりを進め、地域とともに子どもたちを育てる教育を推進します。

さらに、既存の地域社会のすべての力を結集し、それぞれの強みを生かした協働を進め、地域の個人や関係団体をつなぐ、学校を核としたコミュニティづくり、「スクール・コミュニティ」の創造をめざしていきます。

○ 「人間力」と「社会力」を兼ね備えた子どもの育成

これからの社会を生きる子どもたちには、様々な経験や体験を通じた学びや、人と人とのかかわりの中で、多様性を尊重しつつ、社会の一員としての役割を果たしながら生きていくこと、文化の担い手ともなれるような豊かな人間性を身に付けていくことが強く求められます。

そのため、「人間力」―基礎的な素養を身に付け、自立した一人の人間として考え判断し、豊かに力強く生きていくための総合的な力―と、「社会力」―社会とのかかわりを持ち、社会の一員としての役割を果たしつつ、適切な人間関係を結び、共に生きていく力―を兼ね備えた子どもを育成することをめざした教育を推進します。

子どものもてる能力を最大限に引き出し、一人ひとりの個に応じた指導の充実を図るために、個別最適化された学びを実現する指導に取り組みます。

また、幼稚園・保育園と小学校との連携教育を推進するとともに、すべての市立小・中学校で質の高い学校教育を提供するために、連続性と系統性のある学習を保障し、子どもたちの義務教育9年間の学びと15歳の卒業時の姿に責任をもった教育の実現に努めます。

○ 市民誰もが心豊かな人生をおくるための、

生涯学習・スポーツ・芸術文化のまちの実現

市民のライフスタイルやライフステージに応じた多様な学びやスポーツ活動を幅広く支援し、生涯にわたって豊かな人生がおくれる生涯学習・スポーツ・芸術文化のまちづくりを進めます。

市民一人ひとりが生涯学習活動を通じ、生きがいの発見、自己実現を図るとともに、その学びを地域に還元し活動に生かす「学びと活動の循環」の創出により、地域全体が発展していく持続可能な社会の実現をめざします。

また、市民がスポーツを生涯の友にできるよう、スポーツ文化に親しむ機会や健康・生きがい・生活の充実と、市民、団体及び行政がそれぞれの役割を果たし、一人ひとりが主体的なスポーツ活動を通じて、健康・福祉の増進及び地域の活性化を図り、希望あふれるまちづくりを推進します。

さらに、市民が芸術文化に触れる機会の創出や、市民の文化活動の活性化をめざし、芸術文化の担い手の育成や、関係団体等とも連携を図りながら、教育普及活動に取り組みます。

第3章

基本目標と施策の方向

◆基本目標1 いきいきと子どもが輝く 教育・子育て支援のまちをつくる

○ 施策の方向

- (1) 子どもの人権の尊重【第6部―第1 (p.100-101)】
- (2) 子育て支援の充実【第6部―第2 (p.102-105)】
- (3) 魅力ある教育の推進【第6部―第3 (p.106-107)】
- (4) 安全で開かれた学校環境の整備【第6部―第3 (p.108-109)】

◆基本目標2 創造性と豊かさをひろげる 生涯学習・文化のまちをつくる

○ 施策の方向

- (1) 生涯学習の推進（生涯学習活動）【第7部―第1－1 (p.110-111)】
- (2) 生涯学習の推進（図書館活動）【第7部―第1－2 (p.112-113)】
- (3) 市民スポーツ活動の推進【第7部―第2 (p.114-115)】
- (4) 芸術・文化のまちづくりの推進【第7部―第3 (p.116-117)】

※【 】内は第Ⅱ編各論の各体系「施策の方向」を指します。

資 料 編

第1 第4次基本計画と個別計画について

自治基本条例第13条第2項では、「基本構想及び基本計画に基づき策定する個別計画は、基本構想及び基本計画との整合及び連動が図られるようにしなければならない」と定めている。したがって、個別計画の改定についても法令等の定めがあるものを除き、第4次基本計画（第2次改定）と同時並行的に改定を進めた。なお、今回の第4次基本計画（第2次改定）では、今後の計画のあり方を見据え、主要事業のスケジュール等は記載せず、「施策の方向」、「目標指標」、「関連する個別計画」及び「主要事業」、「事業の体系」のみを示すこととした。そのため、基本計画の体系に基づく各事業の目標やスケジュール、詳細な取組内容等は個別計画で掲載することとし、基本計画と個別計画の機能的な役割分担を図った。

【第4次基本計画（第2次改定）と同時に改定を行った個別計画一覧】

No	部	計画名称
1	企画部	都市経営アクションプラン 2022
2		男女平等参画のための三鷹市行動計画 2022（第2次改定）
3		みらいを創る三鷹デジタル社会ビジョン
4	生活環境部	環境基本計画 2022（第2次改定）
5		ごみ処理総合計画 2022（第1次改定）
6		産業振興計画 2022（第2次改定）
7	スポーツと文化部	生涯学習プラン 2022（第2次改定）
8		スポーツ推進計画 2022（第1次改定）
9	健康福祉部	健康福祉総合計画 2022（第2次改定）
10	子ども政策部	子ども・子育て支援ビジョン
11		第2期子ども・子育て支援事業計画
12	都市整備部	土地利用総合計画 2022（第2次改定）
13		緑と水の基本計画 2022（第2次改定）
14		バリアフリーのまちづくり基本構想 2022（第2次改定）
15		交通総合協働計画 2022（第2次改定）
16		下水道経営計画 2022（改定）
17	教育部	教育ビジョン 2022（第2次改定）
18		教育支援プラン 2022（第2次改定）
19		みたか子ども読書プラン 2022（第2次改定）

※ まち・ひと・しごと創生法第10条に基づく「市町村まち・ひと・しごと総合戦略」及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に基づく「教育・学術及び文化振興に関する総合的な施策の大綱」については、第4次基本計画（第2次改定）に含める形で策定

第2 第4次基本計画（第2次改定）における市民参加と市民意見等の反映

これまで市は、自治基本条例に基づく「参加と協働」の精神から、無作為抽出の公募委員方式による市民会議・審議会の運営・公開やパブリックコメント制度、パートナーシップ方式による事業の実施などにより、参加と協働の市政運営を実践してきた。

第4次基本計画（第2次改定）においても、「テーマ別・エリア別ワークショップ」や「まちづくりコメント」などの多角的・多層的な参加方式を用いることで、市民参加の裾野を広げ、多様化し変化する市民のニーズ等を反映する機会とし、「参加と協働のまちづくり」の実現を図った。

平成30年度の取り組み

1 「第4次三鷹市基本計画第2次改定等に向けた市民満足度・意向調査」の実施

（平成30年6月）

多角的・多層的な市民参加の推進と第4次基本計画の第2次改定及び今後の行政サービスの質の向上の基礎資料とするため、市の行っている各施策に対する市民の満足度やニーズを調査した。無作為抽出によって選ばれた満15歳以上の市民の方3,500人に調査票を郵送し、1,667人から回答を得た。

2 三鷹まちづくり総合研究所「市政に関する将来課題の調査研究分科会」の設置

（平成30年7月）

第4次基本計画の第2次改定に向けて、三鷹ネットワーク大学と共同設置した「三鷹まちづくり総合研究所」（所長＝三鷹市長）において、「市政に関する将来課題の調査研究分科会」を立ち上げた。同分科会では、「土地利用のあり方」「行政サービスのあり方」「コミュニティのあり方」「学びの循環と人財活躍のあり方」について検討を行い、市政に関する将来課題の調査・研究を行った。

3 「三鷹を考える論点データ集」及び「三鷹を考える基礎用語事典」の発行

（平成30年12月）

市民との市政に関する情報の共有を図るとともに、第4次基本計画の第2次改定における基礎資料として発行した。「三鷹を考える論点データ集」については、市若手職員を中心としたプロジェクト・チームが作成した。

4 「三鷹市将来人口推計」の作成（平成31年3月）

第4次基本計画の第2次改定及び各個別計画の改定における基礎資料とするため、三鷹市の人口規模、年齢構成、世帯分類等について、2019（平成31）年1月1日の住民基本台帳人口を基準人口とし、2049年までの将来推計をまとめた。

令和元年度の取り組み

1 「第4次三鷹市基本計画第2次改定に向けた基本方針」の作成（令和元年6月）

改定作業を進める指針として、第4次基本計画の第2次改定に向けた基本的な考え方や留意事項等を取りまとめて提示した。

2 「第4次基本計画 第2次改定（1次案）」の確定と市民参加（令和元年9月～11月）

「第4次三鷹市基本計画第2次改定に向けた基本方針」等を踏まえ、施策の方向性や主要事業等を示した「第4次基本計画 第2次改定（1次案）」を9月に公表し、下記のとおり市民参加を実施した。

(1) ICTを活用した市民参加「まちづくりコメント」

9月20日（金）～10月27日（日）の期間に「みたか太陽系ウォーク」と連動し、市民がスタンプを集めながらまち歩きする中で発見した「三鷹の良いところ」「もっと良くしてほしいところ」などのコメントを、専用の投稿ページから投稿できる新たな市民参加を実施し、375件の意見をいただいた。

(2) 「広報みたか」特集号の発行及び1次案に対するアンケート調査

10月13日（日）に1次案の概要を掲載した「広報みたか特集号」を発行し、回答用はがきを添付してアンケート調査を実施した。同調査では、2,893件の意見があった。

設問のうち、1次案において重点的に取り組むべき課題については、8つの施策のうち「希望と安心にみちた健康・福祉のまちをつくる」を選んだ方が最も多く、次いで「安全とうるおいのある快適空間のまちをつくる」となった。また、「質の高い防災・減災まちづくり」を進めていく上でのアイデア募集では、「安全とうるおいのある快適空間のまちをつくる」に関する記述が最も多く、その中の主だった意見として「電柱の地中化」や「道路関連（拡張希望等）」に関するものが多かった。

(3) 1次案に対するテーマ別・エリア別ワークショップ

令和元年10月に7つの住区ごとに行う「エリア別ワークショップ」と、4つのテーマ（①みらいの三鷹駅前、②子どもたちの放課後、③孤立しない介護、④身近なコミュニティバス）ごとに行う「テーマ別ワークショップ」を開催し、市民同士の意見交換や発表を行った。141人の市民に参加いただき、97件の意見をいただいた。

	開催日	時 間	場 所
テーマ別 ワークショップ	10月14日 (月・祝)	①② 9時30分～ 12時30分 ③④ 14時～17時	三鷹ネットワーク大学
エリア別 ワークショップ	10月19日(土)	10時30分～13時	新川中原コミュニティ・センター
		10時30分～13時	大沢コミュニティ・センター
		15時～17時30分	牟礼コミュニティ・センター
	10月23日(水)	18時30分～21時	三鷹駅前コミュニティ・センター
	10月26日(土)	10時～12時30分	連雀コミュニティ・センター
		15時～17時30分	井口コミュニティ・センター
		15時～17時30分	井の頭コミュニティ・センター

(4) みたかまちづくりディスカッション

「みたかまちづくりディスカッション」の実施に向けて、NPO 法人みたか市民協働ネットワークと令和元年7月にパートナーシップ協定を締結した。また、行政主導ではなく、公平・中立な運営を行うため、市民による実行委員会を設置した。

今回の「みたかまちづくりディスカッション」は、11月2日(土)、3日(日)の2日間にわたり開催し、82人の市民の参加があった(参加依頼は、18歳以上の市民を対象に住民基本台帳から無作為抽出された1,800人の方々に実施)。当日は、3つのテーマ(「あらゆる人に必要な情報が行き渡るまちづくり」、「互いに認め合い、互いに支え合う共生のまちづくり」、「周辺環境と暮らしが調和した高環境のまちづくり」)について、おおむね5人ずつのグループに分かれ、2日間で計4回の話し合いを行った結果、42件の意見がまとめられた。

3 「第4次基本計画 第2次改定(2次案)」の確定とパブリックコメントの実施

(令和元年12月～令和2年2月)

1次案に対する市民意見を踏まえるとともに、「財政フレーム」や「三鷹駅前再開発」、「新たな参加と協働のステージ」に向けた考え方を盛り込んだ「第4次基本計画 第2次改定(2次案)」を公表した。

2次案に対しては、1月14日(火)～2月3日(月)にパブリックコメントを実施し、42人の方から185件の意見があった。いただいた意見に対する市の考え方については、市ホームページに全文を掲載したほか、公共施設に閲覧用資料を配置した。

4 各市民会議・審議会などによる計画達成状況の検証と計画改定に向けた提案

各市民会議・審議会などで、基本計画・各個別計画について検証、提案を行った。

5 「第4次基本計画（第2次改定）」の確定（令和2年3月）

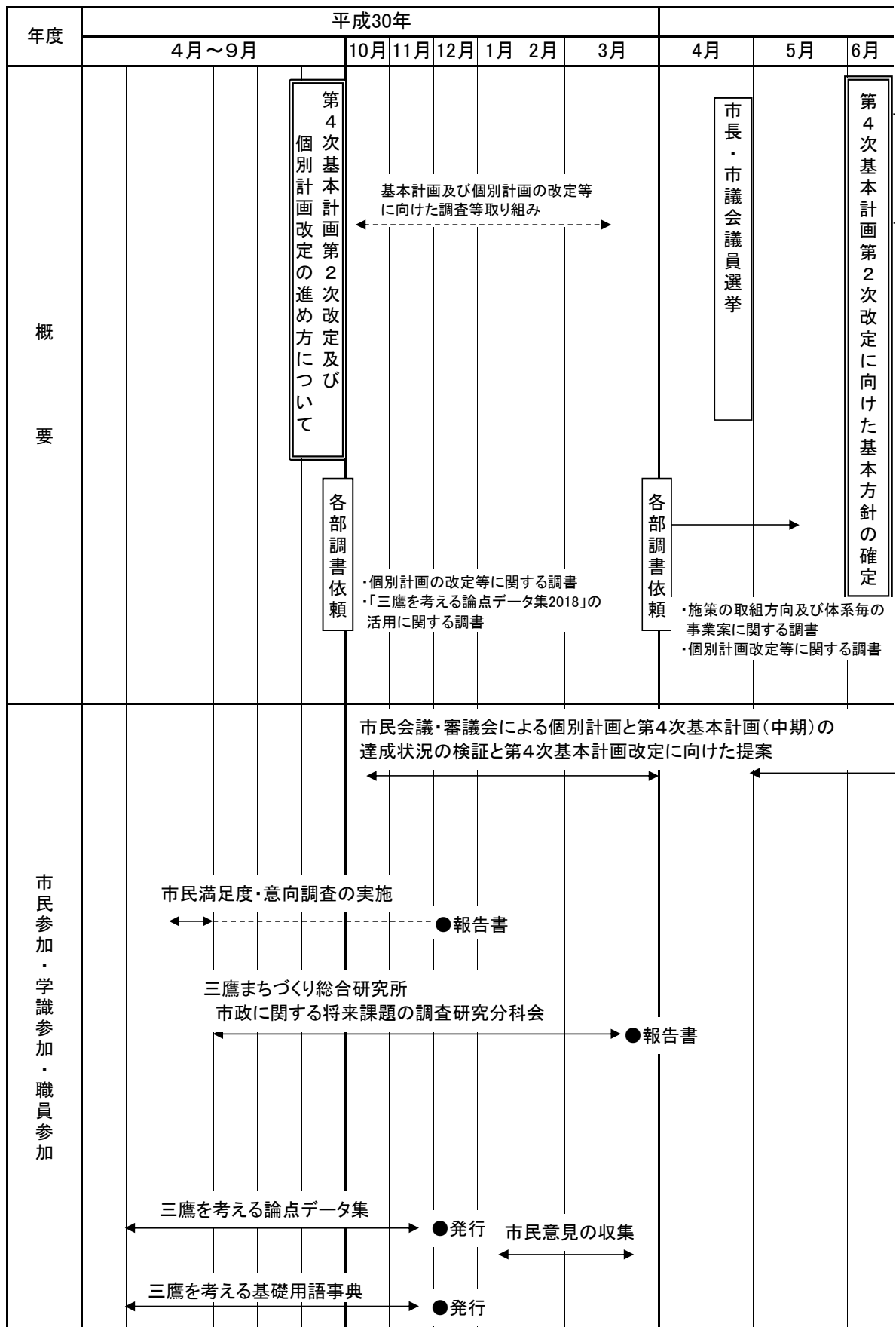
2次案に対するパブリックコメントや市民会議・審議会の意見などを踏まえ、3月末に「第4次基本計画（第2次改定）」を確定した。

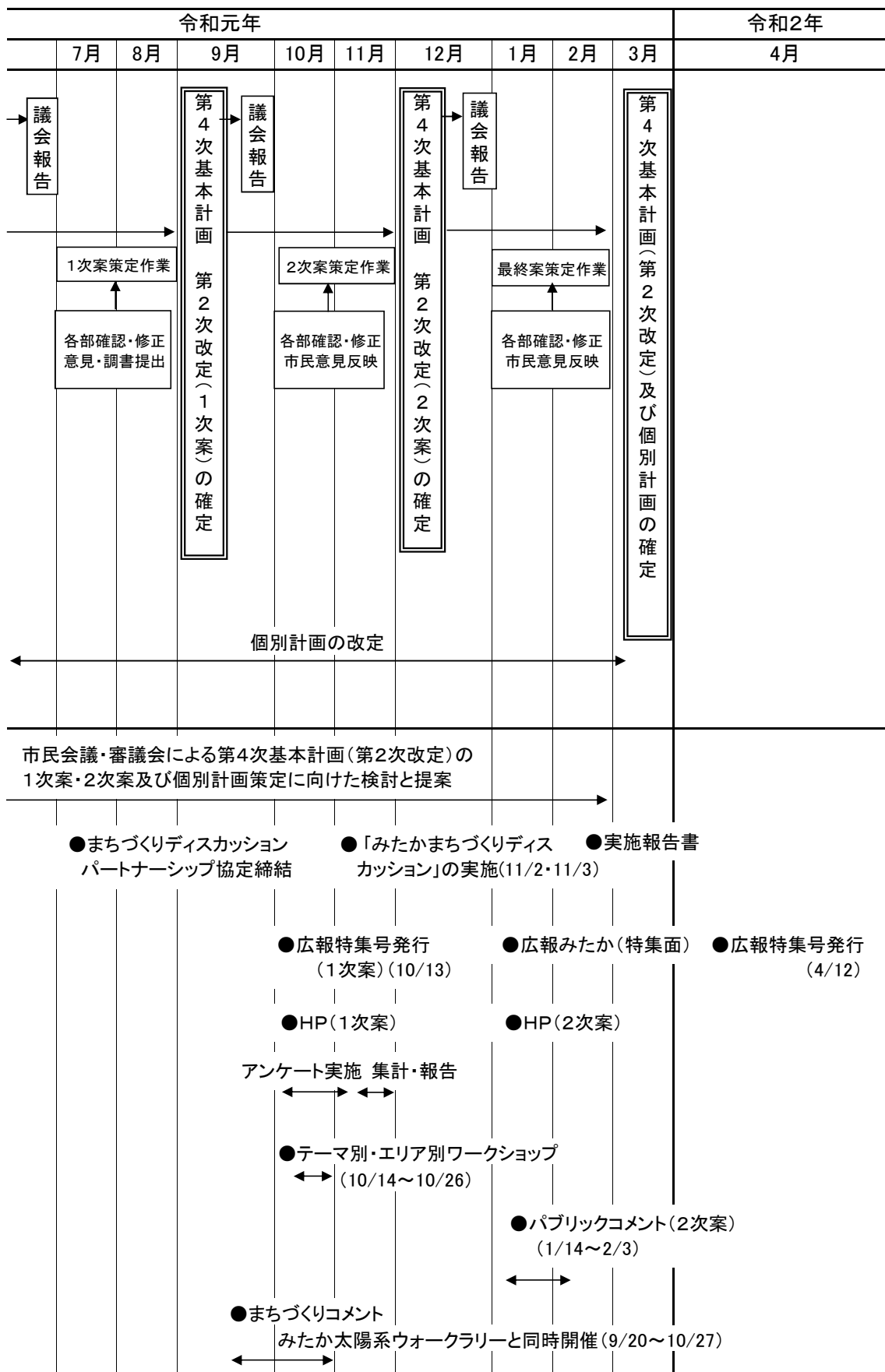
確定した「第4次基本計画（第2次改定）」の概要及び同時に改定した個別計画等については、4月12日（日）に「広報みたか特集号」を発行し、広く市民への周知を図る。



第4次基本計画（第2次改定）に関するエリア別ワークショップ

第3 第4次基本計画（第2次改定）及び個別計画の策定・改定の経過





第4次三鷹市基本計画（第2次改定）
令和2年3月

発 行 三鷹市
住所：三鷹市野崎一丁目1番1号
法人番号：8000020132047
作 成 三鷹市企画部企画経営課
電話：0422（45）1151（内線2111、2151）



三 鷹 市

